

第3次宝塚市人権教育及び人権啓発基本方針

改定版

人権尊重宣言都市

宝塚市

目次

第1章 基本方針改定の考え方	
1. 第3次基本方針改定の趣旨	4
2. 第3次基本方針改定の背景	4
3. 基本方針の位置付けと他計画との関係	12
4. 第3次基本方針策定後の現状と進捗管理	13
(1) 市民意識の現状	13
(2) 行動計画の進捗管理	14
第2章 人権に関する基本理念	
1. 人権尊重の理念	15
2. 人権教育、啓発の基本的あり方	15
(1) 人権教育、啓発の推進	15
(2) 関係機関との連携、協力	16
(3) 関係団体などとのネットワークの構築	16
(4) 市民協働	16
(5) 時、場所に応じた効果的な方法	16
(6) 相談窓口の充実	16
(7) 広報、啓発活動の推進	17
第3章 あらゆる場における人権教育、啓発の推進	
1. 保育所、幼稚園、学校	18
(1) 保育所、幼稚園	18
(2) 学校	18
2. 家庭、地域、職場	19
(1) 家庭	19
(2) 地域	20
(3) 職場	20
第4章 個別の人権問題に対する取組	
1. 部落差別	21
(1) 人権啓発活動の充実(重点施策)	26
(2) 保育所、幼稚園、学校における取組の充実	26
(3) 人権文化センターの取組	27
(4) 人権相談の充実	27
(5) 「えせ同和行為」の排除	27
(6) 本人通知制度の推進	28
(7) モニタリング制度の推進	28
(8) 部落差別解消推進法の周知	28

2. 障害のある人 ^{がい}	29
(1) 権利擁護の推進.....	32
(2) 自立生活の支援と社会参加の促進(重点施策).....	32
(3) 教育の推進.....	33
(4) 就労の促進.....	33
(5) 保健、医療の充実.....	33
(6) 防災の推進と災害時支援の充実.....	33
(7) 社会的孤立にある人への支援.....	34
(8) 相談支援体制の強化.....	34
3. 女性.....	35
(1) 男女共同参画社会実現のための教育、学習、啓発の推進.....	39
(2) 女性への暴力の根絶とあらゆる人の人権の尊重.....	39
(3) 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進(重点施策).....	39
(4) 男女共同参画社会実現のための総合的推進.....	40
4. 高齢者.....	41
(1) 高齢者の権利擁護と虐待防止.....	43
(2) 認知症施策の推進(重点施策).....	43
(3) 社会参加といきがいづくりの促進.....	43
(4) 福祉のまちづくりの推進.....	44
(5) エイジフレンドリーシティの推進.....	44
(6) 保育所、幼稚園、学校における人権教育の充実.....	44
5. 子ども.....	45
(1) 児童虐待防止(重点施策).....	47
(2) いじめ防止.....	47
(3) 体罰根絶のための方策.....	48
(4) 非行防止、健全育成活動の充実.....	48
(5) 不登校児童生徒への支援.....	48
(6) 特別支援教育の充実.....	49
(7) 人権教育の充実と推進.....	49
(8) 子どもの社会参加の促進.....	49
(9) 家庭や地域の子育て力・教育力の向上.....	49
(10) 子どもの貧困対策.....	50
(11) 子どもの人権擁護の推進.....	50
6. 外国人.....	51
(1) 外国人が暮らしやすい差別のない地域社会の実現.....	53
(2) 出会いと交流の場づくり.....	53
(3) 多文化共生教育の推進.....	53
(4) 多様な学習機会の提供.....	54

(5) 社会参加の促進	54
(6) 相談体制の充実	54
(7) ヘイトスピーチに対する取組(重点施策)	54
7. インターネットによる人権問題	56
(1) 情報モラル、情報活用能力の育成	58
(2) 学校での取組(重点施策)	58
(3) トラブル対処の方法や相談窓口の周知	58
(4) モニタリング制度の推進	58
8. 性的マイノリティ	59
(1) 市民の理解促進と自分らしい生活の実現(重点施策)	61
(2) 保育所、幼稚園、学校における取組	62
(3) 相談窓口の充実	62
(4) パートナーシップ制度の推進	62
9. 様々な人権問題	63
(1) 犯罪被害者等	63
(2) 感染症患者等	63
(3) 刑を終えて出所した人	64
(4) アイヌの人々	65
(5) 朝鮮民主主義人民共和国によって拉致された被害者等の人権	65
(6) 災害と人権	65
(7) 自死に関する人権問題	66
(8) その他	66
第5章 効果的な推進体制	
1. 全庁的な推進体制	67
2. 行動計画の策定と進捗管理	67
3. 関係機関などとの連携、協力	67
4. 関係団体などとのネットワークの構築	67
5. 参画、協働の推進	68
6. 相談窓口の充実	68
7. 広報、啓発活動の推進	68
8. 人権文化センター事業の推進	69
9. SDGsとの一体的推進	69
10. 基本方針の見直し	69
資料編	70~87

障害の表記について

本市では平成31年(2019年)4月1日から法令や制度、個別名称などを除く公文書において「障害」と表記している。「障」には「さまたげ」や「バリア」の意味があるが、このバリアは個人の心身機能が原因で生じるものでなく、道路や施設、制度、慣習や差別的な観念など社会的障壁との相互作用で作り出しているもので、障害のある人の地域社会への参画の促進に取り組むなかで、この社会的障壁を取り除き、障害の有無に関わらず、誰もが人格と個性を尊重し支え合う暮らしやすい社会の実現を図る。

第1章 基本方針改定の考え方

1. 第3次基本方針改定の趣旨

日本では、すべての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法のもとで、人権に関する様々な国内諸制度の整備や条約の批准など、これまで人権に関する諸施策が講じられてきました。

しかしながら、今なお、部落差別をはじめ様々な人権問題があり、近年ではインターネット上の人権侵害や性暴力やハラスメント被害、ヤングケアラー¹の問題、外国人などへのヘイトスピーチ²、新型コロナウイルス感染症による様々な偏見・差別、社会情勢が生み出す孤立・孤独の問題など、その内容は複雑化かつ多様化しています。

宝塚市（以下「市」という。）においても、このような人権問題の解決を図るため、平成 30 年（2018 年）策定の「第3次宝塚市人権教育及び人権啓発基本方針」（以下「第3次基本方針」という。）に基づき、様々な取組を実施してきました。今後も市の「人権尊重都市宣言」の基本理念に基づき、引き続き人権課題の解決に向けて積極的に取り組み、人権意識の更なる高揚を図る必要があります。

今般、「第3次基本方針」策定以降 5 年が経過するにあたり、社会情勢の変化や法律などの施行や改正等を踏まえ、「第3次基本方針」を改定し、人権に関する施策を総合的、計画的に推進します。

【今回の主な見直し点】

- 新たな人権課題への対応、市の各種計画等との整合
- 課題と具体的施策の方向を追記
- 重点施策の設定

2. 第3次基本方針改定の背景

国際社会での取組

国際連合（以下「国連」という。）では、「世界人権宣言」を採択し、この理念を実現するため、「人種差別撤廃条約³」「国際人権規約」「女子差別撤廃条約」「障害者権利条約」「児童の権利条約」（いずれも略称）などの採択によって国の枠組みを超えた国際的な人権擁護の取組が進みました。

平成7年（1995年）から平成16年（2004年）までを「人権教育のための国連10年」とすることとし、各国において、「人権という普遍的文化」が構築されることをめざして5つの主要目標を挙げ、

¹ 大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを日常的に行っている子ども

² 人種、民族、宗教、性別などのマイノリティ（少数者）を中傷し、憎しみや差別をおおる言動をいう。日本では2000年代からインターネット上に差別的な書込みが蔓延し、在日韓国・朝鮮人の人々を主なターゲットに、学校や居住地域に押しかけ、暴言を用いたデモや街宣活動を繰り返す団体が現れ、生活保護受給者、被差別部落出身者なども標的にするなど、攻撃活動が全国的に広がり社会問題になった。

³ 「人種、皮膚の色、世系又は民族的若しくは種族的出身者に基づくあらゆる区別、排除、制限又は優先」「政治的、経済的、社会的、文化的その他あらゆる公的生活の分野における平等の立場での人権及び基本的自由を認識し、享有し又は行使することを妨げ又は害する目的又は効果を有するもの」（第1条）を人種差別とし、これらのあらゆる形態の人種差別の撤廃を目的とする条約。

各国内行動計画を定めることを求めました。

そして、平成 16 年(2004 年)12 月に引き続き人権教育を積極的に推進していくことを目的とした「人権教育のための世界計画」が採択され、その第 1 段階では初等、中等教育における人権教育の推進が、またその第 2 段階では高等教育における人権教育及びあらゆるレベルの教員及び教育者、公務員、法執行者及び軍人のための教育プログラムに焦点があてられ、さらに第 3 段階(平成 27 年(2015 年)～平成 31 年(2019 年))では「これまでの取組の強化とジャーナリストやメディア関係者」に焦点を当てた行動計画が採用され、平成 23 年(2011 年)には「人権教育および研修に関する国連宣言」が採択されています。

また、平成 27 年(2015 年)、ニューヨーク国連本部において、「国連持続可能な開発サミット」が開催され、「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採択されました。アジェンダは、人間、地球及び繁栄のための行動計画として、「持続可能な開発目標(SDGs)」を掲げました。持続可能な開発目標(SDGs)の達成に当たっては、現在、各国で令和 12 年(2030 年)の目標達成に向けた取組が進められています。

国内での取組

日本国憲法において、「国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる」として、基本的人権の尊重の精神を明確にしています。

しかし、国内には様々な人権問題が存在しています。これらの人権問題、人権侵害を防止し、克服するための様々な取組の必要性が提起され、多くの地方公共団体や機関、団体において、具体的な施策や事業、活動が展開され、広く人権意識が浸透するようになりました。

その経緯については、まず部落差別をはじめに、在日韓国・朝鮮人問題を中心とする外国人、^が障
碍のある人、女性の人権へとその取組の範囲を拡大し、人権意識の浸透とともに子ども、高齢者、HIV⁴
陽性者、ハンセン病患者、同元患者などの人権なども大きくクローズアップされるようになりました。また、国際人権規約をはじめ、女子差別撤廃条約、児童の権利条約、人種差別撤廃条約⁵、障害者権利条約など人権条約を批准しました。

平成 12 年(2000 年)に「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が施行され、この法律に基づき、「人権教育・啓発に関する基本計画」が策定されました。その後、文部科学省では、「人権教育の指導方法等の在り方について」が3次にわたって報告されるなど、人権教育、啓発を通じて人権課題の解決に向けての取組が進められてきました。個別の人権課題についても、様々な法律が施行され、人権尊重社会の実現に向けた取組を進めています。

令和2年(2020 年)には、「ビジネスと人権に関する指導原則」に基づく「「ビジネスと人権」に関する行動計画」が策定されました。

⁴ ヒト免疫不全ウイルス(human immunodeficiency virus)、通称エイズウイルスのことをいう。HIV によって引き起こされる免疫不全症候群のことを特にエイズ(AIDS)と呼んでいる。

⁵ 4 頁参照

令和 3 年(2021 年)には、「新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部を改正する法律」が施行され、新型コロナウイルス感染者等の差別的取扱い等の防止について規定されました。

令和3年(2021年)2月には、新型コロナウイルス感染拡大の影響が長期化することにより、孤独・孤立の問題がより一層社会問題となっていることを受けて、内閣府では、孤独・孤立対策担当室が設立されました。

市の取組

市においても、部落差別をはじめとして、^{がい}障害のある人、女性、高齢者、子ども、外国人などの人権問題に係る取組を進めていく中で、これらの領域を包括した総合的な視点から人権問題に取り組む必要性が認識され、市民の人権意識の広がりや深まりを踏まえて、平成8年(1996 年)「人権尊重都市宣言」を行いました。

平成 14 年(2002 年)に「宝塚市人権教育及び人権啓発基本方針」、平成 19 年(2007 年)に「第 2 次基本方針」、平成 30 年(2018 年)には「第 3 次基本方針」を策定し、広く個人人権領域ごとに施策、事業を拡充しました。

第 3 次基本方針策定以後、令和 3 年(2021 年)「第6次宝塚市総合計画⁶」を策定し、「すべての人々の人権が尊重され、平和の下で、誰もがありのままに自分らしく生きている」を、めざすまちの姿としています。また、「男女共同参画推進条例」の改正、個別計画として、「第 5 次障害(がい)者施策長期推進計画」、次世代育成支援行動計画「たからっ子「育み」プラン(後期計画)」、「地域包括ケアプラン(高齢者福祉計画・第 8 期宝塚市介護保険事業計画)」、「第 2 次教育振興基本計画」などを策定、取り組むことで、人権施策を推進してきました。

さらに、「ありのままに自分らしく生きられるまち宝塚(性的マイノリティに寄り添うまちづくりの取組)」を策定し、「宝塚市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱」を制定後、他の自治体と連携して「パートナーシップ宣誓制度の取組に関する協定書」を締結し、性的マイノリティに関する取組を進めています。

⁶ 総合的かつ、計画的にまちづくりを推進するための計画であり、市民と行政によるまちづくりの方向性を示している。また、本市が定める計画の最上位に位置し、具体的な取組等を示す各分野別計画は総合計画に即するものとしている。

人権関係年表

	国連	国内	宝塚市
昭和 22 (1947)年		「日本国憲法」施行	
昭和 23 (1948)年	「世界人権宣言」採 択		
昭和 26 (1951)年	「難民の地位に関 する条約」採択	「児童憲章」制定	
昭和 29 (1954)年			「民主文化協議会」発足
昭和 40 (1965)年	「人種差別撤廃条 約」採択	「同和对策審議会答申」	
昭和 41 (1966)年	「国際人権規約」採 択		
昭和 43 (1968)年	「国際人権年」		
昭和 44 (1969)年		「同和对策事業特別措置法」施行	「同和教育基本方針」策定 「同和教育の重点方策」策定
昭和 45 (1970)年			「同和对策審議会」設置
昭和 47 (1972)年			「同和对策審議会答申」
昭和 48 (1973)年			「同和教育協議会」改称
昭和 50 (1975)年	「国際婦人年」		「同和教育指導員制度」発足
昭和 51 (1976)年			「同和教育推進計画」策定
昭和 51 (1976)年 ～ 昭和 60 (1985)年	「国連婦人の 10 年」		
昭和 52 (1977)年			「同和教育推進委員会」設置
昭和 54 (1979)年	「女子差別撤廃条 約」採択 「国際児童年」	「国際人権規約」批准	

	国連	国内	宝塚市
昭和 55 (1980)年			「同和対策協議会」設置
昭和 56 (1981)年	「国際障害者年」	「同和対策協議会意見具申」 「難民の地位に関する条約」批准	
昭和 57 (1982)年		「地域改善対策特別措置法」施行	
昭和 58 (1983)年 ～ 平成 4 (1992)年	「国連障害者の 10 年」		
昭和 59 (1984)年	「拷問等禁止条約」 採択		「同和保育基本方針」策定
昭和 60 (1985)年		「女子差別撤廃条約」批准	「啓発の深化と拡大についての方針」 策定 「小学校区人権啓発推進委員会」発足
昭和 61 (1986)年		「地域改善対策協議会意見具申」 「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」施行	
昭和 62 (1987)年		「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の 特別措置に関する法律」施行 「障害者の雇用の促進等に関する法律」改正 (表題改正)	
平成元 (1989)年	「児童の権利条約」 採択		「非核平和都市宣言」
平成 5 (1993)年	「世界人権会議」開 催		「在日外国人教育指針」策定
平成 6 (1994)年		「児童の権利条約」批准	「男女共同参画都市宣言」
平成 7 (1995)年		「人種差別撤廃条約」批准 「人権教育のための国連 10 年推進本部」設置 「国際労働機関 (ILO) 156 号条約」批准	「国際交流のまち推進基本計画」策定
平成 7 (1995)年 ～ 平成 16 (2004)年	「人権教育のため の国連 10 年」		

	国連	国内	宝塚市
平成 8 (1996) 年		「地域改善対策協議会意見具申」 「らい予防法の廃止に関する法律」施行 「優生保護法」から「母体保護法」へ改正	「人権尊重都市宣言」 「女性プラン—女性施策推進のための基本計画」策定
平成 9 (1997) 年		「人権擁護施策推進法」施行 「障害者基本法」施行 「人権教育のための国連 10 年に関する国内行動計画」策定	「障害者計画ノーマライゼーションプラン」策定 「児童育成計画エンゼルプラン宝塚」策定 「人権啓発推進本部」設置
平成 10 (1998) 年			「人権啓発基本方針」策定
平成 11 (1999) 年	「国際高齢者年」	「男女共同参画社会基本法」施行 「児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律」施行 「人権擁護推進審議会答申」(人権教育・啓発の在り方) 「拷問等禁止条約」批准	
平成 12 (2000) 年		「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」施行 「児童虐待の防止等に関する法律」施行 「犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律」施行 「ストーカー行為等の規制等に関する法律」施行 「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」施行	「在日外国人教育推進協議会」設置 「外国人市民懇話会」設置
平成 13 (2001) 年		「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」施行 「ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律」施行	
平成 14 (2002) 年		「人権教育・啓発に関する基本計画」閣議決定 「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」失効 「ホームズの自立の支援等に関する特別措置法」施行 「身体障害者補助犬法」施行 「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」施行	「男女共同参画推進条例」制定 「同和施策の今後について(市方針)」策定 「人権教育及び人権啓発基本方針」策定 「在日外国人教育指針」改定 「外国人市民懇話会提言書」 「人権審議会」設置

	国連	国内	宝塚市
平成 15 (2003)年			「人権教育及び人権啓発行動計画(年度計画)」策定
平成 16 (2004)年	「人権教育のための世界計画」策定	「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」施行 「人権教育の指導方法等の在り方について(第一次とりまとめ)」	「犯罪被害者支援条例」制定
平成 17 (2005)年		「犯罪被害者等基本法」施行	「次世代育成支援行動計画たからっ子『育み』プラン」策定
平成 18 (2006)年	「障害者の権利に関する条約」採択	「障害者自立支援法」施行 「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」施行 「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」施行 「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」施行 「人権教育の指導方法等の在り方について(第二次とりまとめ)」	「高齢者保健福祉計画・第3期介護保険事業計画」策定 「男女共同参画プラン」策定
平成 19 (2007)年			「第2次人権教育及び人権啓発基本方針」策定 「子ども条例」制定
平成 21 (2009)年		「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」施行 「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境整備等に関する法律」施行	
平成 22 (2010)年		「子ども・若者育成支援推進法」施行	「教育振興基本計画」策定
平成 23 (2011)年	「人権教育および研修に関する国連宣言」採択		「第4次障がい者施策長期推進計画」策定 「第5次総合計画」策定
平成 24 (2012)年		「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」施行	「地域福祉計画(第2期)」策定
平成 25 (2013)年		「いじめ防止対策推進法」施行	

	国連	国内	宝塚市
平成 26 (2014) 年		「障害者の権利に関する条約」批准 「子どもの貧困対策の推進に関する法律」施行	「子どもの権利サポート委員会条例」制定 「次世代育成支援行動計画 たからっ子『育み』プラン(子ども・子育て支援事業計画)」策定 「いじめ防止等に関する条例」制定 「いじめ防止基本方針」策定
平成 27 (2015) 年	「国連持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」採択	「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」施行 「生活困窮者自立支援法」施行	「障害福祉計画(第 4 期計画)」策定 「高齢者福祉計画・第 6 期介護保険事業計画『ゴールドプラン 21 宝塚』」策定 「ありのままに自分らしく生きられるまち宝塚(性的マイノリティに寄り添うまちづくりの取組)」策定 「本人通知制度」開始
平成 28 (2016) 年		「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」施行 「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」施行 「部落差別の解消の推進に関する法律」施行	「第 5 次総合計画(後期基本計画)」策定 「教育振興基本計画(後期計画)」策定 「第 2 次男女共同参画プラン」策定 「手話言語条例」制定 「障害者差別解消に関する条例」制定 「パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱」制定
平成 29 (2017) 年		「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の確保等に関する法律」施行	「エイジフレンドリーシティ宝塚行動計画」策定
平成 30 (2018) 年			「第 3 次宝塚市人権教育及び人権啓発基本方針」策定
令和元 (2019) 年			「男女共同参画推進条例」改正
令和 2 (2020) 年		「「ビジネスと人権」に関する行動計画」策定	「次世代育成支援行動計画 たからっ子『育み』プラン(後期計画)」策定

	国連	国内	宝塚市
令和3 (2021)年		「新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部 改正する法律」施行 「孤独・孤立対策担当室」設置	「第6次宝塚市総合計画」策定 「第5次障害(がい)者施策長期計 画」策定 「地域包括ケア推進プラン」策定 「第2次教育振興基本計画」策定 「地域福祉計画(第3期)」策定

3. 基本方針の位置付けと他計画との関係

本方針は、平成12年(2000年)施行の「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」第5条の人権教育、啓発施策の策定及び実施についての地方公共団体の責務の規定に基づき、策定します。

令和3年(2021年)から10年間の市民と市のまちづくりの方向性を定めた「第6次宝塚市総合計画⁷⁾」のめざす、「すべての人の人権が尊重され、平和の下で、誰もがありのままに自分らしく生きている」まちを実現するため、人権施策を総合的かつ計画的に推進していくための指針となります。

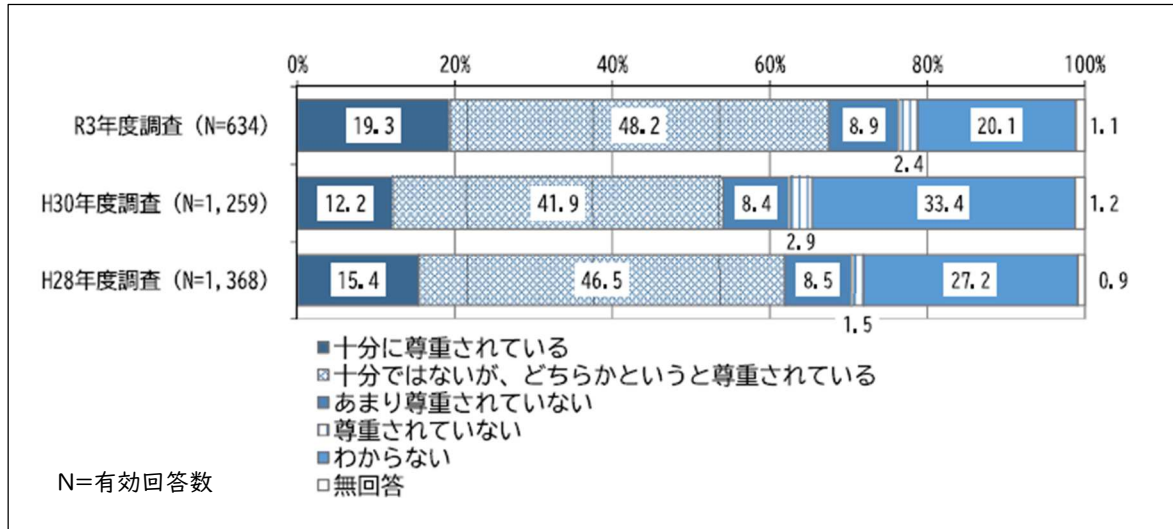
他の関連計画などと整合を図り、人権に関する取組を総合的に推進する理念を明らかにし、他の関連計画の取組を人権の視点で横断的につなぐ役割を果たします。

⁷⁾ 6頁参照

4. 第3次基本方針策定後の現状と進捗管理

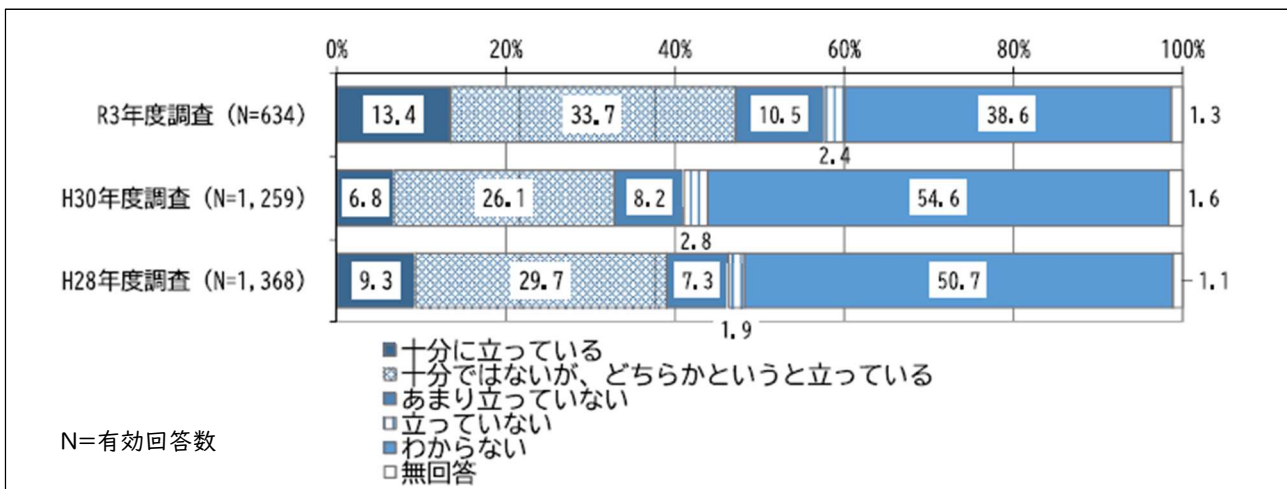
(1) 市民意識の現状

【図1 日々の生活において、人権が尊重されていると思うか】



資料：市民アンケート調査報告書⁸

【図2 市の施策は人権尊重の視点に立っているか】



資料：市民アンケート調査報告書

⁸ 本市では、令和3年度(2021年度)から第6次宝塚市総合計画をスタートし、「わたしの舞台は たからづか」をスローガンに掲げ、「活動・活躍できる場をつくり、暮らしを支え、まちを未来につなげていく」という想いのもと、市民と行政で共にまちづくりをすすめている。市民アンケート調査報告書は、令和3年(2021年)11月に実施したもので、第6次宝塚市総合計画に関連して、市民の意識や、活動状況、本市の取組に関する評価等の把握を行うことを目的に実施したものである。

(2) 行動計画の進捗管理

第1次基本方針策定以降、毎年度「人権教育及び人権啓発行動計画」を策定し、それぞれの領域で法律や市の課題に合わせて事業を組み替え、新たな人権課題の解消に向けた取組を追加するなど充実を図ります。今後は、行動計画の課題に加え、より成果を可視化するために令和5年度(2023年度)から指標を設定し、行動していくこととします。

令和3年(2021年)に策定された「第6次宝塚市総合計画⁹」で各分野の共通するめざすまちな姿である「共に創り、未来につなぐまち」に位置付けられたことに基づき、市の実施するすべての施策に人権尊重の理念を取り入れた展開を図るとしており、今後は、より一層全庁的な課題として協議、調整を行い、取組を推進していきます。

市職員研修については、職場ごとに研修を行うとともに、主に若手職員を対象とした部落差別に関する研修や、性的マイノリティに関する研修を全職員が受講する取組を進めるなど、充実を図ってきました。しかしながら、職員の入れ替わりがあることや、継続的な取組が必要なことから、更なる研修体制の充実を図っていきます。

⁹ 6頁参照

第2章 人権に関する基本理念

1. 人権尊重の理念

人権とは、人間の尊厳に基づいた各人が持っている固有の権利であり、社会を構成するすべての人々が個人としての生存と自由を確保し、社会において人間らしく幸福な生活を営むために欠かすことのできない権利です。

人権は、「一人ひとりの人間がかけがえのない存在である」ということを、自分だけでなく、他人と認め合って、はじめて成立するものです。

したがって、人権尊重の理念は、多様な生き方を認め合い、自分の人権のみならず、他人の人権についても正しく理解し、その権利の行使に伴う責任を自覚し、人権を相互に尊重し合う人権の共存の考え方もあります。

このような考え方にに基づき、市では「すべての人々の人権が尊重され、平和の下で、誰もがありのままに自分らしく生きている」まちをめざします。

2. 人権教育、啓発の基本的あり方

人権教育、啓発においては、人権について正しく理解し、人権を尊重するために必要な価値観や態度を育み、市民一人ひとりが日常生活の中で出会う様々な事象の中から、主体的に考え、学び、自らの課題として人権課題の解決に向けた行動に移していくことが重要です。

したがって、人権教育、啓発は学校、地域、家庭、職場、その他様々な場を通じて、多様な機会を設けて効果的な手法により、定期的、継続的に実施します。

(1) 人権教育、啓発の推進

市では、平成14年(2002年)4月に「まちづくり基本条例」「市民参加条例」を施行し、市民と行政との協働のまちづくりを進めています。

また、市の「人権尊重都市宣言」で「人権は、市民一人ひとりの不断の努力によって守り、築かれる」と示されているように、市民一人ひとりが人権問題に対して関心を持ち、自分の人権と同様に他人の人権を尊重する心と姿勢を育むことが必要となります。

市民と市がそれぞれに果たすべき責任と役割を分担しながら、相互に補完し協力して進めることで、より地域や日常生活に密着した人権教育、啓発となります。

人権をより身近なものとしてとらえ、市民一人ひとりが関わる問題として人権感覚を身につけるとともに、人権に関わる問題があったときは傍観者的な姿勢ではなく、主体的に行動していくことが求められます。

(2) 関係機関との連携、協力

神戸地方法務局や兵庫県、近隣市町などの様々な関係機関との連携により、人権教育、啓発を推進します。さらに、本市と企業との包括連携協定の項目に性的マイノリティへの支援を組み込む等、企業など事業所との連携した取組を進めてきましたが、今後もより一層推進を図ります。

(3) 関係団体などとのネットワークの構築

市職員が市人権・同和教育協議会¹⁰や伊丹人権擁護委員協議会宝塚部会などの会議に出席し、啓発事業を共同で開催するなど、効果的な推進を図ります。

また、人権教育、啓発の取組を進めるにあたり、当事者や当事者団体の意見を聞くなど、関係団体などとのネットワークの構築を図ります。

(4) 市民協働

多くの市民の参加を期待し、市民が実施する講演会や活動を支援するなど、市民の自主的な人権教育、啓発の取組を引き出す取組を進めます。

(5) 時、場所に応じた効果的な方法

人権教育、啓発は幅広い年齢層を対象としているため、それぞれの時、場所に応じた取組が必要となります。

そのため、家庭や地域、学校、職場などあらゆる場、機会を通じて人権教育、啓発活動が実施されるよう支援します。また、人権教育、啓発の場において得られた知識や情報を、日常生活の中での主体的な行動へ結びつけることができるよう、人権に関して大きな社会問題となっている事例をタイミングよく取り上げ、市民が主体的、能動的に参加できるような手法を取り入れます。

(6) 相談窓口の充実

人権擁護委員による「人権相談」は、神戸地方法務局伊丹支局と連携しながら毎月1回定期的に実施し随時相談も行っています。配偶者などからの暴力に関する相談、子どもの権利サポート委員会¹¹(子どもの悩み相談)、平成28年(2016年)6月から実施しているセクシュアルマイノリティ電話相談など、各種人権問題の早期解決を図るため、引き続き、各領域においてそれぞれ相談体制の充実に努めます。

人権文化センターでは、人権侵害の拡大や発生を防止するため、必要に応じ関係行政機関、各種団体などとの連携協力体制づくりに努めるとともに、相談活動を円滑に行うため、各種研修参加に努めます。

気軽に安心して相談できる窓口を設け、解決に向けた方法を一緒に考えていける相談体制が必要です。そのために、市民に対し人権相談窓口についてあらゆる場を通じて周知するとともに、相談を

¹⁰ 部落差別をはじめとする様々な人権問題を解消し、市に住むすべての人々の人権が損なわれることなく、心豊かに暮らせる人権文化が薫るまちづくりのために、人権教育、啓発を進めている協議会のことをいう。

¹¹ 市条例により、行政機関からの独立性が確保され、子どもの権利救済を図るために設置された第三者的に子どもに寄り添う専門機関。

受ける側の人権意識の向上や多様化する人権問題への認識と理解を深めていく必要があります。

(7) 広報、啓発活動の推進

人権教育、啓発の推進にあたっては、エフエム宝塚や市ホームページ、SNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)¹²、「広報たからづか」など、様々な媒体を活用します。各種の啓発事業や行事について知らない市民も多く、広く関係団体と連携しながら、人権に関して大きな社会問題となっている事例をタイミングよく取り上げるなど、参加、利用が増えていくような工夫を凝らした啓発に努めます。

¹² インターネット上の交流を通じて新たな人間関係を構築する場を提供するサービスのことをいう。

第3章 あらゆる場における人権教育、啓発の推進

人権尊重社会を実現するため、市民一人ひとりが人権尊重の理念について正しく理解し、日常生活において人権尊重の意識がその態度や行動に表れる必要があります。そのために、幼児から高齢者まで幅広い層を対象として、家庭、地域、学校、職場など社会のあらゆる場において、市民と市が協働し、様々な手法を取り入れ、人権教育、啓発を進めます。

1. 保育所、幼稚園、学校

保育所、幼稚園、学校において、人権保育、教育を推進するために、子どもたちの発達段階に応じて、様々な体験活動や交流を通して、人権に関する内容や意義についての理解を深め、また、人権が持つ価値や重要性を感受し、それを共感的に受けとめる感性や感覚を育みます。そして、それらを基盤として、子どもたちが実際の行為に結びつける実践力や行動力を育成します。

教職員、保育所職員においては、自ら豊かな人間性の向上に努め、人権感覚に満ち、子どもをしっかり理解した保育、教育活動に携われるよう、部落差別をはじめとする様々な人権問題への理解と認識を深める研修や研究の機会を充実させます。また、家庭、地域、関係機関などとの連携を強化し、人権問題の解決に積極的な役割を果たします。

(1) 保育所、幼稚園

乳幼児期は、生涯にわたる人間形成の基礎を培う大切な時期です。保育所、幼稚園では、生活や遊びを通して、子どもの発達や特性に応じた援助を行い、最善の利益を考慮し、一人ひとりが認められ、自らをかけがえのない存在として実感できるように自尊感情を高め、人権尊重の精神の芽生えが感性として育まれるようにします。

また、基本的な生活習慣を養い、社会性の芽生えや集団意識を育みます。他児とのかかわりの中で、相手の存在に気づき、尊重する気持ちや思いやりの心を持って行動できるよう保育活動を充実させ、望ましい人間関係をつくります。

「幼児教育センター」では、公立、私立の保育所、幼稚園の横のつながりを深めるとともに、中学校区を単位とした保育所、幼稚園、小学校、中学校（以下「保・幼・小・中」という。）の縦のつながりを深め、人権保育、教育に取り組んでいます。

今後、保育所、幼稚園が地域の子育て支援の拠点としてますます重要な役割を担っていくという視点から、地域とも連携し、保・幼・小・中の各成長の段階に応じ系統的な人権保育、教育を進めていきます。

(2) 学校

学校教育においては、すべての教育活動を通じて人権尊重の意識を高め、一人ひとりを大切にしたい教育の充実を図っていきます。各学校における人権教育の推進体制を確立し、子ども、保護者、地域の実態を的確に把握し、「人権教育全体計画」及び「人権教育年間指導計画」を立て、毎年見直

しを図り、計画的、系統的な人権教育を推進します。

すべての子どもたちが自立と自己実現ができるよう進路を保障する教育実践と、身の回りにある差別や偏見、さらには生活の中の不合理や矛盾に気づかせるとともに、発達段階に応じて部落差別解消をはじめとする様々な人権学習に主体的に取り組み、正しい理解と認識を深め、自分の問題として捉えるようにします。また、差別されている子どもに寄り添い、仲間意識に支えられた集団づくりを進め、豊かな人権感覚を育むとともにあらゆる差別解消のための実践力を育成します。

そのために育てたい資質や能力として、人の気持ちや考えがわかる想像力、共感的に理解する力、思いや考えを適切かつ豊かに表現し、伝え合い、分かり合うためのコミュニケーション能力やそのための技能、人間関係を調整する力などを総合的に培っていきます。

また、市内の学校園所を10ブロックに分け、「保・幼・小・中・特別支援の連携をより推進し、豊かな人権感覚を育む」をテーマに、ブロックごとの子どもの実態や課題を把握し、めざす子ども像を共通認識し、「人権教育ブロック別実践研究会」を充実させます。相互の授業公開、合同研修の実施、子どもの発達段階に応じたカリキュラム研究、教職員間の交流を進める体制を整え、系統的、継続的に人権教育の実践に努めていきます。

さらに、学校における人権教育の方針、成果、課題を保護者や地域とも共有し、協力関係を築き、一体となった人権教育を推進していきます。

2. 家庭、地域、職場

あらゆる世代の人々が人権の尊重を普遍的な価値観として共有し、世代やライフスタイルに応じて、人権について考えることができるよう、多様な学習機会や情報の提供に努めます。

(1) 家庭

家庭教育はすべての教育の原点であり、生涯にわたって豊かな人権感覚を養う上で家庭の果たす役割は極めて重要です。なかでも、人間形成の基礎を培う幼少期に、家庭で、遊びやしつけ、家事や家族とのふれあいなど日常生活を通じて、豊かな感性や思いやりの心、自立心などを育み、基本的な社会のルールなどを身につけることが大切です。

そのため、引き続き子育てに関する相談、支援の充実をはじめ、保護者自らが人権意識を高めるための自主的な学習活動の支援を行うとともに、保護者と子の体験学習の促進など、ともに学んでいけるような施策を学校や地域と連携を図り、進めていきます。

さらに、啓発資料や広報などにより、人権問題について家族の間で活発な話し合いが行われ、日常生活の場で実践されるよう促します。

(2) 地域

地域はそこに居住する人々が日常の学習活動や地域活動を通じて、様々な人権問題について理解を深め実践する場であり、特に、子どもたちにとっては、思いやりの心や自立心を育み、社会性などを体験的に学ぶ場として重要な役割を担っています。

このことから、地域においては、人権文化センターや公民館、図書館における社会教育活動や学習、交流活動、行政主催によるセミナーや講演会の開催をはじめ、小学校区人権啓発推進事業など、自治会、まちづくり協議会、民生委員・児童委員、青少年補導委員、PTA・育友会、人権文化活動推進協議会、ボランティア活動団体を中心とする人権に関わる多様な学習活動が展開されるとともに、これらの団体や組織による地域福祉活動などが活発に行われることが大切です。

このため、人権教育を生涯学習の観点からとらえ、人権に関する具体的な課題に即しつつ、多様な学習情報、教材の提供を行い、学習機会の拡充を図るなど市民の自主的な学習活動の支援を行います。

また、人権感覚や人権意識は、主として家庭や地域における人間関係の中で培われることから、人権問題を単に知識として学ぶだけではなく、日常生活において態度や行動に表れるような人権感覚を養っていくことが求められています。教育及び啓発リーダーの育成や地域実践活動、交流の場の提供などにより、地域の教育力を高め、市民の主体的な教育及び啓発活動が活発に展開されるよう支援します。

(3) 職場

企業などの事業所はその活動を通して、社会や地域と深い関わりを持つことから、社会性、公共性を有しています。地域社会を構成する法人も市民として、また就業の場を提供する雇用主として、差別のない明るい地域、職場づくりを行うよう、実態に応じて、自主的、計画的、継続的に啓発活動を展開することが大切です。

事業所における研修の促進を図り、市雇用促進連絡協議会や市人権・同和教育協議会¹³企業部、関係団体などにより一層の連携を図って取り組みます。

また、市職員の研修を実施し、職員一人ひとりの人権意識を高め、人権尊重の視点に立って自らの職務に取り組み、あらゆる施策に人権尊重の視点を反映させます。

¹³ 16 頁参照

第4章 個別の人権問題に対する取組

1. 部落差別

日本固有の重大な人権問題である部落差別は、被差別部落に地縁、血縁をはじめとした様々な関係を持つことを理由に、結婚や就職、日常生活上で差別を受けるといった問題です。このことは憲法がすべての国民に保障している基本的人権が侵害されている人権問題であり、私たち一人ひとりが解消に向けて取り組まなければならない課題です。

部落差別については、昭和 40 年(1965 年)に国の同和対策審議会答申で、その解決は行政の責務であり、国民的課題であることを明確にしました。そして、昭和 44 年(1969 年)に「同和対策事業特別措置法」が施行され、差別意識と偏見の解消を図るための啓発事業や同和地区の環境改善、地区住民の生活実態の改善に関する事業が取り組まれるようになりました。

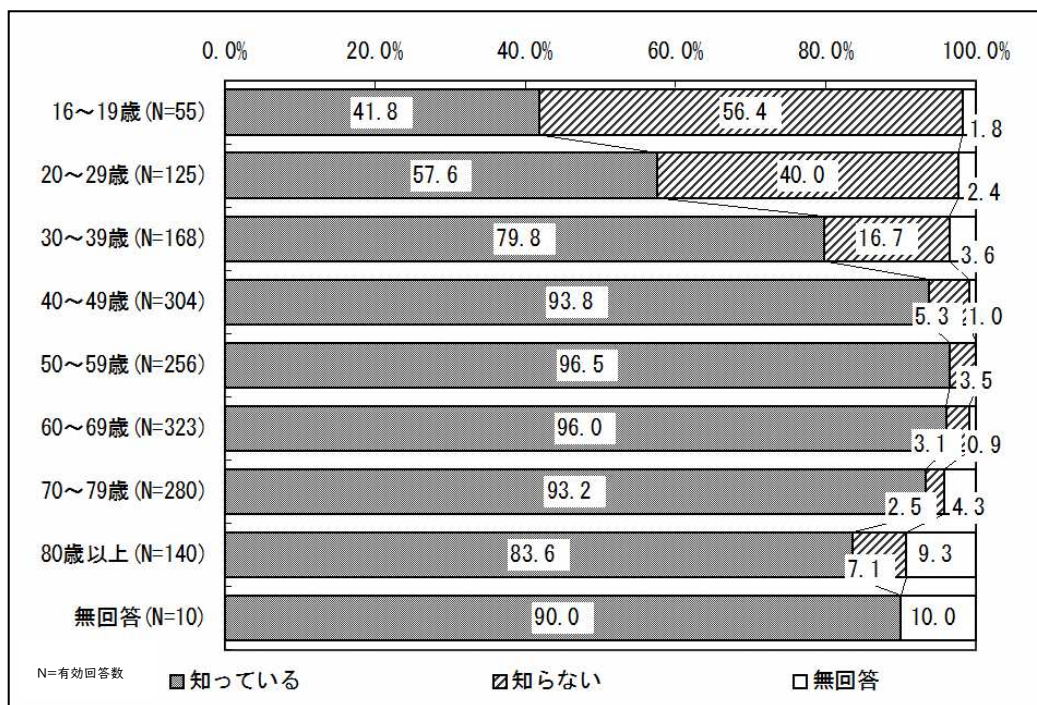
市における同和行政は、昭和 47 年(1972 年)以降、昭和 57 年(1982 年)までは市同和対策審議会から、それ以降は市同和対策協議会から、数次にわたる答申及び意見具申を受け、それらに沿って各種の施策を実施してきました。その成果として、住宅、道路などの整備により生活環境については大きく改善され、成果を上げてきていました。また、平成 14 年(2002 年)の特別対策終了後も、継続して市民との協働による人権教育、啓発に取り組み、講演会や人権文化センター事業に参加する市民が増加しました。

しかし、その後も差別落書き、インターネットを使った差別書き込みや同和地区に関する問い合わせなどがあり、忌避意識による差別や偏見が完全に解消されていない状況が続いています。こうした状況の中、平成 28 年(2016 年)12月に「部落差別の解消の推進に関する法律」(以下「部落差別解消推進法」という。)が施行されました。この法律では、部落差別が許されないものであり、これを解消することが重要な課題であることが明記され、差別解消のための国や地方公共団体の責務や教育、啓発について規定されました。

平成 28 年(2016 年)に実施した人権問題に関する市民意識調査において“同和問題があることを知っていますか”の設問では、前回調査時(平成 17 年(2005 年))と比べて 29 歳以下の若年層で同和問題を知らない人が増えています。“同和問題について次のような発言を直接聞いたことがありますか”という設問では、「住宅購入する際、同和地区の物件は避けたほうがいい」(42.0%)、「同和地区の人とは、結婚してはいけない」(30.7%)となっています。同和問題についての発信者には「家族」が多く、ごく身近な人から聞いていることが分かります。“発言を聞いたときどう感じたか”の設問では、「そういう意見もあるのかと思った」(61.9%)が高く、「反発・疑問を感じ、相手にその気持ちを伝えた」(4.8%)が低い値となっています。“同和地区の人との結婚時の対応”については、子どもの結婚の場合は「本人の意思を尊重する」(37.9%)、自分の結婚の場合は「自分の意思をつらぬく」(29.1%)となっています。

令和 2 年(2020 年)法務省人権擁護局による「部落差別の実態に係る調査結果報告書」¹⁴における一般国民の意識調査の結果からは、「全般的に人権問題に対する国民の関心は高く、また、部落差別又は同和問題について一定の知識を有している者の中で部落差別が不当な差別であると思っている者が 85.8%に上るなど、部落差別に関する国民の理解は進んでいると考えられる」としています。また、インターネット上の部落差別の実態に係る調査からは、「部落差別に関連する情報をインターネット上で閲覧した者の少なくとも一部には差別的な動機がうかがわれるほか、必ずしも差別的な動機ではなく一般的な興味・関心で閲覧した大部分の者についても、インターネット上で部落差別に関する誤った情報や偏見・差別をおおる情報に接することにより、差別意識を植え付けられる可能性がないとは言えない」としています。

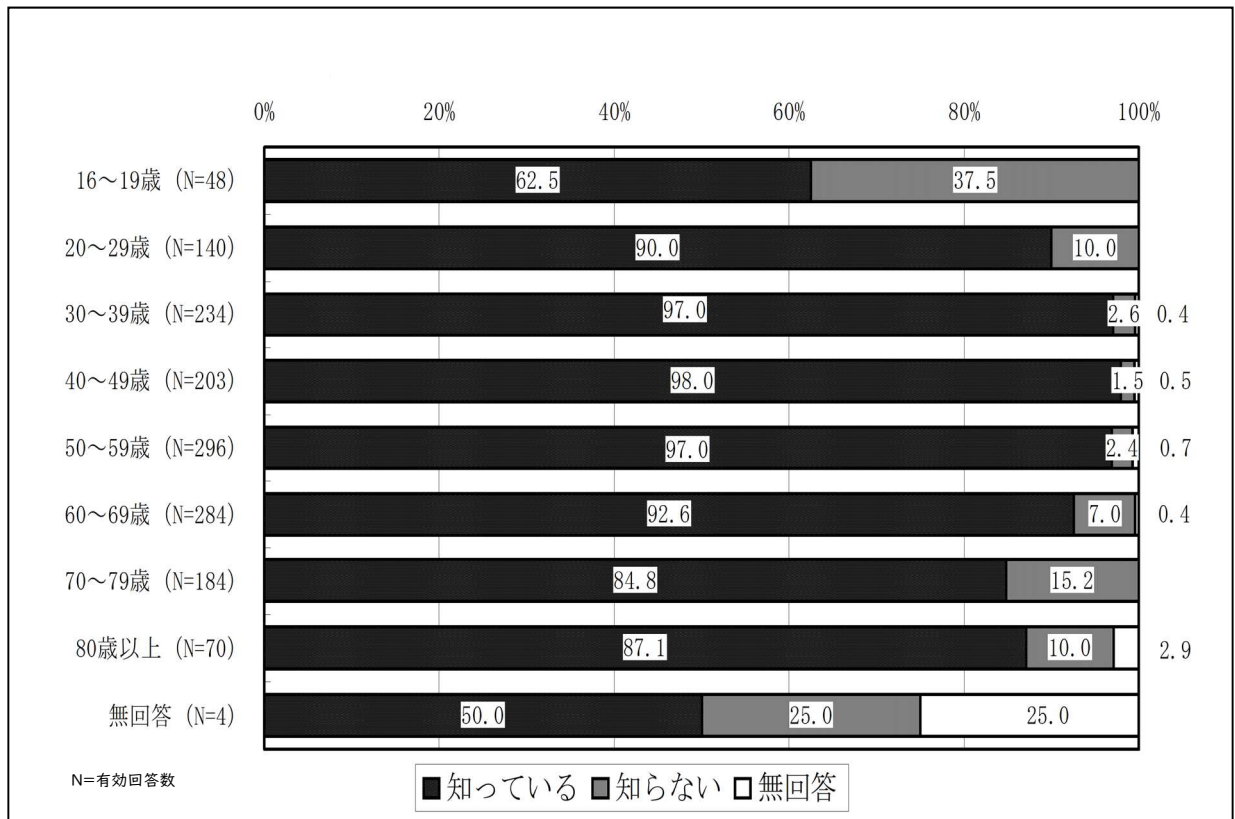
【図3 同和問題があることを知っているか(年齢別)】



資料:市民意識調査報告書

¹⁴ 平成 28 年(2016 年)12 月に施行された「部落差別の解消の推進に関する法律(部落差別解消推進法)」第 6 条に規定されている「部落差別の解消に関する施策の実施に資するため」、国が実施した部落差別の実態に関する調査。

【図4 前回(平成 17 年度(2005 年度)調査 同和問題があることを知っているか(年齢別)】



資料: 前回市民意識調査報告書

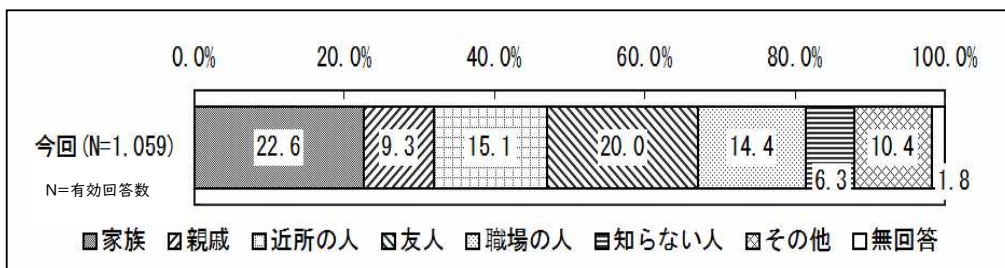
【表1 同和問題に関して直接聞いたことがある発言】

上段:実数、下段:構成比

	「同和地区の人(子ども)とは、付き合いは(遊んでは)いけない」	「同和地区の人とは、結婚してはいけない」	「同和地区の人はこわい」	「同和地区の人は無理難題を言う」	「同和地区は治安が悪い」	「住宅購入をする際、同和地区内の物件は避けたほうがいい」	その他	聞いたことがない	有効回答数
16～19歳	0 0.0%	1 1.8%	0 0.0%	0 0.0%	5 9.1%	2 3.6%	1 1.8%	47 85.5%	55 100.0%
20～29歳	12 9.6%	20 16.0%	16 12.8%	6 4.8%	31 24.8%	26 20.8%	0 0.0%	78 62.4%	125 100.0%
30～39歳	21 12.5%	33 19.6%	33 19.6%	19 11.3%	77 45.8%	80 47.6%	2 1.2%	62 36.9%	168 100.0%
40～49歳	34 11.2%	82 27.0%	73 24.0%	62 20.4%	133 43.8%	141 46.4%	6 2.0%	93 30.6%	304 100.0%
50～59歳	51 19.9%	99 38.7%	85 33.2%	82 32.0%	110 43.0%	140 54.7%	7 2.7%	53 20.7%	256 100.0%
60～69歳	36 11.1%	137 42.4%	88 27.2%	73 22.6%	82 25.4%	156 48.3%	9 2.8%	79 24.5%	323 100.0%
70～79歳	35 12.5%	95 33.9%	86 30.7%	63 22.5%	49 17.5%	101 36.1%	7 2.5%	62 22.1%	280 100.0%
80歳以上	12 8.6%	43 30.7%	28 20.0%	23 16.4%	17 12.1%	47 33.6%	2 1.4%	48 34.3%	140 100.0%
無回答	1 10.0%	0 0.0%	2 20.0%	1 10.0%	3 30.0%	4 40.0%	1 10.0%	2 20.0%	10 100.0%
合計	202 12.2%	510 30.7%	411 24.7%	329 19.8%	507 30.5%	697 42.0%	35 2.1%	524 31.5%	1,661 100.0%

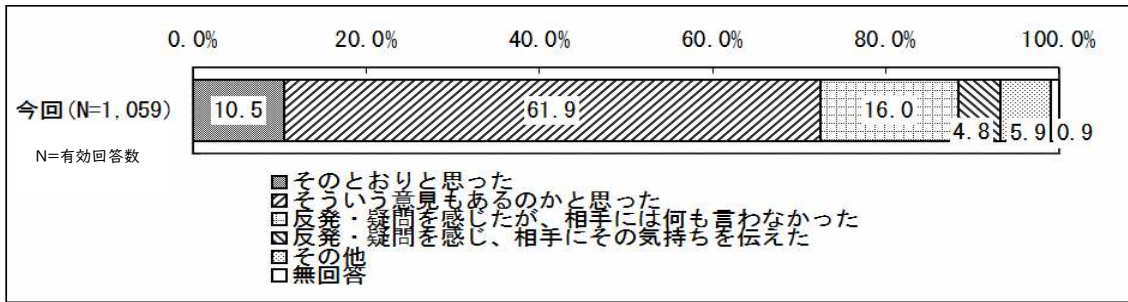
資料:市民意識調査報告書

【図5 同和問題に関する発言を誰から聞いたか】



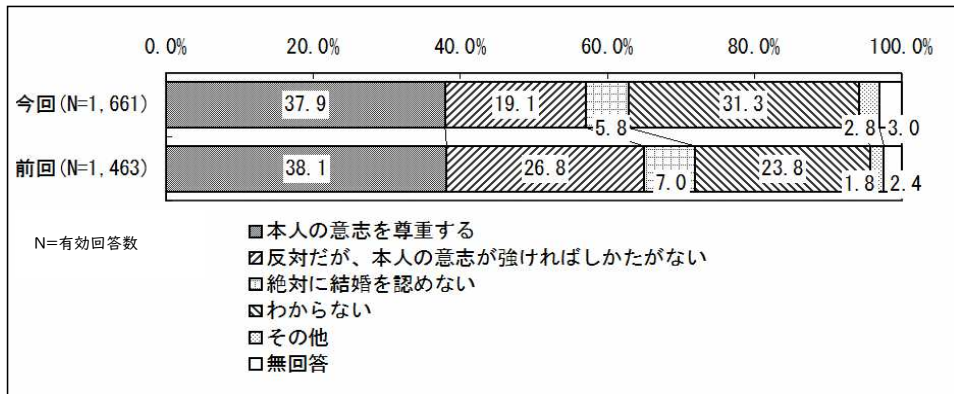
資料:市民意識調査報告書

【図6 同和問題に関する発言について感じたこと】



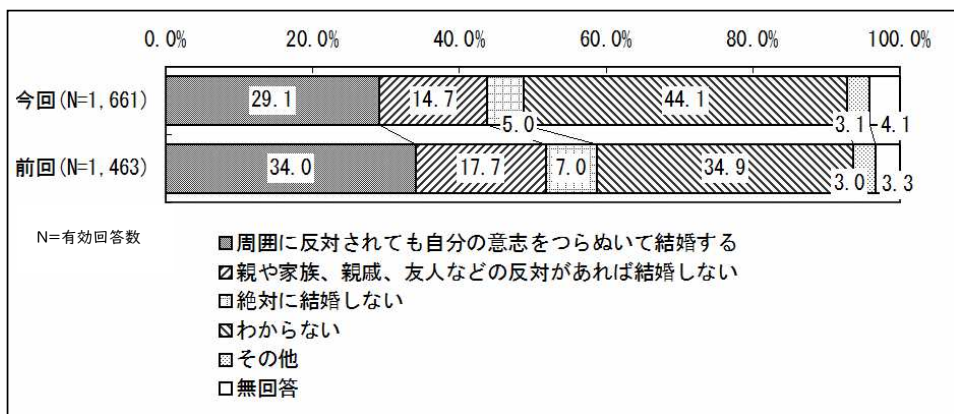
資料：市民意識調査報告書

【図7 「同和地区」の人との結婚について(子どもの場合)】



資料：市民意識調査報告書

【図8 「同和地区」の人との結婚について(自分の場合)】



資料：市民意識調査報告書

【課題】

- 新型コロナウイルス感染症拡大防止の対応として、多くの講演会、学習会等が中止となりました。今後、継続して部落差別解消における人権教育、啓発を実施するためにアーカイブ配信などインターネットを活用した多様な実施方法が必要です。
- 職員の人権意識の向上を図るため、職員研修の効果検証が必要です。
- 各学校園での取組の充実と実践交流や連携をより一層推進する必要があります。
- 部落差別がなお存在する原因や背景として、インターネットなどの情報媒体で伝えられる偏見・差別意識が考えられるため、情報収集やモニタリングの強化が必要です。

【具体的施策の方向】

部落差別を解消するには、市民一人ひとりが、部落差別について自分の問題として、一層の理解を深め、因習や偏見、世間体に縛られず、日常生活を人権の視点から見つめ直すことが必要です。

部落差別を見聞きした際、適切に対応できる力を市民一人ひとりが獲得していくこと、そのような課題を相談できる人権相談窓口の周知も必要です。学校教育を終えてからも職場や地域において人権教育、啓発の場を提供し、部落差別を他人事ではなく自分の問題として捉え、より具体的な行動に結びつけられる学習を展開していきます。

市は、引き続き「部落差別解消推進法」の理念を踏まえ、部落差別を重要な人権問題の柱とし、学校や家庭、地域、関係機関が連携をとり、継続した人権教育、啓発に積極的に取り組みます。

(1) 人権啓発活動の充実(重点施策)

- ① 市民と行政の協働で教育、啓発事業を進めます。特に、部落差別を他人事ではなく自分の問題として捉え、より具体的な行動に結びつけられる教育、啓発を展開します。
- ② 市職員が市人権・同和教育協議会¹⁵や伊丹人権擁護委員協議会宝塚部会などと連携し、啓発活動を進めます。
- ③ 市職員として、適切な対応ができるよう特に、若い世代に対して部落差別に関する研修を行うとともに、差別の実態を学び意識改革を図るため、交流学習会¹⁶を継続して実施します。
- ④ 不動産取引などに関わって、同和地区の所在を調査する、行政機関へ問い合わせなどの問題が発生しており、不動産取引などに関わる企業や関係機関との連携を図り、啓発に努めます。

(2) 保育所、幼稚園、学校における取組の充実

- ① 保育所、幼稚園では、人権意識向上の基礎となる仲間づくり、豊かな言葉や表現、自分や他人の命の大切さや生きる力を培います。
- ② 学校園は、地域の実態、園児、児童、生徒の基本的な生活実態や基礎学力の定着状況、人権意

¹⁵ 16 頁参照

¹⁶ 部落差別をなくすために、市職員が部落差別について正しく理解し、差別の現実、厳しさを対話の中から学び、職場、家庭、地域社会において行動を起こせるよう当事者と交流し学習する会のことをいう。

識などを的確に把握し、部落差別が人権問題の重要な柱であると捉え、人権教育全体計画の中に、発達段階に応じて系統的に部落問題学習を適切に位置付けて、引き続き実践していきます。

- ③ 教職員及び保育所職員は、自ら差別の実態を深くとらえ、差別される側の視点に立って、すべての子どもの自己実現が図られるよう取り組むとともに、差別を見抜き、差別を許さない力を育成します。
- ④ 市人権・同和教育協議会¹⁷の「進路保障委員会」、市教育委員会の「生徒指導連絡協議会」において、学力保障、進路保障の充実を図ります。
- ⑤ 家庭、地域とともに、部落差別のない社会をつくり上げるため、人権・同和参観、懇談の内容を充実します。

(3) 人権文化センターの取組

- ① 部落差別をはじめとした様々な人権問題の解決に向けて、解放文化祭や人権学習会、講演会などの各種事業を実施します。また、地域に開かれたコミュニティセンターとして、市民交流の活動の場を提供します。
- ② 人権文化活動団体や地域福祉活動団体に対する支援を行い、人権学習グループなどへの情報提供に努めます。
- ③ 相談事業をはじめとする多様な事業の実施を通して地域課題の把握に努め、問題を早期発見し、必要に応じて関係機関、団体などへ取り次ぎます。そのための利用しやすい相談体制、職員の資質向上に努めます。

(4) 人権相談の充実

- ① 結婚や就職などにおける差別事象や差別落書きなどが発生した場合には、事実確認とともに当事者及び関係者への助言などを行い、必要に応じて関係機関などと連携して解決を図ります。また、人権文化センターや人権男女共同参画課の相談窓口においては、相談担当者の資質向上や相談内容に関する秘密保持を厳格化するなど、二次被害につながらないよう十分配慮するとともに利用しやすい相談体制づくりに努めます。
- ② 人権擁護委員による随時の相談や定期の人権相談を継続して実施するなど、人権問題の解決を図るため、神戸地方法務局伊丹支局や関係機関と連携を密に、人権相談体制を充実します。

(5) 「えせ同和行為」の排除

- ① 部落差別を口実として企業、行政機関などへ不当な圧力をかけて、高額の書籍を売りつけたりするなどの「えせ同和行為」の排除に向け、啓発に努めます。

¹⁷ 16 頁参照

(6) 本人通知制度¹⁸の推進

- ① 「本人通知制度」の登録する市民が増えるように、ホームページや広報など様々な媒体、講演会や研修会等の様々な機会を通じて周知を図るとともに、地域のサービスセンターやサービスステーション、人権文化センターで受付が可能であることを周知します。

(7) モニタリング制度¹⁹の推進（重点施策）

- ① 匿名性と拡散性を特徴としたインターネット上での差別動画や書き込みに対して、引き続きモニタリングを実施し、法務局や近隣自治体と情報を共有しながら、差別事象の早期発見、拡散防止に努め、削除要請等を行います。

(8) 部落差別解消推進法の周知

- ① 部落差別解消推進法の周知を図り、法の理念を踏まえた人権教育及び人権啓発に取り組みます。

¹⁸ 本人などの代理人や第三者に住民票の写しや戸籍謄抄本などの証明書を交付した場合に、事前に登録された方に対して、証明書を交付した事実を通知する制度。この制度は、結婚差別や就職差別につながる不正な身元調査に使用するために戸籍謄抄本を取得した場合に、不正取得が発覚しやすくなることにより不正請求を抑止し、人権擁護につながることを目的としている。

¹⁹ 人権にかかわる分野において、インターネット掲示板などに書き込まれている書き込みに対し、悪質な差別書き込みが書かれていないか確認し、重大な人権侵害にあたる書き込みや差別を助長するような書き込みについて、プロバイダなどに対し削除要請する制度をいう。

2. 障害のある人^が

国連は、昭和56年(1981年)、ノーマライゼーション²⁰を具体的に行動として取り組むことができるよう「完全参加と平等」をテーマとした「国際障害者年」を定め、昭和58年(1983年)から10年間を「国連障害者の10年」とし、世界各国では障害のある人々の権利拡大と具体的な施策の発展が図られました。また、障害のある人々の人権問題を、個人の身体的精神的機能の不十分さやそれによって引き起こされる能力の不足ととらえるこれまでの考え方を大きく転換させ、社会環境が障壁(バリア)をつくり、障害のある人を受け入れてこなかったことにあり、問題は社会のほうにあるとの認識(社会モデル)に立ち、その後の施策を、障害のある人が自分で自分の生き方を選択して決める権利が保障され、障害のある人もない人も、ともに生活ができる社会の実現を基本とするようになりました。

障害者が地域社会で生活を営むうえで妨げとなる社会的な制度や慣行を社会的障壁といいます。道路の段差や階段、施設でのエレベーターの不備など「社会における事物」、資格制限などによる「制度」、障害のある人を意識していない習慣、文化などの「慣行」、障害や障害のある人への考え方、無理解などの「観念」が社会的障壁であり、今後も、これらの障壁をひとつずつ取り除いていく必要があります。

平成18年(2006年)12月に国連総会で「障害者権利条約」が採択され、平成20年(2008年)5月に発効し、日本でも平成26年(2014年)1月20日に批准しました。障害者権利条約は障害者の人権及び基本的自由の享有を確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、障害者の権利の実現のための措置について定める条約です。

「私達のことを、私達抜きに決めないで」という意思決定過程における障害当事者の関与の考え、「社会モデル」の考えが反映され、「合理的配慮²¹」が定義されています。

国は、平成23年(2011年)6月に「障害者虐待防止法」の成立、同年8月に「障害者基本法」の改正、平成24年(2012年)6月に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」及び「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達に関する法律」の成立、平成25年(2013年)6月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(以下「障害者差別解消法」という。)の成立及び「障害者の雇用促進等に関する法律」(以下「障害者雇用促進法」という。)の改正など様々な制度改革を行いました。

「障害者差別解消法」は、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を目的として、平成28年(2016年)4月から施行されています。

市は、法律で義務付けられている虐待を受けたと思われる障害者を発見した人からの速やかな通報を受理するため、市高齢・障害者権利擁護支援センターとともに令和3年度(2021年度)から、基幹相談支援センターと7つの日常生活圏域の各地区に委託相談支援事業所を配置し、養護者、障害者福祉施設従事者、使用者などによる障害者虐待に対応しています。

²⁰ 障害(が)いのある人もない人も、ともに社会の一員として、お互いに尊重し支え合いながら、地域の中で共に生活することが当たり前の社会であるとする考え方をいう。障害(が)いのある人などの少数者に普通の暮らしを保障する視点と、少数者を排除する社会は不毛で貧しい社会とする視点という2つの視点を含んでいる。

²¹ 障害(が)いのある人が日常生活や社会生活で受ける様々な制限の原因となる社会的障壁を取り除くために、障害(が)いのある人に対して個別の状況に応じて行われる配慮のこと。

平成 28 年(2016 年)12 月に制定した「^が障^が害者差別解消に関する条例」に基づき、市全体で取り組むため障害者差別解消支援地域協議会、差別事案に関する申立てに対して助言又はあっせんを行うための附属機関として調整委員会を設置し、不当な差別的取扱いや合理的配慮²²の不提供などの^が障^が害を理由とする差別の解消を推進しています。

また、手話への理解の促進及び手話の普及を図り、手話を使用しやすい環境づくりを推進することにより、全ての市民が相互に人格と個性を尊重し、心豊かに共に生きる地域社会を実現することを目的として平成 28 年(2016 年)12 月に「宝塚市手話言語条例²³」を制定しました。

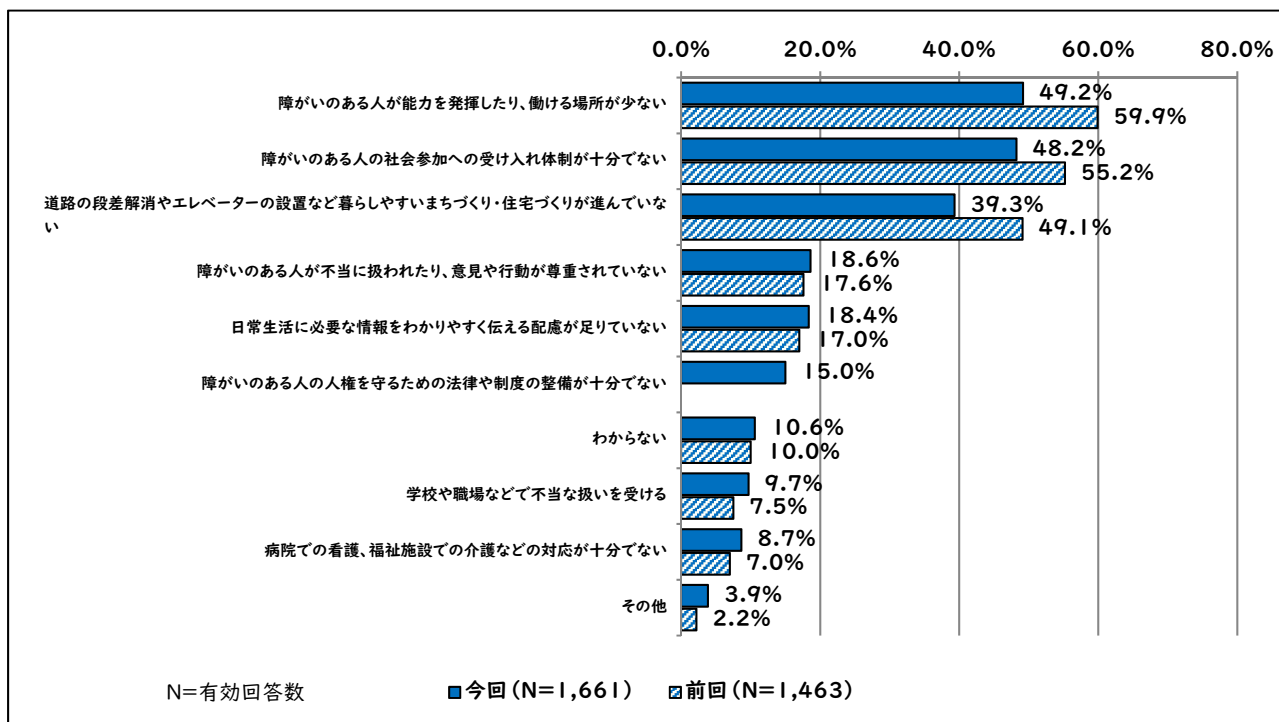
令和 3 年(2021 年)3 月に策定した「^が宝塚市第 5 次障^が害者施策長期推進計画」では、全ての^が障^が害者の人権と自由を持つことの権利を守り、それらがもたらす利益を完全に、平等に受けられる社会の実現や、^が障^が害者が自分で選択し、決定する権利が尊重され、不足するものは公的支援を活用しながら、周囲との助け合いの中で自立した生活が実践されることを目指すことを基本理念とし、施策の着実な推進を図っています。

平成 28 年(2016 年)に実施した人権問題に関する市民意識調査において、“障^ががいのある人の人権に関して特に問題だと感じること”での設問では、「障^ががいのある人が能力を発揮したり、働ける場所が少ない」(49.2%)、「障^ががいのある人の社会参加への受け入れ態勢が十分でない」(48.2%)、「暮らしやすいまちづくり・住宅づくり」(39.3%)の回答が他の回答よりも高くなっていますが、前回調査時(平成 17 年(2005 年))に比べて 7~10 ポイント少なくなっています。一方、「学校や職場などで不当な扱いを受ける」(9.7%)や「病院での看護、福祉施設での介護などの対応が不十分」(8.7%)などの人権侵害についての回答は前回に比べて高くなっています。

²² 29 頁参照

²³ 平成 28 年(2016 年)12 月に、手話は音声言語である日本語とは異なる独自の体系を持つ言語であるとの認識に基づき、手話への理解の促進及び手話の普及を図り、手話を使用しやすい環境づくりを推進することにより、インクルーシブな地域社会の実現をめざして施行。

【図9 障がいのある人の人権に関して、特に問題だと感じること】



資料：市民意識調査報告書

【課題】

- 新型コロナウイルス感染症拡大防止の対応として、講演会、学習会等が中止となりました。今後継続して障がいのある人の差別解消における人権教育、啓発を実施するために、インターネット等を活用したPR動画を作成・発信するなど様々な手法を検討していきます。
- 現在においても店舗などで身体障害者補助犬²⁴の同伴拒否があるため、引き続き、補助犬に対する理解を広めるための啓発が必要です。
- 避難支援組織の取組において、負担感や担い手不足等から脱退する地域団体があり、地域にとって取り組みやすい事業としていく必要があります。
- 多様な生活課題が存在することにより、既存のセルフヘルプグループでは解決できないことがあるため、同じ悩みのある方同士をつなぐには、地道な支援と長期的な時間が必要です。
- 交通機関、道路、店舗、公園などのバリアフリー化が引き続き課題です。

【具体的施策の方向】

障がいのある人が合理的な配慮を受け、安心して暮らせるとともに、市民すべてが障がいのある人の権利や多様性を尊重し、差別の解消を通じて相互の信頼が確立された住みよい社会の実現をめざします。

市は、引き続き「障害者差別解消法」の理念を踏まえ、障がいのある人への差別を重要な人権問題の柱とし、学校や家庭、地域、関係機関が連携をとり、継続した人権教育、啓発に積極的に取り組みます。

²⁴ 身体障害者補助犬は、盲導犬、介助犬及び聴導犬。身体障害者補助犬法に基づき訓練・認定された犬。

(1) 権利擁護²⁵の推進

- ① 全ての人へ「宝塚市障害者差別解消に関する条例」や「宝塚市手話言語条例²⁶」の内容を深く知ってもらい、「シンシアのまち宝塚」をシンボルとする人にやさしいまちづくりを目指して、障害や社会にある障壁により自分らしく暮らすことができない人についての理解を深めてもらうために、あらゆる場所での啓発活動や障害のある人と障害のない人が交流できる機会をつくることに取り組みます。
- ② 障害者の権利擁護支援のひとつとして、障害者やその家族の高齢化などの問題に対して、必要な人に成年後見制度²⁷を十分に活用してもらうため、市役所の相談窓口や相談支援事業所などと連携しながら、制度の周知を行い認知度の向上に努めます。

宝塚市障害者差別解消支援地域協議会や宝塚市高齢者・障害者権利擁護支援センターと連携して、障害者の差別的・抑圧的な状況の改善や人権侵害の予防、権利侵害を受けた人へ解決につながる支援を行います。
- ③ 日頃から、障害のある人の生活に関わる事業者の職員が、全ての生活場面の中で、意思決定に配慮しながらサービス提供を行えるような取組を促進します。

(2) 自立生活の支援と社会参加の促進（重点施策）

- ① 障害のある人が安心して自立した生活を送るために、生活の場所となるグループホームの充実のための支援、住宅の環境整備への支援、また、住む場所の情報提供などの住居に関する支援に取り組みます。
- ② 障害のある人の外出先などでの不安解消のため、サポートできる人と助けが必要な人のそれぞれがお互いに声を掛け合って行動することができ、また、公共施設や道路等でのバリアフリー化やユニバーサルデザイン²⁸の使用など、障害の特性に応じた合理的配慮²⁹を理解し、実践するまちづくりに取り組みます。
- ③ 「宝塚市手話言語条例」の普及と認知度の向上に取り組み、生活の中で必要不可欠な他者とのコミュニケーションや情報発信や受取りにおいて、それぞれの障害の特性を理解し配慮した情報発信やコミュニケーションツールの活用など情報のバリアフリー化に努めます。
- ④ 感染症により生活様式の変更を余儀なくされるなど、日常生活に影響がある場合などを想定し、地域生活支援における課題の整理や分析を行い、支援方法を検討します。

²⁵ 自分の権利や意思をうまく表現できない、不利益に気づかない人に代わって、本人の権利を護ること。福祉分野においては、サービスの利用援助や苦情、不服の代行を行い、自己決定のもとで自分らしく暮らし続けることを支援することを意味する。

²⁶ 30 頁参照

²⁷ 認知症、知的障害(がい)、精神障害(がい)などのために判断能力が十分でない人々を保護するための制度。そのような人が契約を結ぶ必要がある場合などに、本人に代わってこれらの行為を行うなどの後見的役割を務める成年後見人などを家庭裁判所が選任することによって、その判断能力を補うもの。

²⁸ 人間が言語の違い、左右の利き手の違い、障害(がい)の有無、老若男女といった差異を問わずに利用することができる設計、工業デザインをいう。デザイン対象を障害(がい)のある人や高齢者に限定していない点で、一般的に言われる「バリアフリー」とは異なる。

²⁹ 29 頁参照

(3) 教育の推進

- ① 障害や障害のある人への理解を深めて、自ら行動を起こし、互いを尊重しながら共に生きる社会をつくるには、小学校低学年から福祉教育に取り組み、継続することがとても大切です。また、子育て・教育・家庭・職場・地域など、様々な環境とステージでの福祉教育に取り組みます。
- ② 低学年から、障害のある児童とない児童と一緒に学び合う機会を設けることや、就学前などできるだけ幼い頃からの地域住民や高齢者と交流する機会を設けることで、世代を問わずに互いに認識と理解を深め、また、地域との関係性も構築する機会となるように取り組みます。
- ③ 福祉教育を継続して取り組むための環境整備や福祉教育を担う人材育成への取組に対して支援します。
- ④ 障害のある子ども一人ひとりの成長に必要な早期発見と早期療育に努め、乳幼児健診や発達相談の機会を活用して必要な支援や関係機関へ繋ぎ、障害のある子どもの持てる力を高め、生活や学習上の困難性に対する支援を行います。

(4) 就労の促進

- ① 障害のある人の雇用確保や就労定着への支援として、企業や雇用主が障害と障害のある人について理解し、それぞれの障害の特性に合った職場環境の整備や、社員等へ障害についての理解を深める研修などに取り組むように啓発を行います。
- ② 福祉的就労の利用者の工賃向上を目的として、障害者優先調達推進法による障害者就労施設等から優先的に物品等を調達することを促し、障害者就労施設等が共同で物品や役務を受注するための共同受注窓口などへの運営支援を行うなど、受注機会の拡大による工賃向上に取り組みます。

(5) 保健、医療の充実

- ① 乳幼児期健診や子どもの発達に関する相談など、子どもの成長において早期から関係する機関で把握する状況により、宝塚市障害福祉課、宝塚市立健康センター、宝塚市立子ども発達支援センター、各学校など関係機関の連携に努めます。
- ② 障害のある子どもたちのライフステージに合わせた切れ目のない支援のために、保育所、幼稚園、学校等の関係機関と本人・保護者との横断的な繋がりや情報共有を図り、既存の「たからっ子ノート³⁰」などを積極的に活用しながら取り組んでいきます。

(6) 防災の推進と災害時支援の充実

- ① 福祉避難所や指定避難所で障害の特性によって異なる必要な備品や環境について整理しながら整備に取り組みます。また、避難時においては様々な配慮が必要となる人が集まることを互いに理解し思いやりのある行動が必要となるため、平時から、障害の特性により配慮する点が多くなる

³⁰ 進級、進学就労の際にこれまでの課題や、取組、支援の経過や内容を次につなげる、情報を共有するためのノートで、乳幼児期から成人期まで一貫した支援が受けられることを目的としている。

ど、^が障^が碍に対する知識と理解を広める取組をします。

- ② 災害への備えや災害発生時に重要となる初動対応など、^が障^が碍のある人へも自己防災の意識を高める啓発を行い、平時から地域との関わりを持つことや地域住民が^が障^が碍のある人への理解を持ち互いに助け合うことができるように働きかけます。
- ③ 感染症の影響による緊急対策を求められる状況下では、速やかに^が障^が碍者や福祉事業所等の状況把握と情報提供を行い、関係機関と連携して取り組みます。

(7) 社会的孤立にある人への支援

- ① 社会的孤立にある人に対して、必要な支援を実施できるように地域福祉、高齢福祉、子育て各部署などの関係機関と連携し必要とされる^が障^が碍者施策を実施します。
- ② 支援が必要な状態にある人やその人と接触できる人へ情報提供を行い、市の各相談窓口や相談支援事業所など身近な相談機関を周知し、本人や家族等と関係機関がつながりを持ち、状況把握ができるように努めます。

(8) 相談支援体制の強化

- ① ^が障^が碍のある人が抱える不安や問題に的確に応えることができるように、専門的な知識と経験がある相談員と、地域の課題を把握している相談員との連携を目指し、基幹相談支援センターの1か所と日常生活圏域の7地区の各1か所に配置した相談支援事業所を含む地域生活支援拠点等により、相談支援体制の質の強化に取り組みます。
- ② ^が障^が碍のある人が相談したいときに、相談したい内容に対応できるように、委託相談支援事業所を増やすことや、必要な人員の確保に対して支援を行います。
- ③ 相談者に有益な情報を提供できるように、相談窓口となる相談員やその他の専門職に情報提供や必要な研修を受ける機会の提供を実施します。
- ④ ^が障^が碍のある人の就労問題で、就労前や就労定着のそれぞれのときに抱える問題に対する相談窓口として、ピアサポート³¹の活用や宝塚市^が障^が碍者就業・生活支援センターやハローワークなどの専門機関との連携に取り組みます。

³¹ 同じ課題や環境を体験する人同士がその体験から来る感情を共有することで、専門職による支援では得がたい安心感や自己肯定感を得られる活動。

3. 女性

国連は、女性への人権侵害や差別を是正するために昭和 50 年(1975 年)を「国際婦人年」、それに続く昭和 51 年(1976 年)からの 10 年間を「国連婦人の 10 年」と定め、「平等・開発・平和」の理念に基づき、女性の自立と地位向上のための取組を進めてきました。平成 23 年(2011 年)より「ジェンダー平等と女性のエンパワーメント³²のための国連機関」が設立され、平成 27 年(2015 年)にアジアではじめての事務所が東京に開設されました。このように国連では、女性差別の撤廃をめざして地球規模での行動を展開しています。

国は、国際的な動きと連動し、「女子差別撤廃条約」や「国際労働機関(ILO)156 号条約(家族責任条約)」の批准の後、平成 11 年(1999 年)に、男女共同参画社会の実現を 21 世紀のわが国社会を決定する最重要課題と位置付ける「男女共同参画社会基本法」を制定しました。こうした中、「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」や「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」の制定などの法制度の整備など、様々な男女共同参画の取組が進められました。ドメスティック・バイオレンス(以下「DV」。デートDV³³を含む。)に関しては、平成 13 年(2001 年)に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」が施行され、DVIは重大な人権侵害として認知されるようになりました。

平成 27 年(2015 年)9 月には「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が施行され、男性を含めた働き方の見直しを進め、国や地方公共団体、民間事業主に数値目標や行動計画の公表などを義務付けるなどの取組が始まりました。

市は、平成 6 年(1994 年)に、総理府(現内閣府)による「男女共同参画宣言都市」の指定を受け、平成 14 年(2002 年)6 月に、男女共同参画社会実現に向けての取組を一層推進していくための基盤を整備するため「宝塚市男女共同参画推進条例」を制定しました。また、男女共同参画社会の形成をめざし、平成 8 年(1996 年)に「宝塚市女性プラン」を策定し、平成 18 年(2006 年)に「宝塚市男女共同参画プラン」、平成 28 年(2016 年)にDV対策基本計画、女性活躍推進計画と合わせた「第 2 次宝塚市男女共同参画プラン」を策定しました。平成 31 年(2019 年)には、性的マイノリティの権利擁護³⁴の取組をより一層推進するために、性自認や性的指向について定義し、性別、性自認、性的指向による差別を禁止とする「男女共同参画推進条例」を改正しました。

配偶者などからの暴力防止の取組では、DVを許さない社会の実現をめざして、平成 23 年(2011 年)にDV対策基本計画を策定し、「たからづかDV相談室(宝塚市配偶者暴力相談支援センター)」を開設し、被害者の支援や自立に向けた取組などを行っています。

平成 28 年(2016 年)に実施した人権問題に関する市民意識調査で、“女性の人権に関して特に強く問題だと感じることを”尋ねたところ、「雇用の場での男女の差別的な待遇(昇給や昇進の格差など)」「(女性 40.6%、男性 36.3%)、「女性の社会参画のための就労環境や支援制度などの不備」(女性 37.7%、男性 30.0%)といったことに対する問題意識が高くなっています。

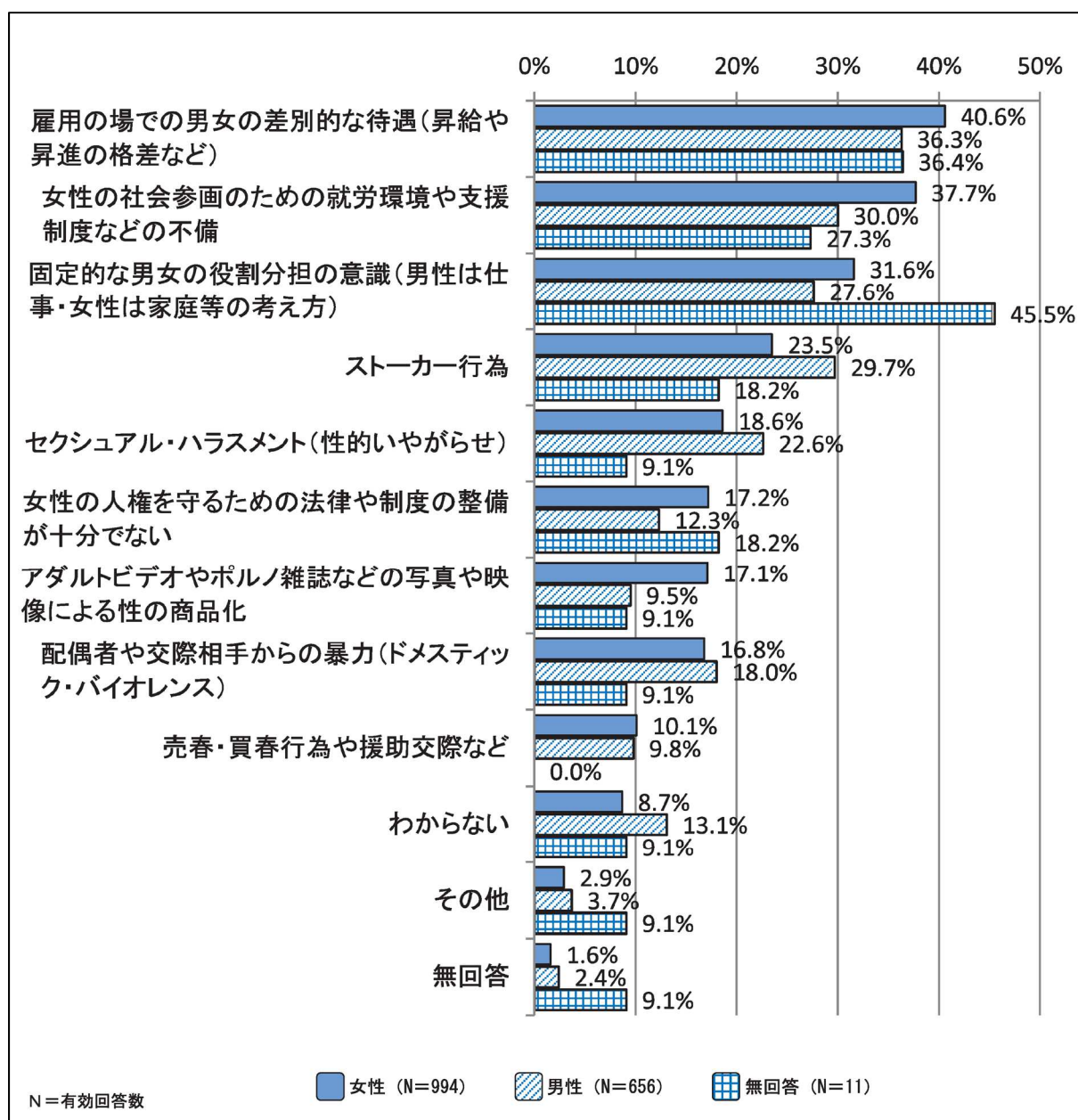
³² 自らが潜在的に持っている力を引き出し、意識と能力を高め、力をつけること。

³³ 婚姻関係はないが、親密な関係にある恋人間に起こるDVのこと。

³⁴ 32 頁参照

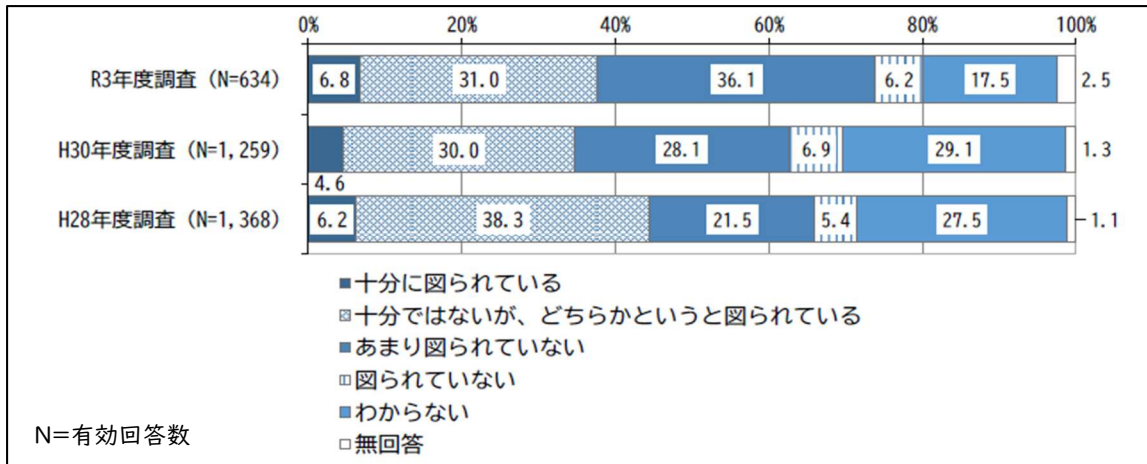
令和3年(2021年)に実施した市民アンケート調査で、“社会において、男女の機会均等が図られていると思いますか”については、「十分に図られている」(6.8%)、“市の施策は、男女共同参画の視点に立っていると思いますか”については、「十分に立っている」(6.6%)となっており、引き続き施策の推進が必要となっています。また、“男女共同参画を進めるために、どのようなことを充実または改善すれば良いと思いますか”については、「社会通念・慣習・しきたりなど」(54.2%)、「職場の待遇」(51.7%)、「家事の分担」(50.9%)となっています。

【図10 女性の人権に関して特に強く問題だと感じること(性別)】



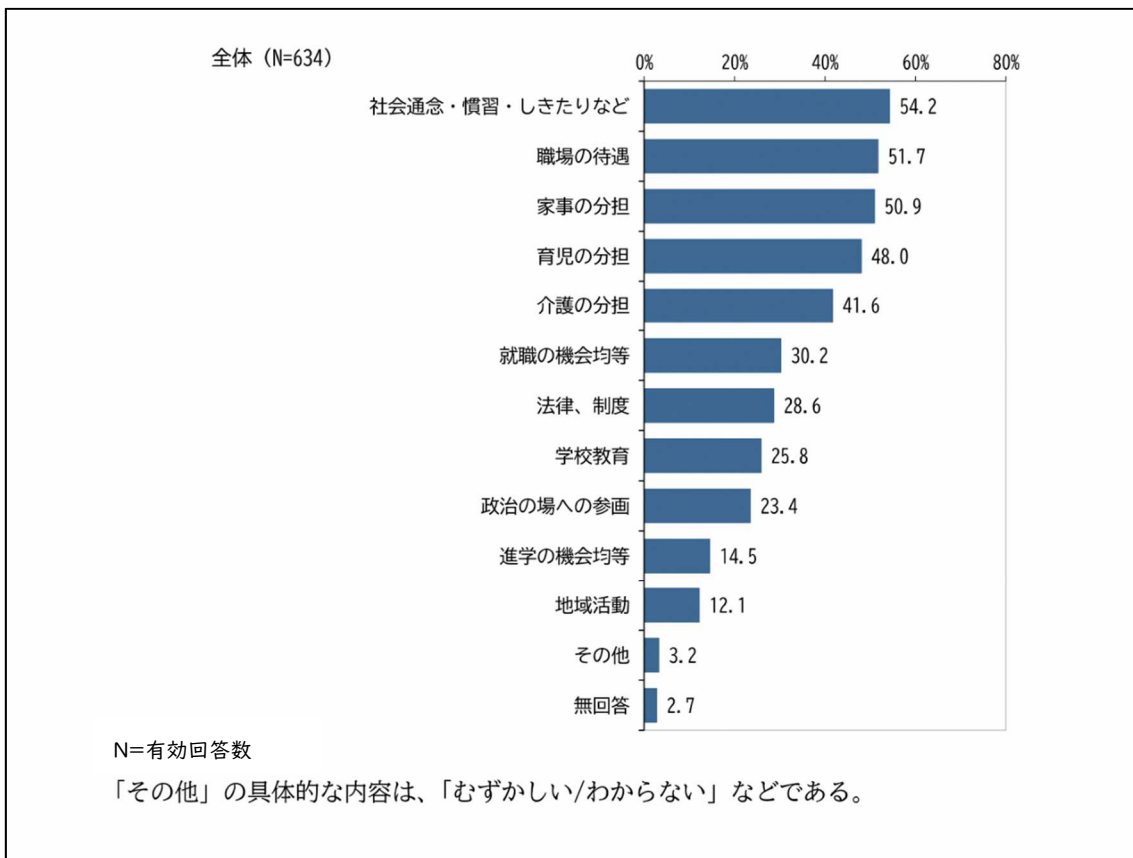
資料: 市民意識調査報告書

【図11 社会において男女の機会均等が図られていると思うか】



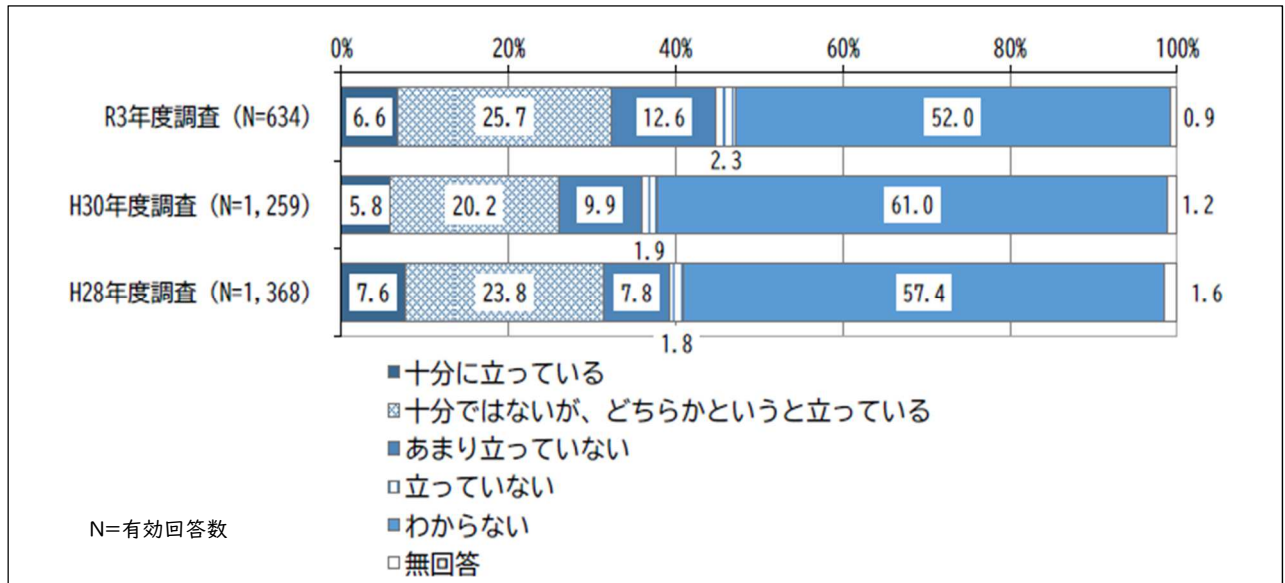
資料：市民アンケート調査報告書³⁵

【図12 男女共同参画を進めるために、どのようなことを充実または改善すれば良いか】



資料：市民アンケート調査報告書

【図13 市の施策は、男女共同参画の視点に立っていると思うか】



資料：市民アンケート調査報告書³⁶

【課題】

- 男女共同参画を進めるために「職場の待遇」の改善、男性の家事・育児等の参画が必要です。
- デートDV³⁷防止のために、予防教室実施校を増やすなど、若年期からの啓発が必要です。
- 市職員の管理職に占める女性の割合（令和4年度（2022年度）23.6%）が、市の目標値（30%）を下回っており、比率を上げていく必要があります。
- 女性も男性も人生の様々なステージを通じて、多様な生き方が選択できるように市民、事業者とともに連携・協力しながらワーク・ライフ・バランス³⁸を推進する必要があります。

【具体的施策の方向】

今なお、男女の役割を固定的にとらえる意識などが根強く社会に残っていることがあり、女性が不利益を受ける原因にもなっています。誰もがお互いの立場を尊重して、協力し合えるよう、この問題についての関心と理解を深めていくことが重要です。

市は、第2次宝塚市男女共同参画プランにおいて、「社会のあらゆる分野に、男女が共に参画する機会が保障されるまち」「すべての人が性別に捉われず、自分らしく生き生きと暮らせるまち」「各々の個性と能力を十分に発揮し、男女が共に責任を分かちあえるまち」「性の多様性が尊重されるまち」を基本理念とし、男女共同参画社会をめざして施策を推進します。

³⁶ 13 頁参照

³⁷ 35 頁参照

³⁸ 誰もが、仕事、家庭生活、地域活動、個人の自己啓発など、様々な活動を自分の希望するバランスで実現できる状態のことをいう。職場における育児休業、介護休業などの取得の促進、これらを取得しやすい職場の雰囲気づくりなどが求められる。ワーク・ライフ・バランスの実現が、多様な働き方、生き方を選択できる社会の実現につながるもの。

(1) 男女共同参画社会実現のための教育、学習、啓発の推進

- ① 女性も男性も自らの意思に基づき、個性と能力を発揮できる多様性に富んだ豊かで活力のある男女共同参画社会の実現に向けて、男女共同参画に関する理解が深まるよう取組を進めます。
- ② 保育所、幼稚園、学校では、一人ひとりの個性に応じて能力を伸ばすことができるよう男女共生教育を行います。進路指導やキャリア教育においても、性別に関わりなく子ども自らが自由に選択できるように教育を推進します。
- ③ 保育所職員や教育関係者については、男女共同参画の視点を踏まえた研修を充実させます。

(2) 女性への暴力の根絶とあらゆる人の人権の尊重

- ① 家庭、地域、職場、学校等において DV に関する理解を深め、人権を尊重する意識を育むための教育や啓発に取り組みます。
- ② DV 被害者の個人情報を守られ、安心して相談できる体制づくりに取り組むとともに、被害を深刻化させないために、被害者を発見しやすい立場にある関係機関や地域の人々の協力のもと、DV を早期発見し、支援につなげる体制づくりを進めます。
- ③ あらゆるハラスメントやストーカー行為などの様々な形での人権侵害を解消するために、市民や事業者に対して、学習や啓発を行い、被害の未然防止に取り組みます。

(3) 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進(重点施策)

- ① 女性も男性も育児、介護など人生の様々なステージを通じて、多様な生き方が選択できるよう、働き方などの見直しのための取組や、子育て、介護の支援などの充実により、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス³⁹)が実現する社会をめざします。
- ② 女性の就業や再就職の支援に取り組むとともに、女性の労働環境の整備、改善を図ります。
- ③ すべての女性の活躍促進と男性の個性と能力を発揮するために、男女共同参画に関する理解の促進に取り組みます。
- ④ 市政などに関わる政策、方針決定過程への女性の参画を推進するため、女性職員の管理職への登用を推進します。
- ⑤ クォータ制⁴⁰により市審議会などの委員や地域における各種委員などあらゆる分野において、女性がさらに活躍できるように取り組みます。
- ⑥ 災害時における女性に対する配慮不足などが指摘されており、防災、災害時の応急対策などについて、女性の視点を取り入れ、意思決定の場に女性の参画を進めます。

³⁹ 38 頁参照

⁴⁰ 不平等是正のための方策のひとつで、「割り当て制度」などという。審議会の人数などで、男女比に偏りがないように定める方法で、結果の平等をめざすもの。

(4) 男女共同参画社会実現のための総合的推進

- ① 男女共同参画センターの運営については、指定管理者と市が連携、協力することにより、男女共同参画社会実現のための拠点としての機能をさらに充実させます。
- ② 誰一人取り残さない多様性と包摂性のある社会を実現するために、全ての施策に男女共同参画の視点を取り入れた展開を図っていきます。

4. 高齢者

わが国の人口は、少子化により平成 20 年（2008 年）の 1 億 2,808 万人をピークに減少に転じており、人口減少は今後更に加速していくことが予測されています。また高齢化が急速に進行し、令和 22 年（2040 年）頃には高齢者人口がピークを迎える見込みとなっています。

本市の人口も、これまで増加を続けてきましたが、平成 27 年（2015 年）国勢調査で減少に転じ、近年は、生産年齢人口⁴¹と年少人口⁴²は減少する一方で、高齢者人口は増加しています。

令和 2 年（2020 年）10 月 1 日現在で実施した令和 2 年国勢調査の確定値による本市の人口年齢別割合は、15 歳未満人口が 29,195 人、12.9%（平成 27 年 13.2%）、15 歳以上 65 歳未満人口が 129,846 人、57.4%（平成 27 年 58.2%）、65 歳以上人口が 63,689 人、28.1%（平成 27 年 26.6%）となっています。

国は、高齢者が介護を必要とする状態になっても尊厳をもって自立した生活を送ることができるよう、平成 12 年（2000 年）から高齢者の介護を社会全体で支える介護保険制度をはじめ、認知症などにより判断能力が十分でない人を保護するための成年後見制度⁴³、高齢者が福祉サービスを利用するのに際して、自己決定権を尊重し権利を擁護する日常生活自立支援事業など、高齢者を社会で支え合う仕組みが整備されてきました。平成 18 年（2006 年）には、高齢者に対する身体的虐待や養護を著しく怠るネグレクト⁴⁴などの増加を踏まえ、高齢者の人権を守るため、「高齢者の虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」が施行され、高齢者虐待の対応を図るとともに、養護者の支援を行い、その負担の軽減を図ることとされました。

平成 24 年（2012 年）には介護保険制度が改正され、①介護、②予防、③医療、④生活支援サービス、⑤住まいの 5 つの支援・サービスを一体的に提供し、地域の様々な支援、サービスの仕組みを活用しながら、高齢者施策全体の進展を図る「地域包括ケアシステム⁴⁵」の構築に向けた取組が始まりました。

市は、令和 3 年（2021 年）に福祉の分野における基本計画となる「宝塚市地域福祉計画（第 3 期）」を策定し、市民が積極的に支え合う活力のある福祉のまちづくりを推進しています。また、同年に「宝塚市地域包括ケア推進プラン（宝塚市高齢者福祉計画・第 8 期宝塚市介護保険事業計画）」を策定し、高齢者が、住み慣れた地域でいきいきとした暮らしを送ることができ、たとえ介護や支援が必要となっても、地域全体で支え合うことができる社会実現に向けて高齢者施策を推進しています。

平成 28 年（2016 年）に実施した人権問題に関する市民意識調査においては、“高齢者の人権に関して特に問題だと感じること”を尋ねたところ、「高齢者の財産を狙った悪徳商法や詐欺などが多いこと」（60.6%）が最も高く、次いで「高齢者が能力を発揮したり、働ける場所が少ない」（39.9%）となっています。

⁴¹ 生産活動の中心にいる人口層のことで、15 歳以上 65 歳未満の人口が該当。

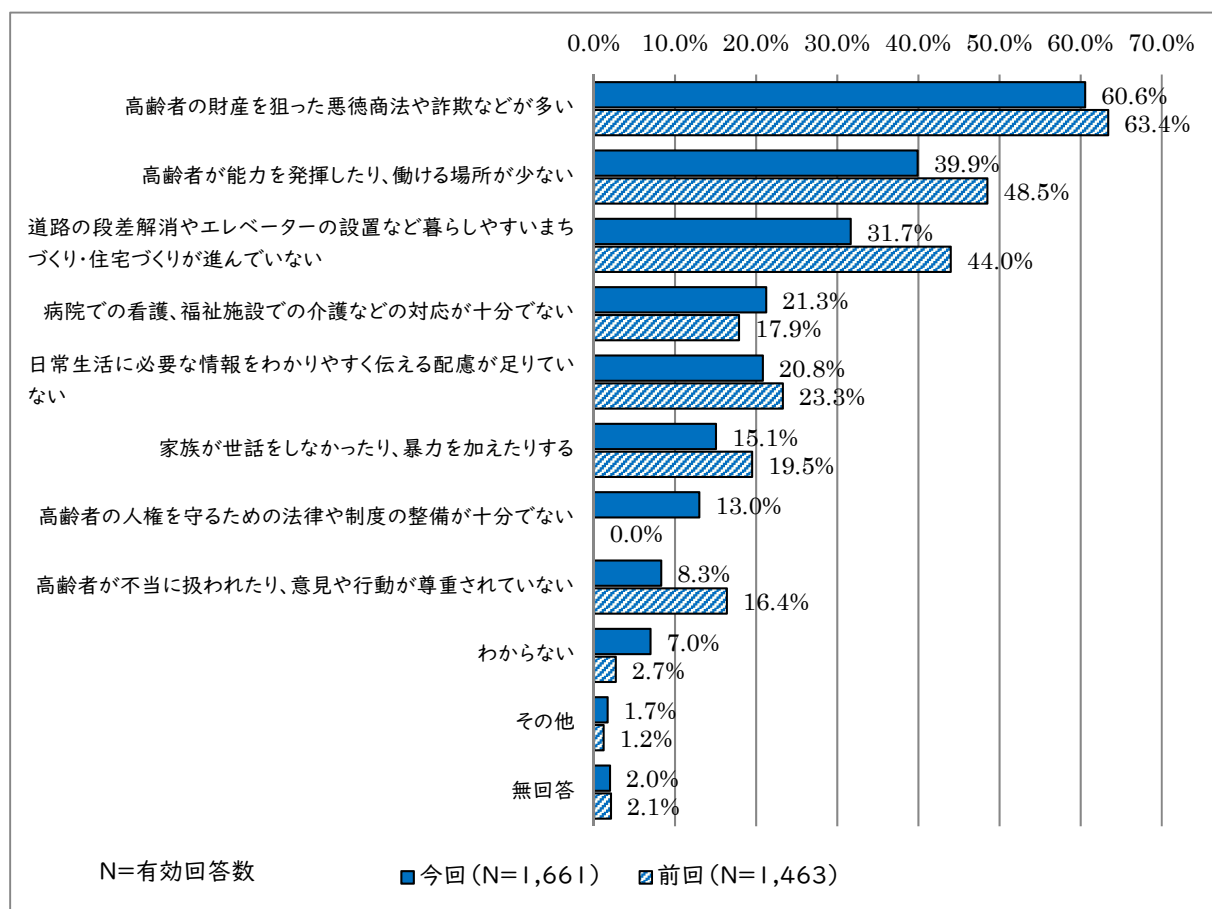
⁴² 15 歳未満の人口

⁴³ 32 頁参照

⁴⁴ 家族や介護老人福祉施設、居宅サービス事業等の業務に従事する者が、介護や世話の放任または放棄すること。

⁴⁵ 要介護状態になっても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される支援体制。厚生労働省が提唱し、団塊の世代が 75 歳以上となる令和 7 年（2025 年）を目途に、全国の市町村で構築に取り組んでいる。

【図14 高齢者の人権に関して特に問題だと感じること】



資料：市民意識調査報告書

【課題】

- 「団塊の世代⁴⁶」が全て75歳以上になる令和7年(2025年)、「団塊ジュニア世代⁴⁷」が65歳以上となる令和22年(2040年)は高齢化の進展と介護サービスの担い手減少が見込まれる「2025年問題⁴⁸」「2040年問題⁴⁹」に向けて、社会全体で医療や介護のニーズへの対応が課題となっています。
- 成年後見制度⁵⁰やその他の地域資源に精通し、かつ、傾聴力のある相談員を養成、支援していく必要があります。
- 高齢者の増加に伴い、いきがづくりとしてのボランティア活動のニーズは高まっているが、価値観が多様化しているため、多様な活動形態や参加手法を検討する必要があります。
- 学校園所では高齢者との交流活動を積極的に取り組んできたが、コロナ禍において、高齢者との直接的な交流は難しい状況があったこともあり、オンラインの活用等の工夫も検討する必要があります。

⁴⁶ 日本における第一次ベビーブームが起きた時期に生まれた世代。主に第二次世界大戦直後の昭和22年(1947年)～昭和24年(1949年)の間に生まれた人を指す。

⁴⁷ 日本における第二次ベビーブームが起きた時期に生まれた世代。昭和46年(1971年)～昭和49年(1974年)の4年間に生まれた人を指す。

⁴⁸ 団塊の世代が75歳以上となり、国民の3人に1人が65歳以上、さらに5人に1人ほどが75歳以上になること。

⁴⁹ 団塊ジュニア世代が65歳以上になること。

⁵⁰ 32頁参照

【具体的施策の方向】

高齢者に対しての介護施設や家庭等における身体的・心理的虐待、高齢者の家族等による無断の財産処分（経済的虐待）などの人権問題が発生しています。高齢者がいきいきと暮らせる社会にするため、認知症への理解も含めて、この問題についての関心と理解を深めていくことが必要です。

市は、「宝塚市地域福祉計画（第3期）」においての「すべての人が互いに認め合い、支え合い、共に輝きつづける 安心と活力のまち 宝塚」、「宝塚市地域包括ケア推進プラン（宝塚市高齢者福祉計画・第8期宝塚市介護保険事業計画）」においての「健康で、安心して自分らしくいきいきと暮らし続けられるまち宝塚」を基本理念とし、施策を推進します。

（1）高齢者の権利擁護⁵¹と虐待防止

- ① 地域包括支援センターを中心として、成年後見制度や日常生活自立支援事業など高齢者の権利擁護のための諸制度に関する情報提供を推進するとともに、これらの制度を活用した適切な相談・援助に努めます。
- ② 高齢者虐待を未然に防ぎ、問題が深刻化する前に早期発見し、高齢者や養護者、家族等に対する適切な支援を行うため、地域住民、民生委員・児童委員、老人クラブ、自治会等の地域と連携し、見守り体制を充実します。併せて、高齢者及び障害者虐待防止ネットワーク連絡会を通じて、虐待の相談窓口である地域包括支援センターとの虐待の予防・早期発見の体制づくりを推進します。
- ③ 養介護施設従事者等による高齢者虐待については、不適切なケアの改善、虐待を発見した場合に円滑な通報が行われるよう指導・周知を行います。

（2）認知症施策の推進（重点施策）

- ① 認知症に関する正しい知識と理解を持って、地域や職域で認知症の人や家族を応援する認知症サポーターの養成を進めるとともに、自分の希望や必要としていること等、本人の意見を把握し、認知症の人本人の視点を認知症施策に反映するよう努めます。
- ② 運動不足の解消、生活習慣病の予防、社会的孤立の解消や役割保持等の認知症予防に資する可能性がある活動を推進します。
- ③ 認知症の人とその家族を支える資源の充実、認知症サポーターの活動の場の拡大、地域の支援機関や地域住民との協働による地域づくりなど、認知症地域支援推進員を中心に認知症の人と家族への支援の充実を図ります。
- ④ 若年性認知症の人への施策を推進します。

（3）社会参加といきがいづくりの促進

- ① 高齢者間や子どもとの多世代にまたがる交流の機会を増やし、交流することを通じて、高齢者の閉じこもりや地域からの孤立を防止するとともに、お互いに支え合う地域づくりを推進します。

⁵¹ 32 頁参照

- ② 社会で活躍する意欲のある高齢者を支援し、高齢者が培ってきた豊かな知識・経験・技能を生かすため、ボランティアや地域活動、NPO活動に参加しやすい環境づくりや、参加のためのきっかけづくりを支援します。
- ③ 生涯学習施設など、市内全域で多様な学びの場を提供するとともに、これらの施設を適正に運営し、その利便性の向上に努めます。
- ④ 公共職業安定所やシルバー人材センターなどの関係機関・団体と連携し、高齢者のキャリアや意欲に応じた就労ができるよう、求職者と事業者の雇用ニーズをマッチングするなど、高齢者の就業機会の確保に努めます。

(4) 福祉のまちづくりの推進

- ① 高齢者が安心して外出し、屋外で自由、安全、快適に活動ができるよう、「兵庫県福祉のまちづくり条例」に基づき、すべての人にやさしい安全で快適なまちづくりをめざします。
- ② 災害発生時の支援を必要とする要援護者について、民生委員・児童委員連合会、自治会、まちづくり協議会などが安否確認や避難誘導などの避難支援を行う「災害時要援護者支援制度」の取組を推進します。

(5) エイジフレンドリーシティ⁵²の推進

- ① 市民一人ひとりがいきいきと暮らし続けるため、健康寿命を延ばすことに加え、高齢者が支えられるだけでなく、社会の支え手としての役割を担い、それぞれの意欲と能力に応じて活躍できる社会の実現が重要です。そして、誰もが地域に役割や居場所を持つことで、高齢者のQOLの向上、ひいてはすべての市民のQOLの向上を目指し、「お互いさま」があふれるまちにします。

(6) 保育所、幼稚園、学校における人権教育の充実

- ① 学校園所において、全教育、保育活動を通じて高齢者との交流活動を積極的に行い、高齢者の豊かな経験や生き方にふれ、相互理解や連帯感を深めるなかで共に地域の中で生きることの大切さを学びます。優れた知識、経験などを持つ高齢者を学校園所に「みんなの先生」として招き、ふれあう機会を増やします。
- ② 社会福祉協議会の地区センターやボランティア活動センター及び地域包括支援センターなどが各学校園所と連携し、福祉教育の機会を充実します。認知症に関する講座など、様々な活動を通じて、当事者理解を促進します。
- ③ フレミラ宝塚、地域児童館・学校園所などにおいて、スポーツや文化活動、年間行事を通じて、世代間交流の推進を行います。

⁵² 世界的な高齢化と都市化に対応するため、平成 19 年(2007 年)、世界保健機関(WHO)が提唱した考え方であり、ソフト・ハード両面で、高齢者にやさしい都市を推進しようとするもの。

5. 子ども

わが国では、平成6年(1994年)に「児童の権利に関する条約」(子どもの権利条約)を批准し、性別、国籍、^{がい}障害などにかかわらず、子どもには、生きる、守られる、育つ、そして参加する権利があることが明記されています。

平成12年(2000年)には、「児童虐待の防止等に関する法律」が施行されました。また、平成25年(2013年)には「いじめ防止対策推進法」が施行、それに基づいて同年に「いじめの防止等のための基本的な方針」が策定され、平成29年(2017年)には、同方針に性的マイノリティの児童、生徒への配慮が盛り込まれました。その他、平成22年(2010年)には「子ども・若者育成支援推進法」、平成26年(2014年)には、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行されています。

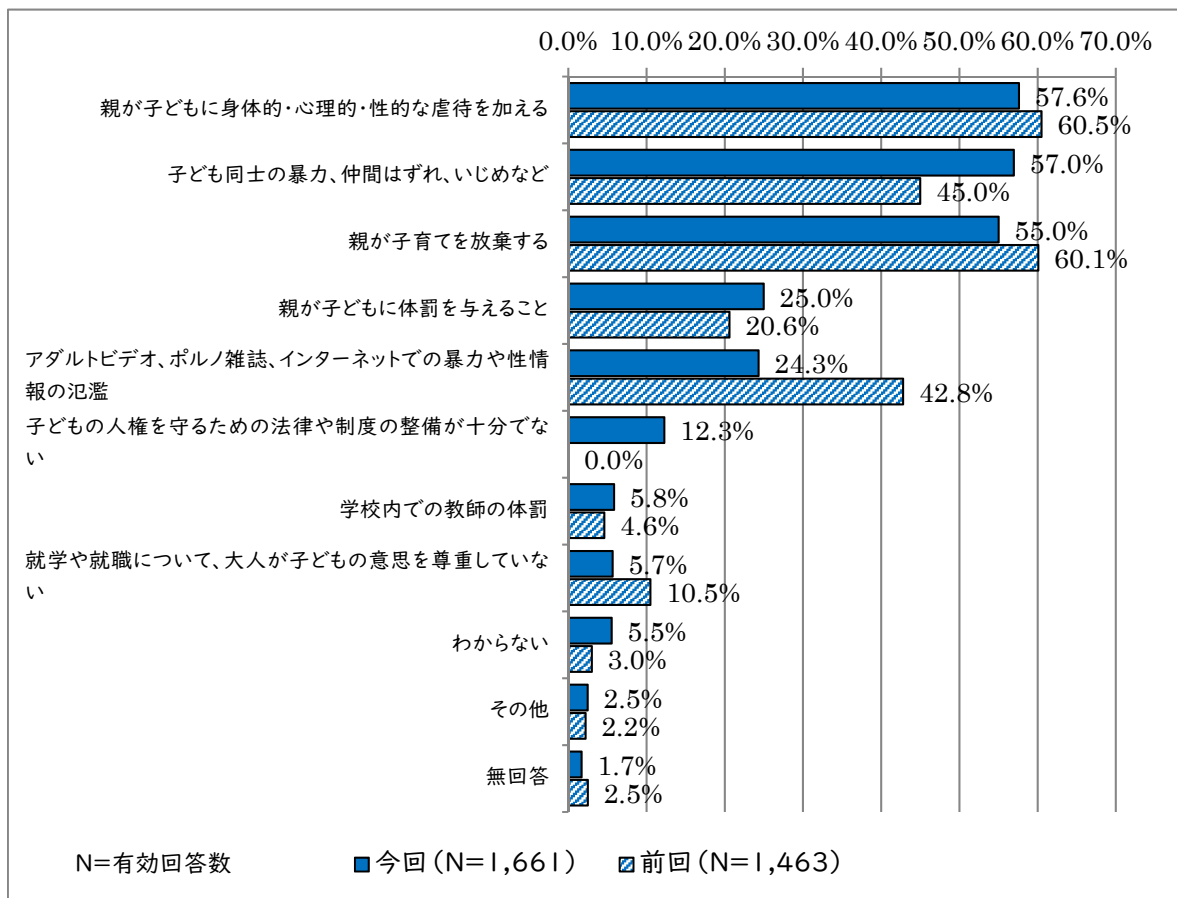
一方、市においては、平成19年(2007年)に子どもの育成や子育て家庭への支援をはじめとする施策の着実な推進を図るため、長期的、総合的指針となる「宝塚市子ども条例」を施行し、平成26年(2014年)には、子ども施策の総合的な計画として「第2次宝塚市次世代育成支援行動計画 たちからっ子「育み」プラン」を策定しました。

市教育委員会では、令和2年(2020年)に「宝塚市いじめ問題再発防止に関する基本方針」を策定、令和3年度には、教育振興に関する中期的な総合計画として、「第2次宝塚市教育振興基本計画」を策定したほか、体罰事案に関する刑事告発の指針を策定しました。

子どもを取り巻く家庭や社会環境は、インターネットの普及、有害な図書やテレビ番組などによる大量の情報の氾濫、少子化や核家族化など著しく変化しています。

平成28年(2016年)に実施した人権問題に関する市民意識調査においては、“子どもの人権に関して特に強く問題だと感じること”を尋ねたところ、「親が子どもに身体的・心理的・性的な虐待を加える」(57.6%)、「子ども同士の暴力、仲間はずれ、いじめなど」(57.0%)、「親が子育てを放棄する」(55.0%)といったことに対する関心が高まっています。特に「子ども同士の暴力、仲間はずれ、いじめなど」への関心が前回調査時(平成17年(2005年))に比べて12.0ポイントも高くなっています。

【図15 子どもの人権に関して特に強く問題だと感じること】



資料：市民意識調査報告書

【課題】

- 子育ての不安など様々な要因が重なって起こる子どもへの虐待やいじめなどが大きな社会問題となっています。
- 携帯電話やスマートフォンを媒介としたインターネット上の書き込みによるトラブルや事件に巻き込まれるケースの増加といった子どもの人権を侵害する深刻な問題が発生しています。
- 不登校で悩んでいる子ども、保護者からのニーズが高く、それに伴う専門家からの指導助言を求める学校園の依頼も増加しています。
- 夜間等の校区内パトロールにおいては、児童・生徒が夜間に出歩くことが少なくなっているため、今後は、違う活動の検討も必要です。
- 特別支援教育の充実について、情報の共有化が図ることができましたが、福祉の連携のためには、より多くの時間確保が必要です。
- 部落差別をはじめとした人権問題についての学習を発達段階に応じ、継続的、系統的に位置付けて取り組んでいるが、まだ十分とは言えない状況であるため、継続的な取組が必要です。
- 子どもの貧困問題をはじめ、様々な困難を抱える子どもや家庭への支援が必要です。
- 「子どもの権利」を守るために「子どもの権利サポート委員会⁵³」などの相談窓口の継続した周知活動が必要です。

⁵³ 16 頁参照

【具体的施策の方向】

子どもは基本的人権を有する権利の主体であることを社会全体で認識し、子どもをあらゆる差別や虐待、搾取から守る体制を築く必要があります。また、子ども一人ひとりが人権の意義やその重要性について正しく理解するとともに、自分が権利の主体であるということを認識し、様々な体験活動や交流を通して、人権を尊重し、自分の大切さ、他の人の大切さを認めることが重要です。

個性や他者との違いが認められ、あらゆる形の差別や暴力を受けないなど、一人の人間として尊重され、いきいきと成長していくことが大切にされなければなりません。

市は、「たからっ子「育み」プラン(後期計画)」においての「子どもを育むことが未来を育む「育む」ことが楽しくなるまちへ」を基本理念、「第2次宝塚市教育振興基本計画」においての「自分を大切に人を大切にふるさと宝塚を大切に作る人づくり」を基本目標とし、施策を推進します。

(1) 児童虐待防止(重点施策)

- ① 児童虐待防止については、「宝塚市要保護児童対策地域協議会」など関係機関によるネットワークを通じて、発生予防から早期発見、早期対応、保護、支援、アフターケアに至るまで、切れ目ない総合的支援に努めます。
- ② 児童虐待防止に関する啓発や相談窓口の周知を行います。

(2) いじめ防止

- ① 市教育委員会内にいじめ防止等対策担当チームを設置し、学校におけるいじめの認知や初期対応、重大事態対応に係る教職員のスキルの向上と学校全体で取り組む仕組みづくりを進めるとともに、児童生徒のいじめの認知や相談の大切さといった意識向上に向けた支援を行います。
- ② 学校において実践する全校統一のいじめアンケートや各学校で実施している学校アンケートを通じて、いじめ対応に係る課題を校内で整理し、その上で課題を地域と共有して取り組む仕組みを確立します。
- ③ 子どもが将来に向けて身につけるべき生きる力とは、具体的にどのようなものであるかを明確化し、各学校でその力を育成するための取組を進めます。
- ④ 子どもたちが個々の多様性の尊重を基礎に置き、学びに向かい、考え、判断し、表現するといった学力テストなどでは数値化できない内面的な力(非認知能力)を育てるため、主体的・対話的で深い学びの考え方を取り入れた授業の進め方を研究し、未来の創り手となるために必要な資質・能力を育てます。
- ⑤ 中学校区ごとに、育てたい力や目指したい子ども像を明確にし、その育成に向けての指導、支援のあり方を共有するよう校種間連携の取組を進めます。

(3) 体罰根絶のための方策

- ① 教職員が子どもに対する体罰(暴力)と暴言の根絶について理解し、教育公務員としての自覚と役割(告発制度を含む)についての認識を図ります。
- ② 体罰やハラスメントに対する教職員や子ども、保護者の認識を高め、相談できる体制を構築します。

(4) 非行防止、健全育成活動の充実

- ① 青少年の非行防止と健全育成を図る活動を学校や関係機関、地域と連携のもと総合的に行い、子どもが心身ともにたくましく健やかに成長するよう、子どもの人権を守る取組を進めます。
- ② 青少年の健全育成をめざし、非行に繋がる問題行動の早期発見、早期指導を図るため、民生委員・児童委員、主任児童委員、市青少年補導委員、学校、PTA・育友会、まちづくり協議会、地域団体と連携し、日々の街頭補導、夜間特別街頭補導などを実施します。
- ③ スクールソーシャルワーカー⁵⁴を学校に派遣、配置し定例ケース会議や必要に応じて個別ケース会議を実施するなど、支援の拡充を図ります。子どもの下校時などに、青色パトロールカーによる見守り活動を行い、登下校の安全確保を行います。主に非行に関する青少年や保護者の悩みに対して、電話相談、来所相談を充実します。
- ④ 各中学校区に設置されている「青少年育成市民会議⁵⁵」が実施する長期休暇中の子どもへの生活指導の状況などについて地域で情報交換を行うスクラム会議の開催、親子のふれあいを深める凧づくり教室、ふれあい凧あげ大会、ハイキング、コンサートなどを通して、子どもと地域住民が直接ふれあえるイベントを充実させます。

(5) 不登校児童生徒への支援

- ① 不登校児童生徒の居場所づくりとともに、社会的自立のための力を高めるため、教育支援センター(適応指導教室)の充実を図り、小学生を対象とした拠点施設の整備を進めます。
- ② 訪問指導員が、定期的に学校を訪問して長欠児童生徒について教職員と情報交換し、個々の児童生徒への適切な対応について話し合い、会議で情報を共有しながら、支援方針等について協議・連携して支援を行っていきます。
- ③ 不登校児童生徒に対する支援と多様で適切な教育機会の確保、夜間中学などにおける就学機会の提供などに取り組みます。
- ④ 教室に入りにくい不登校傾向のある子どもに対して、別室で個別の支援を行う別室登校指導員や、支援の必要な生徒が中学校入学時によりよいスタートができるよう、個別の支援を行うコーチングサポーターなどの配置を進めます。

⁵⁴ 児童・生徒が学校や日常生活で直面する課題について、学校・地域・家庭に働きかけ、福祉的なアプローチによって解決を支援する専門職の者をいう。

⁵⁵ 青少年育成のために、家庭、学校、地域社会並びに関係機関がそれぞれの役割を認識し、相互に連携協力して、地域ぐるみでの活動を実践するために市内の12中学校ごとに設けられた組織のことをいう。

(6) 特別支援教育の充実

- ① 特別な支援の必要な子どもに対し、それぞれの教育的ニーズに応じた個別の支援を行います。
- ② 大学教員や医師等の専門家が学校園を訪問し、発達障碍^{がひ}などの子どもへの支援のあり方について、教職員に対してアドバイスを行います。
- ③ 市立養護学校の専任コーディネーター、県立特別支援学校の教諭、市内通級指導担当や、言語聴覚士、作業療法士などの専門性のある教職員等が学校園を訪問し、特別支援学級や発達障碍^{がひ}などの子どもへの支援のあり方について、教職員に対してアドバイスを行います。
- ④ 個々の発達や障碍^{がひ}の特性に応じた適切な支援を行い、子どもが安全に、安心して学校生活を送れるよう、介助員や子ども支援サポーター、特別支援学級学習支援員等を配置します。

(7) 人権教育の充実と推進

- ① 社会を担っていく子どもが、自分や他者を思いやり、命の大切さや平和の尊さをしっかりと考え、多文化・多様性を尊重するなど、人権意識を高めます。
- ② 人権文化センター等の施設を活用し、地域に根ざした学習活動や行事への参加を促し、仲間づくりを進めながら差別解消への意欲を高めます。
- ③ 「人権教育推進委員会」を設置し、本市における人権教育、人権啓発の取組の推進に努めていきます。また、「宝塚市人権・同和教育協議会⁵⁶」と連携し、すべての人々の人権が尊重される社会をめざし、学校園、保育所、地域、家庭、職場など様々な場や機会において、市民の人権意識を高めます。
- ④ 人権教育や道徳教育に関する研修などの各種教職員向け研修事業をとおして、教職員の人権意識を高めます。

(8) 子どもの社会参加の促進

- ① 社会の一員、未来の社会の担い手として、子どもが市政やまちづくりへ意見の表明を行い、市政やまちづくりにその声を反映できる仕組みづくりの充実を図ります。また、子どもの市政やまちづくりへの参加や行動を支援していきます。

(9) 家庭や地域の子育て力・教育力の向上

- ① 地域の人間関係の希薄化等による子育て中の親の育児への不安感や負担感が増大していることから、相談支援体制の充実等により子育ての孤立化を防止するとともに、子どもの成長過程別の親学習の充実や地域の支援者のスキルアップ等、家庭における子育て力・教育力の向上に向けた取組を進めていきます。また、子育てに関するわかりやすい情報提供を行っていきます。
- ② 子育て支援情報を、市民が利用しやすいように、市広報誌やホームページその他の方法により適切に提供、伝達します。また、民間の情報も含め、子どもの成長や子育て支援に関する情報を地域

⁵⁶ 16 頁参照

で共有していくための仕組みづくりを進めていきます。多言語対応など、誰にでも伝わる子育て支援情報の発信や、情報のオープンデータ化に対応できるよう、汎用的に活用できるデータの提供を進めます。

- ③ すべての家庭を対象とする全市的な子育て支援の展開にあたって、「小学校区単位」「市内 7 ブロック単位」「全市域」それぞれの取組を有機的につなげ、三層構造による子育て支援体制をより一層強化していきます。
- ④ コミュニティスクールを進めていくなかで、家庭・地域・学校がどのような子どもを育てるのかという目標を共有し、連携して教育活動に取り組んでいきます。

(10) 子どもの貧困対策

- ① 家庭背景による学力や進路の格差を縮めていくために、市立小中学校における、家庭背景に左右されない学力保障の取組を行います。また、学校外での学習支援を早い段階から始めるため、生活困窮世帯や、特に経済的に厳しい状況にあるひとり親家庭への学習支援を、継続して実施していきます。家庭の経済状況にかかわらず、全ての子どもの学力向上や学習習慣の定着を図るため、さらなる取組の充実を図ります。
- ② 様々な困難を抱える子どもや家庭への相談窓口及び切れ目のない支援体制を整備するため、児童福祉・保健・教育等の各部門が連携し「子ども家庭総合支援拠点⁵⁷」を設置します。子どもと地域の課題を考えるラウンドテーブル⁵⁸などを通じて、地域とのネットワークづくりや実態確認、課題の共有を行い、顕在化してくる地域課題の解決に向けて検討を進めます。
- ③ それぞれの家庭の実情に応じた就労支援を行うため、きめ細やかな相談対応を行います。
また、経済的に厳しい状況にある家庭が、確実に制度の申請ができ、必要な支援が適切に行き届くよう丁寧な働きかけを行うとともに、制度の周知方法について更なる検討を行います。

(11) 子どもの人権擁護の推進

- ① 子どもの立場に立った、公平、中立で独立性と専門性のある第三者機関として設置した子どもの権利サポート委員会⁵⁹でも子どもの最善の利益の保障を目指し、学校等とも連携しながら、継続した周知活動を行い、引き続き子どもの人権擁護制度の推進を図ります。
- ② 学校、その他福祉サービス、医療機関、自立相談支援機関などの多様な機関により、ヤングケアラー⁶⁰を把握します。

⁵⁷ 子どもの健やかな成長を支援するため、市内の全ての 0 歳から 18 歳までの子どもとその家族、妊産婦等の相談に対し、実情に応じた切れ目のない支援を実施するネットワーク。

⁵⁸ 子どもを取り巻く制度の狭間の課題について、地域・行政の枠を越えて関係機関が連携し解決を図ることを目的に、対策討議・検討、政策提言等を行う場。特に子ども食堂を運営している団体が中心となり、課題を抱える子どもについて、必要に応じて行政の支援へとつないでいます。

⁵⁹ 16 頁参照

⁶⁰ 4 頁参照

6. 外国人

日本国憲法は、権利の性質上、日本国民のみを対象としていると解されるものを除き、日本に在留する外国人についても、等しく基本的人権の享有を保障しているとされています。

しかしながら、今もなお、日本に定住している在日韓国・朝鮮人に対する差別と偏見は払拭されているとは言えません。また、外国人をめぐる言語、宗教、習慣などの違いから起こる、不当な就職上の取扱い、住居への入居拒否など差別的事案が生じています。

このような中、特定の民族や国籍の人々を排斥しようとする不当な差別的言動が社会的に関心を集めていたことから、平成28年(2016年)に「本邦外出身者に対する不当な差別的発言の解消に向けた取組の推進に関する法律」(以下「ヘイトスピーチ⁶¹対策法」という。)が施行されました。平成31年(2019年)には「出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律」(改正入管法)が施行され、新たな外国人材受入れ制度においても、外国人に対する人権侵害の防止が重視されるようになりました。

令和2年(2020年)10月1日現在で実施した令和2年国勢調査の確定値による本市の外国人数は、2,535人で、市の人口の約1.1%を占めています。そのうち、国籍で見ると韓国・朝鮮が最も多く(50.3%)、次に東南アジア・南アジア(16.1%)、中国(14.7%)、ブラジル(4.6%)となっています。

国籍別で、韓国・朝鮮の割合が高いのは、日本の朝鮮に対する植民地支配と同化政策による直接間接の結果として、多くの人々が強制連行や徴用といった形などで日本に住むことを余儀なくされてきたという事実があります。また、市での割合が高い背景には、戦中から六甲砂防工事、福知山線鉄道工事、県道尼宝線工事、武庫川改修工事など幾つもの大規模な土木工事の多くに、韓国・朝鮮人が従事していた歴史的経緯があります。

市は、外国人市民に、自らの歴史、文化、習慣などを背景とした意見及び提言などを求める機関として、平成12年(2000年)に「宝塚市外国人市民懇話会」を設置し、平成14年(2002年)8月に懇話会からの提言を受け、この提言書の趣旨を踏まえ、公共施設の多言語による表記や日本語教室、母語教室、相互理解のための交流事業の実施など、外国人市民の人権に配慮した行政サービスの充実に努めました。また、外国人市民の生活相談の窓口として「外国人相談室」を国際・文化センターで実施し、医療サポートも開始するなど相談体制を確立しました。

学校園においては、「ウリコちゃんたからづか⁶²」を活用した授業や職員研修を充実させるとともに、第二言語としての日本語や母語の支援を要する子どもや保護者に対して、兵庫県の「子ども多文化共生サポーター」や市の「日本語の不自由な幼児児童生徒サポーター」を派遣し、子どもたちが安心して学校園生活を送ることができるよう努めています。

平成28年(2016年)に実施した人権問題に関する市民意識調査で“外国人の人権に関して特

⁶¹ 4頁参照

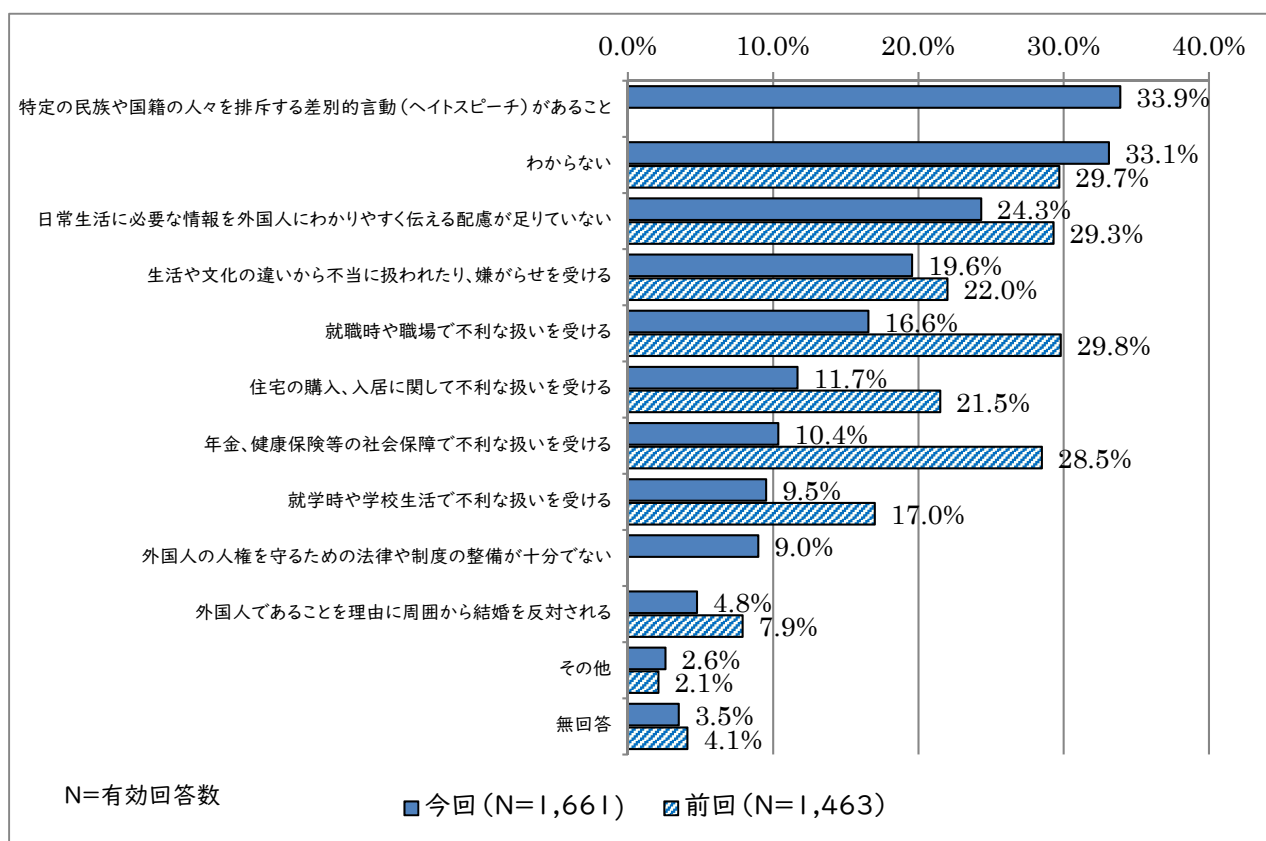
⁶² 市が作成した市における在日韓国・朝鮮人の歴史などを掲載した啓発冊子。

に問題だと感じること”を尋ねたところ、「特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動（ヘイトスピーチ⁶³）があること」（33.9%）や「日常生活に必要な情報を外国人にわかりやすく伝える配慮が足りていない」（24.3%）に対する回答が高くなっていますが、「わからない」（33.1%）も高い回答となっています。

また、国際化が進む日本において、日本に滞在、居住する外国人、さらに国際結婚により生まれた人や海外からの帰国者、日本国籍取得者など、日本国籍であっても外国文化を背景にもつ人も増えています。

このような背景を踏まえ、ここでいう外国人とは、日本国籍を持たない人のみならず、日本国籍であっても外国文化を背景に持つ人を含むこととします。

【図16 日本における外国人の人権について、特に問題だと感じること】



資料：市民意識調査報告書

【課題】

- 外国人をめぐる言語、宗教、習慣などの違いから起こる、不当な就職上の取扱い、住居への入居拒否など差別的事案や外国人の子どもが学校園に通いにくい状況が生じています。
- 日本に滞在、居住する外国人、さらに国際結婚により生まれた人や海外からの帰国者、日本国籍取得者など、日本国籍であっても外国文化を背景にもつ人も増加し、様々な人権問題が発生しています。

⁶³ 4 頁参照

【具体的施策の方向】

多様な主体が互いに連携し、支え合う共生社会を実現するため、文化等の多様性を認め、言語、宗教、生活習慣等の違いを正しく理解し、これらを尊重することが重要です。外国人は、地域のコミュニティの一員であり、支援の担い手であるので、外国人に対する理解を深め、偏見や差別解消に向けた取組を推進します。

市は、多文化共生⁶⁴や相互理解を進めるため、「国内外の人々との文化交流が広がるとともに、異文化を認め合い、共に生きる多文化共生社会の形成が進んでいる」をめざすまちな姿として、取り組んでいきます。

(1) 外国人が暮らしやすい差別のない地域社会の実現

- ① 外国人に対する予断と偏見を排して差別のない地域社会実現のために、広報たからづか、エフエム宝塚、ケーブルテレビ放送、インターネットなどを活用し、啓発活動を推進します。

(2) 出会いと交流の場づくり

- ① 国際・文化センター、人権文化センターなどにおいて、外国人市民の歴史や文化の紹介と併せ、相互理解のための交流事業を促進します。
- ② 市民が実施する国際交流などの取組について、支援していきます。

(3) 多文化共生教育の推進

- ① 学校園において、外国人の子ども一人ひとりが民族的自覚と誇りを持ち、自己実現を図ることができるよう、国籍や民族などの違いを認め合い豊かに共生する人権尊重を基盤とした多文化共生教育を推進します。
- ② 外国人の子どもが母国の文化や言語にふれる機会が少ないことにより、自己を肯定的に受け止めにくい状況があるため、あらゆる教育活動において、母国の文化や言語にふれる学習機会を増やし自尊感情の形成を促します。特に在日韓国・朝鮮人の子どもの中には、今なお残る偏見や差別のため本名を名乗ることすらできない状況や将来の進路に展望を持ちにくい状況があり、民族的自覚や誇りの確立が阻害されています。「ウリコチャンたからづか⁶⁵」の活用や、在日韓国・朝鮮人の方をゲストティーチャーに招くなど、アジア諸国との歴史的経緯や社会的背景をはじめ、日本や市で共に生きる市民である事実を、子どもが正しく認識するようにします。
- ③ 日本語の支援を要する子どもにおいては、兵庫県の「子ども多文化共生サポーター」や市の「日本語の不自由な幼児児童生徒サポーター」を派遣し、日本語の習得や基礎学力の定着を図り、学校園生活を安心して過ごせるよう、保護者を含め支援します。
- ④ すべての子どもたちが国籍や民族の違いを認め合い、異なる文化や習慣、価値観を受容し尊重する共生の心の育成を図ります。自国の文化を尊重する態度を養うとともに多様な文化を持った

⁶⁴ 国籍等の異なる人々が、互いの文化的差異を認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと。

⁶⁵ 51頁参照

人々と生きていく異文化間コミュニケーション能力を育成するなど、豊かに共生していくための資質や技能を育みます。

- ⑤ 教職員は、外国人の子どもの人権を大切にした教育の充実を図るため、その教育の重要性について共通認識し、一人ひとりの状況把握や内面理解に努め、自己実現を阻む要因や教育課題を明らかにします。そして、教職員の人権感覚、意識を高めるとともに、教材開発や指導法の研究に取り組み、実践的指導力の向上を図ります。

また、兵庫県の「子ども多文化共生センター」などの関係機関とも連携し、多文化共生社会の実現をめざす教育を一層充実させ、推進します。

- ⑥ すべての外国人市民と、共に生きる地域社会をめざして、家庭や地域の啓発を図るとともに人権感覚の向上に努めます。

(4) 多様な学習機会の提供

- ① 偏見や差別解消に向けて外国人に対する理解を深めるため、国際理解、外国人理解が大切なことを生涯学習の中に位置づけ、人権意識の浸透を図ります。
- ② 生涯の各時期に応じ、地域や学校、職場などで人権に関する学習ができるよう、公民館などの社会教育施設を中心に講演会や交流活動など、人権に関する多様な学習機会を提供します。
- ③ 国際・文化センター、人権文化センターなどにおいて、来日して言葉が不自由で困っている外国人に、日本語学習の機会を提供するとともに、市民がお互いの文化や習慣の違いを認め合う心を培う場を提供します。
- ④ 市民が実施する様々な取組について、支援していきます。

(5) 社会参加の促進

- ① 市に在住する外国人市民が、これからも永く住み続けたいと思えるまちづくりを創造していくため、自らの歴史、文化、習慣などを背景とした意見を求め、外国人市民の人権に配慮した施策の反映に努めます。

(6) 相談体制の充実

- ① 外国人市民が相談窓口を利用しやすくなるよう、外国人の協力を得て通訳の便宜を図ることや、生活上の悩みごと相談に応じるなど、サポート体制を充実します。
- ② 名前や就職などで悩んだり、慣れない日本語と日本の生活習慣の中で孤立して生活する外国人市民同士が出会ったり、相談できる場づくりを行います。

(7) ヘイトスピーチ⁶⁶に対する取組(重点施策)

- ① 市民一人ひとりがヘイトスピーチについて課題を共有し、人種、民族、宗教、性別などのマイノリティを中傷し、憎しみや差別をあおる言動に対して、差別は許されないという基本的な姿勢を堅持す

⁶⁶ 4 頁参照

ることができるよう教育、啓発を推進します。

- ② 匿名性と拡散性を特徴としたインターネット上での差別動画や書き込みに対して、引き続きモニタリングを実施し、法務局や近隣自治体と情報を共有しながら、差別事象の早期発見、拡散防止に努め、削除要請等を行います。
- ③ 学校においては、ヘイトスピーチを街頭やインターネットで見聞きすることにより、判断力が十分備わっていない子どもが誤った理解や行動をすることがないように、すべての教育活動の中で、異なる価値観や違いを認め尊重し、共生する心と態度を育む多文化共生教育の充実を図ります。
- ④ 「ヘイトスピーチ対策法」について広く周知し、その理念を踏まえた人権教育及び人権啓発に取り組みます。

7. インターネットによる人権問題

パソコンや携帯電話、スマートフォンなどの所持率が上がり、簡単にインターネットを利用できるようになりました。また、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）⁶⁷などの普及により、知りたい情報がすぐに手に入る、世界中の人々をつながりを持てる、誰もが手軽に情報発信ができるなど、生活を豊かで効率的なものにしてくれています。

一方でインターネットには発信者に匿名性があり、情報発信が技術的、心理的に容易にできるといった面があります。例えば、他人を誹謗中傷する表現や差別を助長する表現、行為、名誉やプライバシーの侵害、個人や集団にとって有害な情報の掲載、リベンジポルノ⁶⁸などの人権にかかわる問題が発生しています。いったんインターネット上に掲載されると被害は急速に拡大し、これを削除することは極めて困難となります。

さらに、それらの利用者の低年齢化により子どもたちの中でのネットいじめや個人情報の流出、青少年の出会い系サイトなどの有害サイトを通じて事件や犯罪に巻き込まれるなどの問題も多くなっています。

また、社会の情報化が進む過程で発生した新しい形の人権問題であり、情報化時代における個人の責任とモラルについて、今後も考えていかなければならない問題です。

平成14年（2002年）に「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（プロバイダ責任制限法）」が施行され、特定の個人の権利が侵害されたことが明白な場合などに限り、発信者情報の開示を請求できるようになりました。さらに、平成21年（2009年）4月から施行されている「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境整備等に関する法律」が改正され、平成30年（2018年）2月から、18歳未満の青少年利用者に対して有害情報のフィルタリング有効化装置を行うことなどが携帯電話事業者等に義務付けられました。各自治体では、インターネット上の人権侵害についてモニタリングし削除要請を実施していますが、依然として人権侵害は後を絶たない状況です。SNS等における誹謗中傷などが大きな社会問題となったことを受け、令和3年（2021年）に発信者情報の開示手続きの負担軽減や開示情報の対象範囲を拡大する「プロバイダ責任制限法」の改正がなされました。

市は、「個人情報保護条例」及び「情報公開条例」に基づき個人情報の保護に努め、人権擁護委員による学校への人権教室やインターネットトラブルに関する講演会を実施してきました。平成30年度（2018年度）からは、インターネット上の差別的表現についてのモニタリングを開始し、発見された差別的表現等については削除要請を行っています。

平成28年（2016年）に実施した人権問題に関する市民意識調査で“インターネットを悪用した人権侵害で、特に問題だと感じることを”尋ねたところ、「他人への誹謗中傷や差別的な表現などの掲載」（67.4%）が最も高く、次いで「インターネット取引を悪用した悪徳商法などの存在」（49.1%）

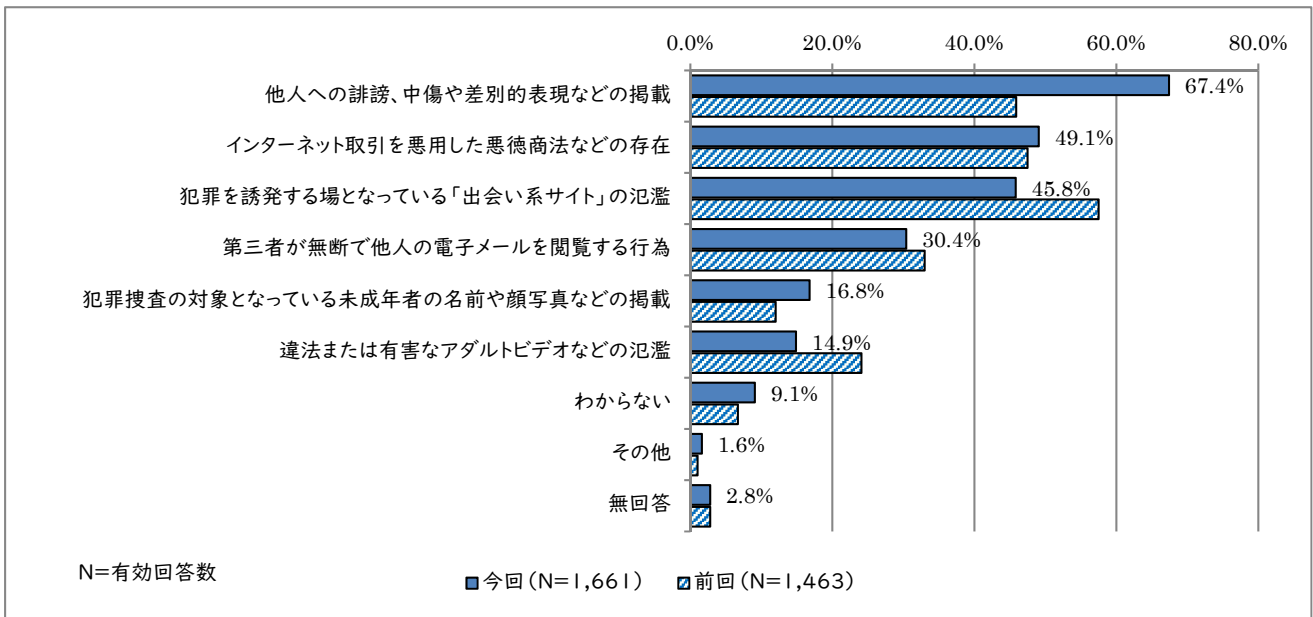
⁶⁷ 17頁参照

⁶⁸ 「リベンジ」は復讐の意。過去に撮影した性的な写真や映像を、相手への嫌がらせ行為としてインターネットなどで不特定多数に配布、公開すること。

となっています。

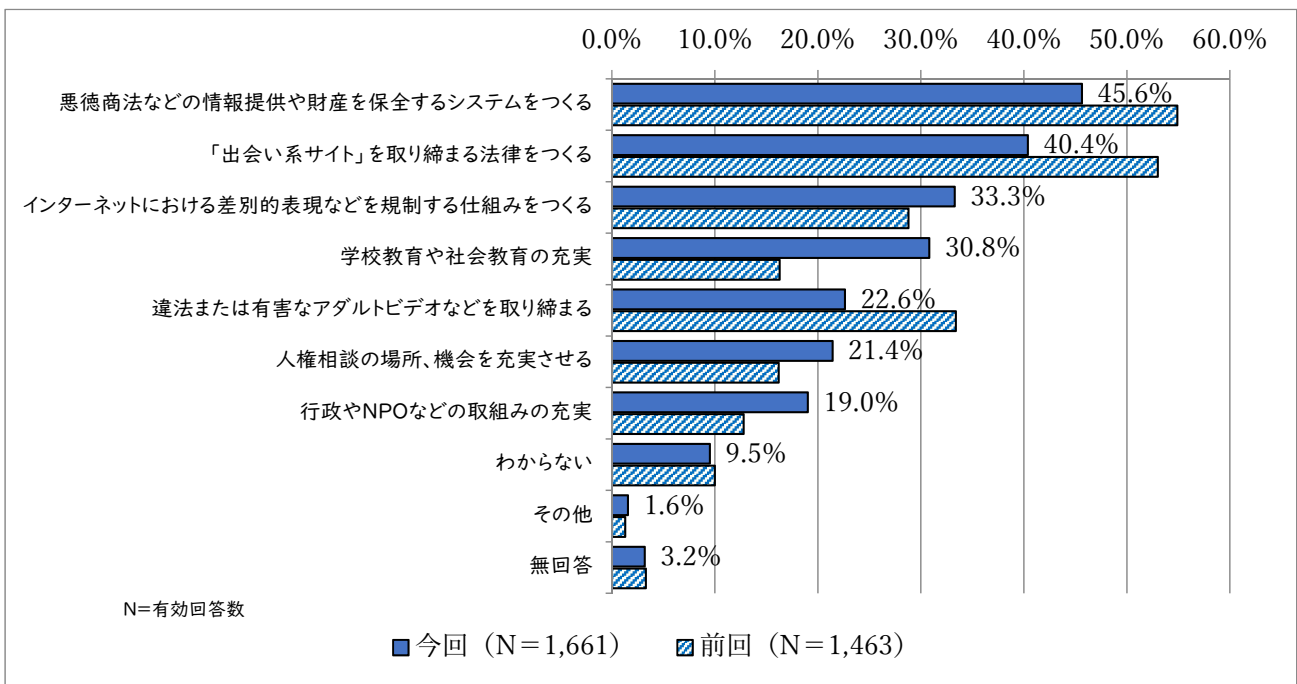
“インターネットを悪用した人権侵害から人権を守るために必要なこと”について、「悪徳商法などの情報提供や財産を保全するシステムづくりをすすめる」(45.6%)が最も高く、次いで「『出会い系サイト』などを取り締まる法律をつくる」(40.4%)となっています。

【図17 インターネットを悪用した人権侵害で、特に問題だと感じること】



資料：市民意識調査報告書

【図18 インターネットを悪用した人権侵害から人権を守るために必要なこと】



資料：市民意識調査報告書

【課題】

- メディアリテラシー⁶⁹の重要性への更なる周知が必要です。
- インターネット上での差別表現について、継続したモニタリングを実施し、削除依頼していく必要があります。

【具体的施策の方向】

個人の名誉やプライバシー、インターネットを利用する際のルールやマナーに関する正しい理解を深めていくことが重要です。

今後、情報化がさらに進む中、情報の収集、発信における個人の責任や情報モラルについて、理解するための教育や啓発の充実を図る必要があります。加えて、利用者の心に潜む偏見や差別意識の払拭と偏見や差別意識を生じさせない啓発と教育も必要です。また、人権侵害にあった場合のプロバイダへの削除要請などの対処方法や相談窓口についても周知が必要です。

(1) 情報モラル、情報活用能力の育成

- ① 学校、家庭、地域が連携し、情報教育を進める中で、情報化が社会に及ぼす影響を考え、情報を適切に活用するための知識や技能、態度を身につけるなど、情報モラルの育成を図ります。
- ② 課題や目的に応じて情報を活用する能力を育成し、市民一人ひとりがメディアリテラシーを養うための教育、啓発に努めます。

(2) 学校での取組(重点施策)

- ① すべての子どもが、インターネット使用に関して、目的を持って、自ら選択し、判断する力を身につけるためのメディアリテラシー教育(情報を活用する能力、情報を発信する能力、情報を評価・識別する能力、情報を批判的に読み取る能力を育てる教育)を進めます。
- ② 指導に当たる教職員にも子どもを巻き込んだ悪質なネット犯罪等に関する研修を開催し、啓発に努めます。

(3) トラブル対処の方法や相談窓口の周知

- ① 人権侵害にあった場合のプロバイダへの削除要請などの相談窓口を周知します。

(4) モニタリング制度⁷⁰の推進

- ① 匿名性と拡散性を特徴としたインターネット上での差別動画や書き込みに対して、引き続きモニタリングを実施し、法務局や近隣自治体と情報を共有しながら、差別事象の早期発見、拡散防止に努め、削除要請等を行います。

⁶⁹ メディア情報を視聴者や読者が無批判に受け入れるのではなく、主体的かつ客観的に解釈、選択し、使いこなす能力や、メディアを適切に選択し、発信する能力のこと。

⁷⁰ 28 頁参照

8. 性的マイノリティ

性については多様なあり方があります。

性的指向（性愛の対象）が異性に向かう性的マジョリティの他に、性的指向が同性に向かう同性愛（Lesbian レズビアン：女性同性愛者、Gay ゲイ：男性同性愛者）や男女両方に向かう両性愛（Bisexual バイセクシュアル：両性愛者）の人、生物学的性「からだの性」と性に関する自己認識「性自認」が異なり、「からだの性」と異なる性別で生きる人、生きたいと望む人（Transgender トランスジェンダー）やその不一致に悩む「性別違和」の人があり、それぞれの頭文字をとって LGBT と言います。LGBT 以外にも性自認や好きになる性がはっきりしない人、決めたくなかったり、わからなかったりを悩んでいる場合や自分を男性、女性のいずれかとは認識していない人もいます。最近では、それら様々な性のあり方について、性的指向と性自認を表すSOGI（Sexual Orientation and Gender Identity）の略であり、読み方は「ソジ」という言葉で用いられることもあり、性別表現においてもそれは多様です。

ある民間の調査⁷¹によると日本では、同性愛、両性愛、トランスジェンダーなど性的マイノリティの人の割合は、合わせて8.9%という結果もあり、多様な性を生きる人は元来、身近な存在であると言えます。

海外では、同性婚を認める国や地域も多くありますが、日本では、男女の性区分と異性愛を前提とした現在の社会で同性婚は認められておらず、平等な権利が否定されその権利侵害や格差が起きていると言わざるを得ません。性的マイノリティの人々は、差別や偏見がある社会のなかで、ありのままの自分を表現することができなかつたり、多数者の性のあり方のみを前提とした価値観を押し付けられ、苦しんできました。性の区分を前提とする社会生活上の不利益もあります。

平成 22 年（2010 年）に文部科学省が「児童生徒が抱える問題に対する教育相談の徹底について」を通知したほか、平成 24 年（2012 年）に厚生労働省が「国民健康保険被保険者証の性別表記について」を発して性同一性障害に配慮した対応を求めています。平成 27 年（2015 年）に文部科学省が「性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細かな対応等の実施について」、平成 28 年（2016 年）に「性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童生徒に対するきめ細かな対応等の実施について（教職員向け）」が発出されました。平成29年（2017年）に文部科学省は、「いじめ防止対策推進法」に基づく「いじめの防止等のための基本的な方針」を改定し、性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童生徒に対するいじめを防止するための対応を明記しました。

平成 29 年（2017 年）の「自殺総合対策大綱」の改定においては、自死念慮の割合等が高いことが指摘されている性的マイノリティについて、その背景にある社会的要因の一つに無理解や偏見等があると捉えて、教職員の理解を促進するとしています。

市は、性的マイノリティの支援方策に関する基本方針を策定するため、「性的マイノリティ支援方策

⁷¹「LGBTQ+調査 2020」（2020 年 12 月実施）。対象者は全国の 20 歳～59 歳の 60,000 人。

検討部会」を設置し、平成 27 年(2015 年)11 月に「ありのままに自分らしく生きられるまち宝塚(性的マイノリティに寄り添うまちづくりの取組)」を策定し、性の多様性を理解し、誰もが「ありのまま」で、「安心して自分らしく」過ごせる、誰もが生きやすい社会をめざして取組を進めてきました。平成 28 年(2016 年)6 月には、同性パートナーを尊重する仕組みづくりとして、「宝塚市パートナーシップの宣誓⁷²の取扱いに関する要綱」を制定しました。

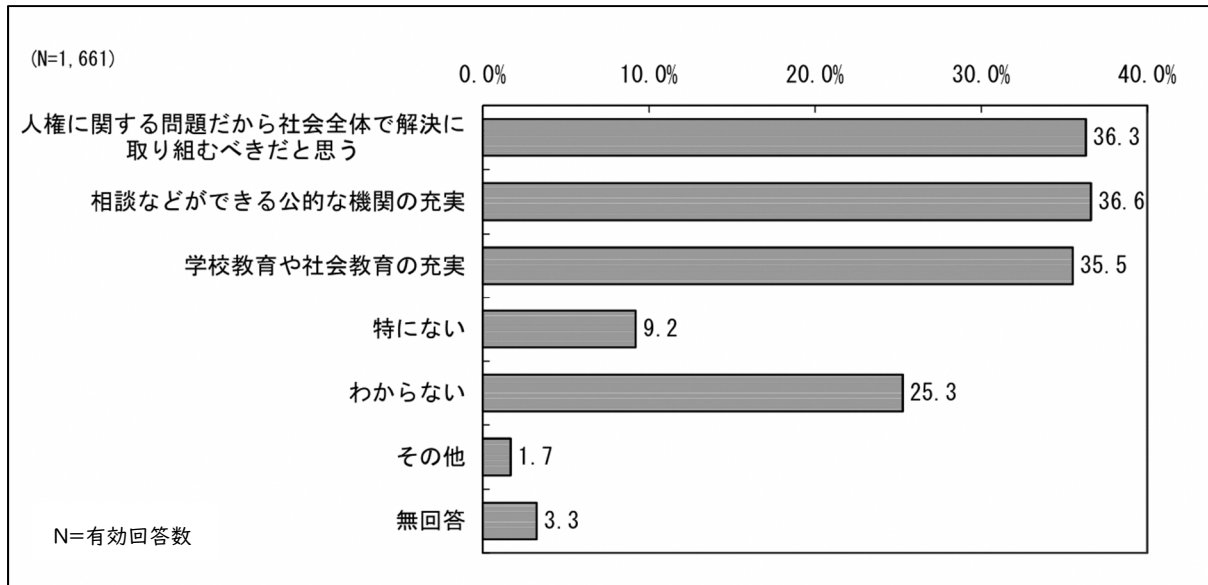
パートナーシップ宣誓については、平成27年(2015年)以降、東京都渋谷区、同世田谷区の取組を始めとして、法的効果はないもののパートナーとしての証明書を発行しようとする自治体が増加し、令和4年(2022年)9月末時点現在240自治体で取り組んでいます。自治体間連携も増えてきています。

平成 31 年(2019 年)に性自認や性的指向について定義し、性別、性自認、性的指向による差別を禁止とする「男女共同参画推進条例」の改正、令和 3 年(2021 年)には阪神 7 市 1 町(尼崎市、西宮市、芦屋市、伊丹市、宝塚市、川西市、三田市、猪名川町)と「パートナーシップ宣誓制度の取組に係る協定書」を締結し、啓発や支援を含めた連携した取組を進めています。

平成 28 年(2016 年)に実施した人権問題に関する市民意識調査において、“性的マイノリティの人権を守るために特に強く必要だと感じることを”尋ねたところ、「相談などができる公的な機関の充実」(36.6%)が最も高く、次いで「人権に関する問題だから社会全体で解決に取り組むべきだと思う」(36.3%)、「学校教育や社会教育の充実」(35.5%)となっています。

⁷² 一方または、双方が性的マイノリティである 2 人が、お互いを人生のパートナーとして生活を共にすることを約束したことを「パートナーシップ」、パートナーシップの関係にある 2 人が、双方がお互いのパートナーであることを市長に対して宣誓することを「パートナーシップの宣誓」という。

【図19 性的マイノリティの人権を守るために、特に必要だと感じること】



資料：市民意識調査報告書

【課題】

- 学校園所で、性の多様性についての正しい知識を子どもたちに教え、指導するために教職員のための手引書を作成し、活用をするように促してきましたが、教職員の意識に差があり、学校での取組に違いが生じている状況です。
- 教職員の手引書の活用が図られる中、より内容の充実、深化した手引書の改定が求められています。
- パートナーシップ制度の推進について、引き続き阪神7市1町をはじめとした、同制度実施自治体と啓発や制度の周知などの取組を進めていく必要があります。

【具体的施策の方向】

性的指向は、様々であることを認識し、理解を深めることにより、性自認や性的指向を理由とする偏見や差別をなくし、すべての人がお互いの権利を尊重し、支え合うことが必要です。

市は、「第6次宝塚市総合計画⁷³」のめざすまちの姿として、「すべての人の人権が尊重され、平和の下で、誰もがありのままに自分らしく生きている」を掲げ、学校や家庭、地域、関係機関が連携をして、性的マイノリティの教育、啓発に取り組んでいきます。

(1) 市民の理解促進と自分らしい生活の実現（重点施策）

- ① 市民一人ひとり、事業者、医療・福祉関係者、市職員など、対象を絞り込み、きめ細かな網羅的な啓発に取り組めます。

⁷³ 6頁参照

- ② 性的マイノリティについての理解者の意思表示として、レインボーステッカーやレインボーバッジを市内の事業所等で活用して、理解や関心が深まるように進めていきます。
- ③ 民間不動産事業者に対して性的マイノリティに対する理解促進に向けた取組が進むよう働きかけます。

(2) 保育所、幼稚園、学校における取組

- ① 性的マイノリティの子どもを支援するため、校内支援体制を確立し、教職員が一番のよき理解者、相談者となるよう性の多様性についての正しい理解を図る研修を積み重ねます。
- ② 保健室や図書室に性的マイノリティに関連する絵本、図書を置き、啓発ポスターの掲示や子ども向けの相談窓口案内カードを児童、生徒に配布するなど、性的マイノリティの子どもが不安や悩みを相談しやすい環境整備を進めます。
- ③ 誰でも使える多目的トイレや更衣室の整備、制服についても選べることを積極的に周知するなど、個々の子どもの状況に応じて支援します。
- ④ すべての学校園所において、性的マイノリティの教育を人権教育として捉え、互いを尊重し、共に信頼し合える子どもたちの育成に取り組んでいます。引き続き教職員の手引書にある保育・授業モデル案などを活用し、子どもの発達段階に応じた系統的な教育実践を進めます。
- ⑤ 医療、福祉などの関係機関との連携を図り、相談体制に努めます。

(3) 相談窓口の充実

- ① 子どもから大人まで誰でも相談できるセクシュアルマイノリティ電話相談について、近隣市町と連携してより広く周知を図り、相談窓口の充実に取り組みます。

(4) パートナーシップ制度の推進

- ① 宝塚市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱を活用し、生きづらさの解消につなげていきます。さらに、阪神7市1町と連携して、市民などの理解が深まるようパートナーシップ制度の周知を図ります。

9. 様々な人権問題

(1) 犯罪被害者等

犯罪被害者やその家族は、事件そのものに関する精神的負担や経済的・時間的な負担に苦しんでいます。さらに、一部のマスメディアによる過剰な取材や報道、プライバシーの侵害、名誉棄損、平穏な私生活を侵害されるなどの人権問題が発生しています。

国では、平成17年(2005年)に「犯罪被害者等基本法」が施行されるなど、関連法の整備が進められ、犯罪被害者やその家族の人権に対する配慮と保護が図られています。

市は、平成31年(2019年)に改正した「宝塚市犯罪被害者等支援条例」の基本理念に基づき、犯罪被害者等が必要とする施策を総合的に推進します。

(2) 感染症患者等

市は、出来る限り正確な情報を得ることに努め広く市民へ伝える努力をして差別が起こらないように努めていきます。

【HIV陽性者等】

HIV⁷⁴の感染力は弱く感染経路が限られているので、正しい知識を持って予防ができれば日常生活では感染することはなく、いたずらに感染を恐れる必要がないにもかかわらず、病気そのものや患者、感染者を特別視する差別意識が存在しています。

医療の進歩に伴い陽性者にとっては長期療養が可能になり、治療を受けながら社会生活を営むことが可能となりました。そのため、地域や職場におけるHIV陽性者への理解と支援がより一層必要となっています。

また、HIVに関してメディアが取り上げる機会が減少したことなどにより、年齢層により意識や知識の違いが見受けられるため、感染予防や検査の必要性を含め、より多くの市民にHIV感染やエイズに関する正しい知識や予防行動を促進する情報を発信するなど、早期発見、早期治療のための啓発活動を継続し、HIV陽性者を支え共生していける社会づくりに取り組みます。

【ハンセン病患者、元患者等】

ハンセン病は、らい菌による感染症で、その菌は感染力が弱く、現在では治療方法も確立され完全に治る病気であり、遺伝する病気ではありませんが、ハンセン病患者に対しては古くから法律によって施設入所を強制する隔離政策が採られてきました。ハンセン病患者に対する強制隔離政策は平成8年(1996年)に終結しましたが、平成10年(1998年)、強制隔離への補償を求めて熊本地裁に提訴され、原告の訴えを認める判決があり、平成13年(2001年)に「ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律」が施行されました。

平成21年(2009年)に「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」が施行されましたが、これまでの長期の隔離などにより家族、親族などとの関係が絶たれ、また入所者自身の高齢化により、

⁷⁴ 5頁参照

療養所に残らざるを得ないなど、社会復帰が困難な状況にあります。また、病気に対する無理解や患者に対する偏見や差別意識も残っており、患者家族も近所づきあいから疎外され、結婚や就職を拒まれたり、住み慣れた土地からの引っ越しを余儀なくされたりするなど厳しい差別を受けてきました。

令和元年(2019年)には、「ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律」が成立し、ハンセン病回復者との間で望んでいた家族関係を形成することが困難になるなど、多大な苦痛と苦難を長年にわたり強いられてきたことに対し、補償金が支給されることになりました。

ハンセン病に対する正しい知識の普及とともに、患者、元患者、患者家族などへの理解を深めるための、啓発活動を引き続き推進します。

【新型コロナウイルス感染症】

新型コロナウイルス感染症が蔓延し、未知のウイルスであるがゆえに、人々の不安や分断を引き起こし、感染した家族、医療従事者、エッセンシャルワーカー⁷⁵に対する差別やいじめが社会問題化しています。また、新型コロナワクチン接種の有無により、職場や学校での様々なハラスメントや個人の行動を妨げるといった不当な取扱いが発生しています。

一人ひとりの尊厳と人権が尊重される社会を築いていくために、新型コロナウイルス感染症に関する差別的取扱いをなくすための啓発に取り組みます。

【難病患者等】

難病とは、発病原因が不明で治療法が未確立であり、かつ後遺症を残すおそれが少なくなく、経済的、精神的に負担の多い疾患をいいます。患者やその家族の中には、周りの人の病気に対する無理解や偏見からくる差別のため、身体的な苦痛の上に、精神的にも苦しみを感している人が多くいます。

また、平成28年(2016年)に「がん対策基本法」が改正され、がん患者が尊厳を保ちながら安心して生活していくことができる社会の構築を理念としていますが、がん患者が抱える苦痛には、周囲の無理解や偏見による生きづらさも含まれます。

地域や職場、学校でともに生きる私たちが、病気を理解し、協力することが大切です。

差別や偏見を受けることなく、より人権が尊重された生活を送れるよう、病気などに関する正しい知識、理解を深めるための啓発活動を推進し支援します。

(3) 刑を終えて出所した人

刑を終えて出所した人に対しては、本人に更生の意欲があっても、人々の意識の中に根強い偏見や差別意識があり、就職に際しての差別や住居等の確保の困難など、社会復帰をめざす人たちにとって現実には極めて厳しい状況にあります。

刑を終えて出所した人が真に更生し、社会の一員として円滑な生活を営むことができるようするためには、本人の強い更生意欲とともに、家族、職場、地域社会など周囲の人々の理解と協力が必要で

⁷⁵ 社会機能を維持するために必要な事業の従事者。

す。

宝塚市保護司⁷⁶会では、再犯防止・犯罪や非行をした人の立ち直りを支援するため社会を明るくする運動などの啓発活動を実施しています。また、神戸保護観察所に登録している協力雇用主は過去に犯罪や非行をした人を雇用し立ち直りを助ける取組をしています。

今後も引き続き、偏見や差別を解消するための啓発活動を推進し支援します。

(4) アイヌの人々

アイヌの人々は、アイヌ語などをはじめとする独自の文化や伝統を有しています。アイヌの人々が居住する地域において、他の人々と格差が認められるほか、結婚や就職などにおける偏見や差別の問題があります。

令和3年(2021年)9月に「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」(アイヌ新法)が施行され、アイヌの人々が先住民族であること、アイヌであることを理由とした差別の禁止が明記されました。

アイヌの人々が置かれている現状の認識と民族としての歴史、文化、伝統への理解を深め、偏見や差別意識を解消し、アイヌの人々の人権を尊重する社会の実現をめざす啓発活動を進めます。

(5) 朝鮮民主主義人民共和国によって拉致された被害者等の人権

平成18年(2006年)6月に「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」が施行されました。

拉致問題をはじめとする朝鮮民主主義人民共和国による人権侵害問題への対処が国際社会を挙げて取り組むべき課題とされる中、この問題を喫緊の国民的課題として関心と認識を深めていくため、国、県などと連携し、啓発活動を進めます。

(6) 災害と人権

震災等の大きな災害の発生時における、不確かな情報に基づいて他人を不当に取り扱ったり、偏見や差別を助長するような情報を発信するなどの行動は、重大な人権侵害になり得るだけでなく、避難や復興の妨げにもなりかねません。正しい情報と冷静な判断に基づき、一人ひとりが思いやりを持った行動をとれるよう呼び掛けていくことが大切です。

また、近年、地震や水害等、毎年のように災害が発生しており、災害時には高齢者や^{がい}障害者、子ども、女性、外国人、性的マイノリティなど配慮が必要な方々の避難時や避難後の生活について、その特性に配慮した対応等、人権尊重の視点に立った支援が必要となります。

災害時要援護者支援の体制整備を進めるとともに、情報伝達方法の多様化や安心安全な避難所の整備、様々な人に配慮した避難所の運営などに取り組みます。

さらに、風評被害や被災地出身者に対する差別や人権侵害を起こさないような教育・啓発に努めます。

⁷⁶ 保護司法に基づき法務大臣から委嘱された非常勤の国家公務員をいう。過去に犯罪や非行をした人の立ち直りを支え、また、犯罪予防に向け啓発活動に取り組んでいる。

(7) 自死に関する人権問題

自死は、失業、倒産、多重債務、長時間労働などの社会的要因を含む様々な要因とその人の性格傾向、家族の状況、死生観などが複雑に関係していることから、自死を予防するためには、社会的要因に対する働きかけとともに、心の健康問題について、個人に対する働きかけと社会に対する働きかけの両面から総合的に取り組む必要があります。

特に、うつ病などの精神疾患患者、がん患者や慢性疾患患者、多重債務者や失業者、児童虐待や性犯罪、性暴力の被害者、性的マイノリティ、いじめ被害者、災害被害者など、自死の危険性の高いとされる人に対しては、様々な分野の施策、人々や組織が密接に連携する必要があります。

また、その遺族は自責の念や差別、偏見に苦しむなど極めて厳しい状況に置かれることになります。

市は、平成28年(2016年)4月に改正した「自殺対策基本法」及び平成29年(2017年)7月に改定した「自殺総合対策大綱」を踏まえ、平成31年(2019年)3月に「やさしいたからづか推進計画」を策定し、この計画の基本理念である、生きることの包括的な支援、関連施策との連携による総合的な対策等を基に、自死対策を推進します。

(8) その他

上記以外の人権問題、今後さらに生じる人権問題についても、その解決のための教育、啓発活動に取り組めます。

第5章 効果的な推進体制

人権教育、啓発の推進にあたっては、これまでの市の取組や今日の人権をめぐる状況などを踏まえ、様々な人権課題の解決に向けて、効果的に取り組んでいくため、体制の充実を図ります。

1. 全庁的な推進体制

教育、啓発の実施にあたっては、都市経営会議⁷⁷のもとに全庁的な体制で取り組み、各人権問題の施策を実施し、一体的に推進していくとともに、各領域間の相互調整を図り、総合的な視点に立った教育、啓発活動を実施します。

また、「第6次宝塚市総合計画⁷⁸」で各分野の共通するめざすまちの姿である「共に創り、未来につなぐまち」に位置付けられたことに基づき、市の実施するすべての施策に人権尊重の理念を取り入れた展開を図ります。そのため、市職員の研修を実施し、職員一人ひとりの人権意識を高め、人権尊重の視点に立って自らの職務に取り組む、あらゆる施策に人権尊重の視点を反映させます。

2. 行動計画の策定と進捗管理

本方針に基づき、毎年度、行動計画を策定し進捗状況の把握に努め、個別課題ごとに成果指標を設定し検証することで以降の計画に反映します。

また、市関係課長などで構成する人権教育及び人権啓発推進検討会で計画のフォローアップを行い、市人権審議会の意見を聴き、以降の計画に反映させるなど、一体的、総合的な推進を図ります。

3. 関係機関などとの連携、協力

人権教育、啓発を円滑に実施するため、市関係機関、県関係機関をはじめ、学校教育機関や社会教育施設、社会福祉施設、人権擁護機関、公益法人などとの連携を図ります。特に、企業などの事業所への啓発を進めるため、商工会議所や市人権・同和教育協議会⁷⁹企業部、関係団体などと連携を図ります。

また、近隣市町との連携、協力体制を築き、広域的な取組を推進します。

4. 関係団体などとのネットワークの構築

市人権・同和教育協議会、伊丹人権擁護委員協議会宝塚部会、県人権啓発協会などの人権関

⁷⁷ 市政の基本方針及び重要施策に関する事項を審議し、決定するとともに、市政の総合的かつ効率的な推進及び適正な運営を図るために市長の事務執行に関する最高協議機関のことをいう。

⁷⁸ 6頁参照

⁷⁹ 16頁参照

係団体などとのネットワークを構築し、情報の共有化、啓発事業の共同開催など、啓発、研修、相談などの効果的な推進を図ります。

また、人権尊重の理念のより広範な普及をめざし、自治会、まちづくり協議会、民生委員・児童委員、青少年補導委員、PTA・育友会、人権文化活動推進協議会、ボランティア活動団体などとの連携を図ります。

5. 参画、協働の推進

協働のまちづくりの視点に立って、様々な機会を通じて人権問題や人権に関する施策について市民からの意見聴取とその意見の反映を図るとともに、市民がそれぞれ自発性や個別性に基づいて実施する人権尊重のための自発的活動を支援し協力します。

また、市民意識調査の結果を踏まえ、広く関係団体と連携しながら、人権上大きな社会問題となっている事例をタイミングよく取り上げるなど、市民が主体的、能動的に参加できる手法を取り入れます。

6. 相談窓口の充実

市においては様々な相談窓口を設置していますが、当事者がひとりで悩まず気軽に相談できるよう、更なる相談窓口の周知に努めます。

相談窓口においては、二次的被害のないよう十分に配慮するとともに、相談担当者の資質向上や相談内容に関する秘密保持を一層厳格にするなど、利用しやすい相談体制づくりに努めます。

また、人権課題ごとに相談窓口は設置されましたが、これらに跨る複合的な課題に関する相談については、適切に対応できるよう各相談窓口において人権擁護の視点を浸透させ、分野を横断した連携が必要です。関係機関、相談窓口との密接な連携協力を図り、問題の解決に努めます。さらに、相談事例等を通じて実態把握に努めます。

7. 広報、啓発活動の推進

人権教育、啓発の推進にあたっては、市民意識調査の結果を踏まえ、人権教育、啓発事業の認知度を高めるため、広く関係団体と連携しながら参加、利用が増えていくような工夫を凝らした啓発活動を行っていきます。引き続き広報たからづか、エフエム宝塚、ケーブルテレビ放送、インターネット、SNS⁸⁰など、より効果的に人権尊重の理念の重要性を伝えるため積極的な活用を図り、新たな啓発手法を検討していきます。

また、広報、啓発の際は、ユニバーサルデザインフォント、カラーユニバーサルデザイン⁸¹を意識して取り組みます。

⁸⁰ 17 頁参照

⁸¹ 色覚の多様性に配慮して、情報がなるべくすべての人に正確に伝わるように、利用者の視点に立ってデザインすること。

8. 人権文化センター事業の推進

人権問題の解決に向けた広範な取組を行い、福祉の向上や人権啓発のための住民交流の拠点となる「福祉コミュニティセンター」として事業を推進し、事業の実施を通じて地域課題の把握に努めます。

そのため、人権文化活動団体や地域福祉活動団体に対する支援を行い、人権学習グループなどへの情報提供に努め、人権教育、啓発の拠点としてより積極的に事業を実施します。

また、人権に関する相談窓口となり、関係行政機関や団体などと連携を図り、積極的に地域に出向く等問題の早期解決に取り組めます。

9. SDGsとの一体的推進

「第 6 次宝塚市総合計画⁸²」で示すまちづくりの方向性は、SDGsの理念と重なるものであるため一体的に推進しており、本基本方針についても総合計画とともにSDGsと一体的に推進していきます。

10. 基本方針の見直し

本方針は、人権を取り巻く国内外の動向や社会情勢の変化に対応するため、策定から5年後に見直し、5年以内であっても、市人権審議会において見直しが必要であると判断した場合には見直します。

⁸² 6 頁参照

資料編

資料Ⅰ 人権問題に関する市民意識調査結果(抜粋)

○ 今回の市民意識調査は、平成28年(2016年)10月から11月にかけて、本市在住の16歳以上の市民3,000人を対象に、郵送方式による配付、回収形式にて実施しました。

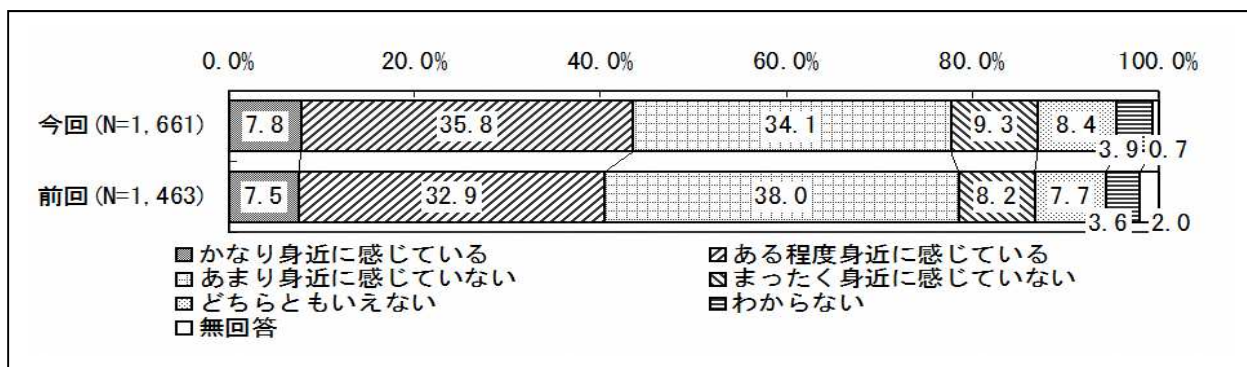
有効回収数は1,661件、有効回収率は55.4%です。

○ 前回の市民意識調査は、平成17年(2005年)11月、本市在住の16歳以上の市民3,000人を対象に、郵送方式による配付・回収形式にて実施しました。

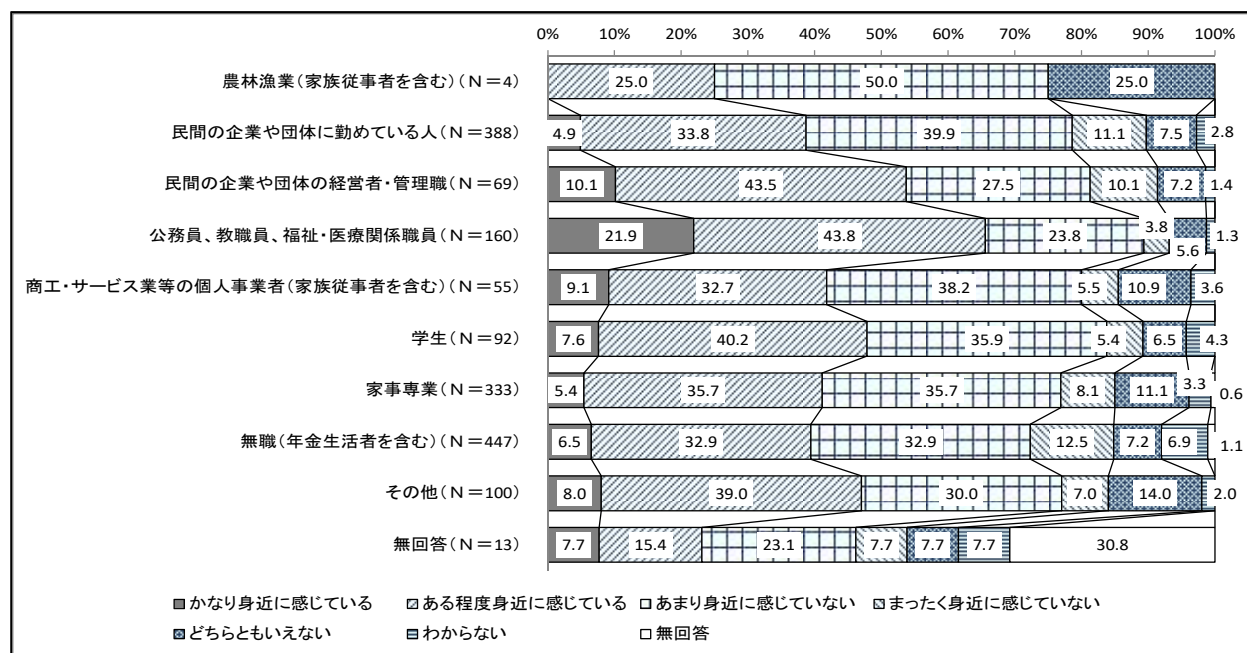
有効回収数は1,463件、有効回収率は48.8%です。

○ N=有効回答数

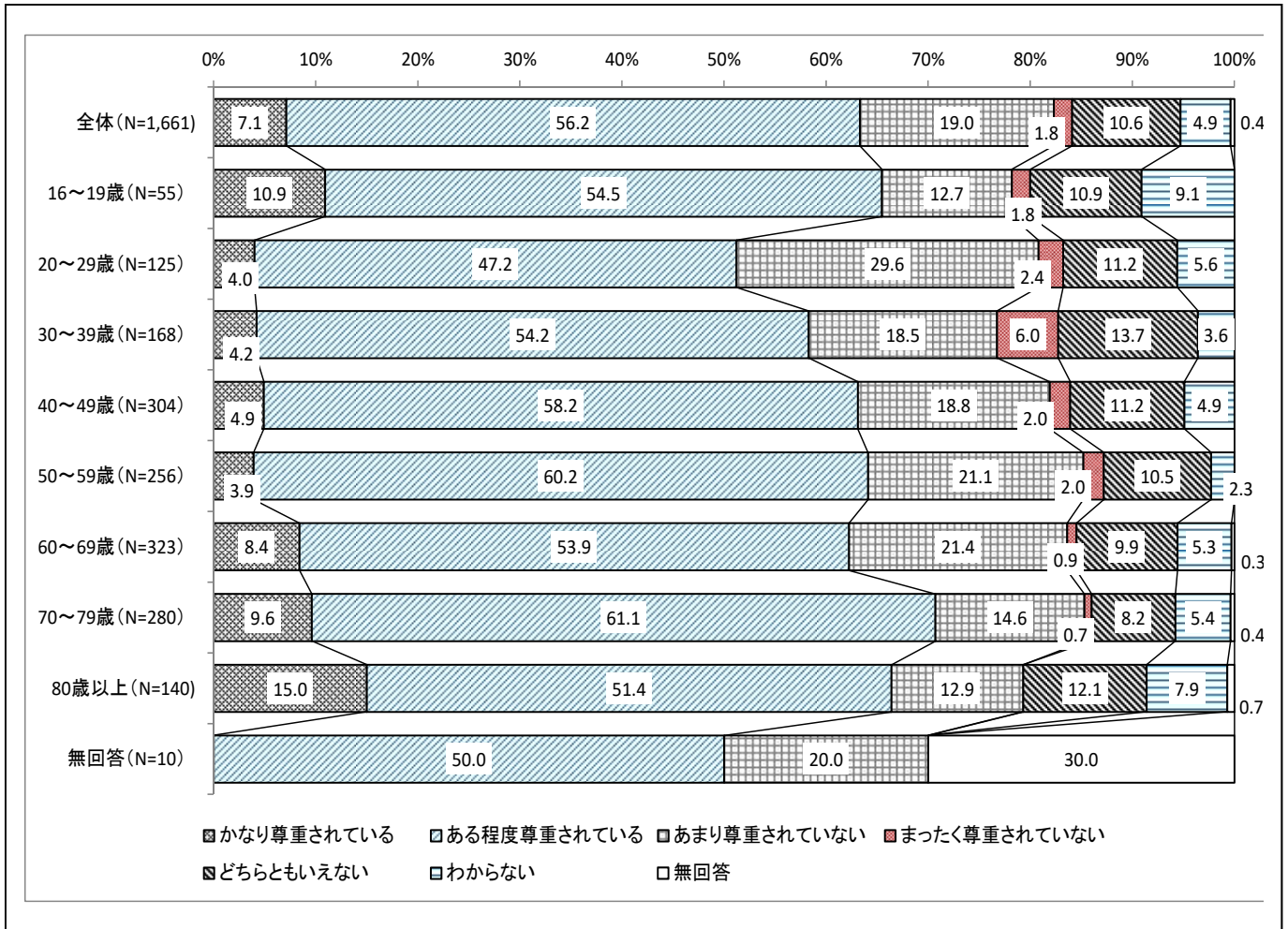
【図1 人権問題を身近に感じているか】



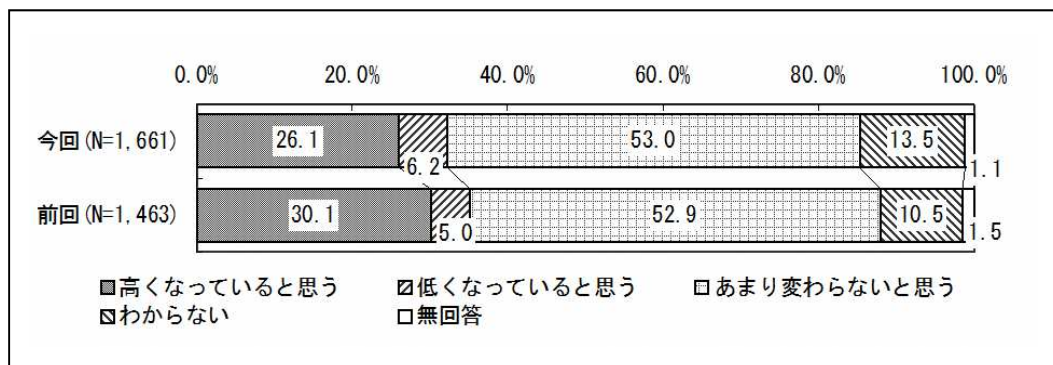
【図2 人権問題を身近に感じているか(職業別)】



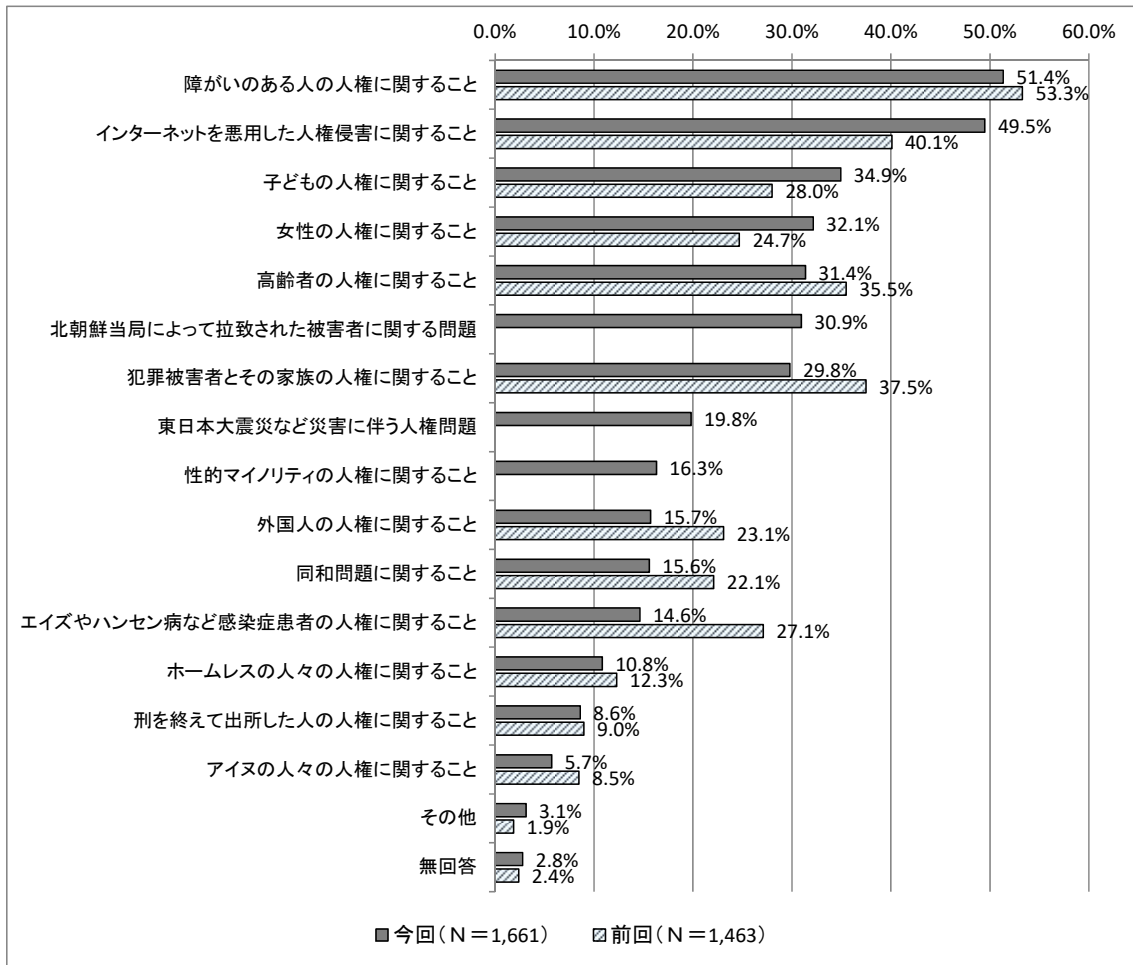
【図3 人権が尊重されていると思うか(年齢別)】



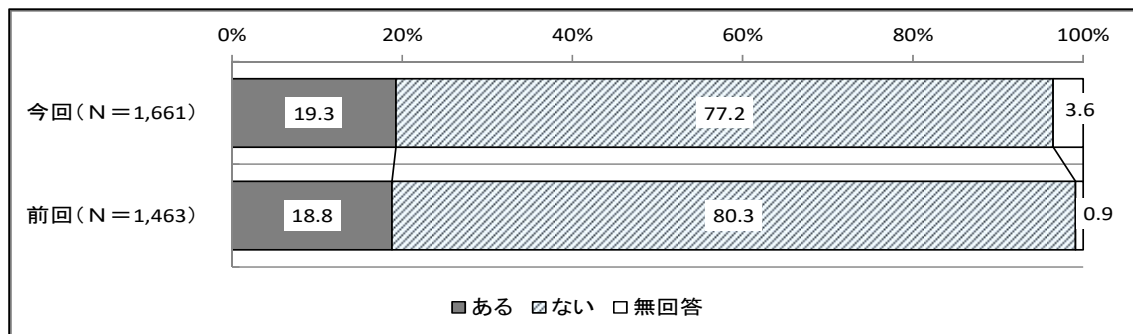
【図4 人権意識は5~6年前と比べて高くなっていると思うか】



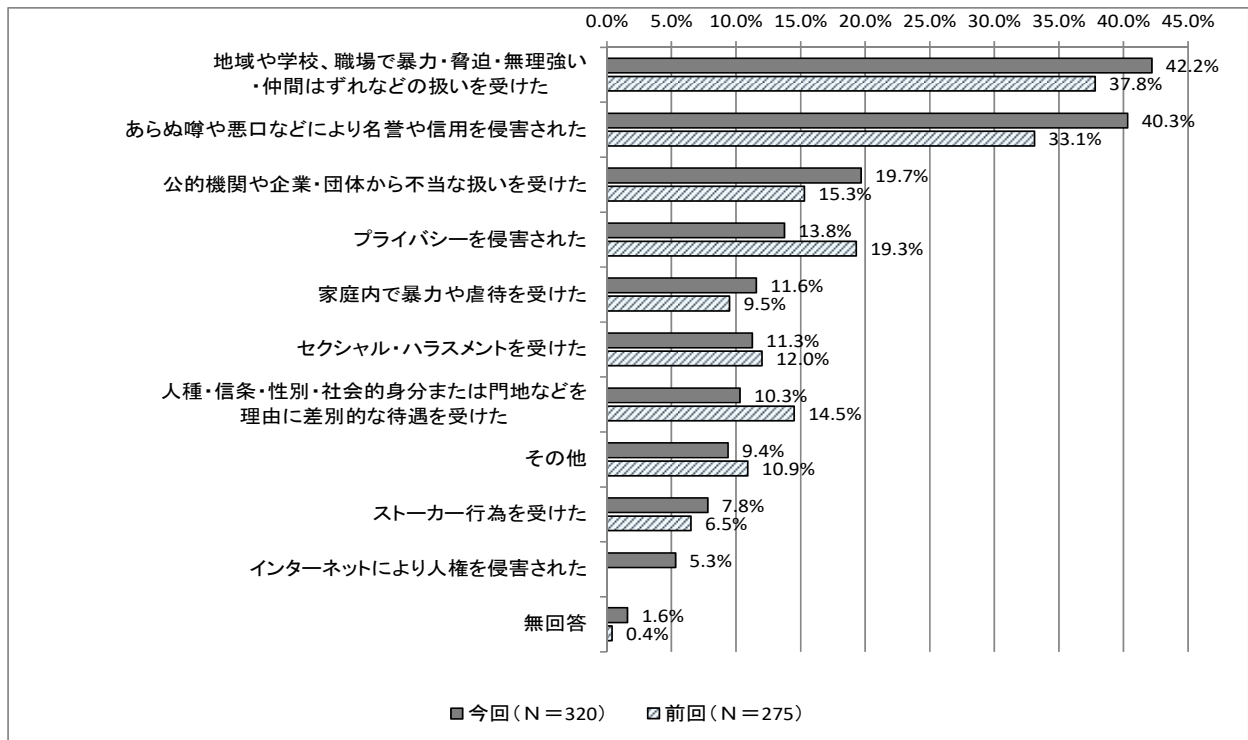
【図5 早急に解決すべき人権課題】



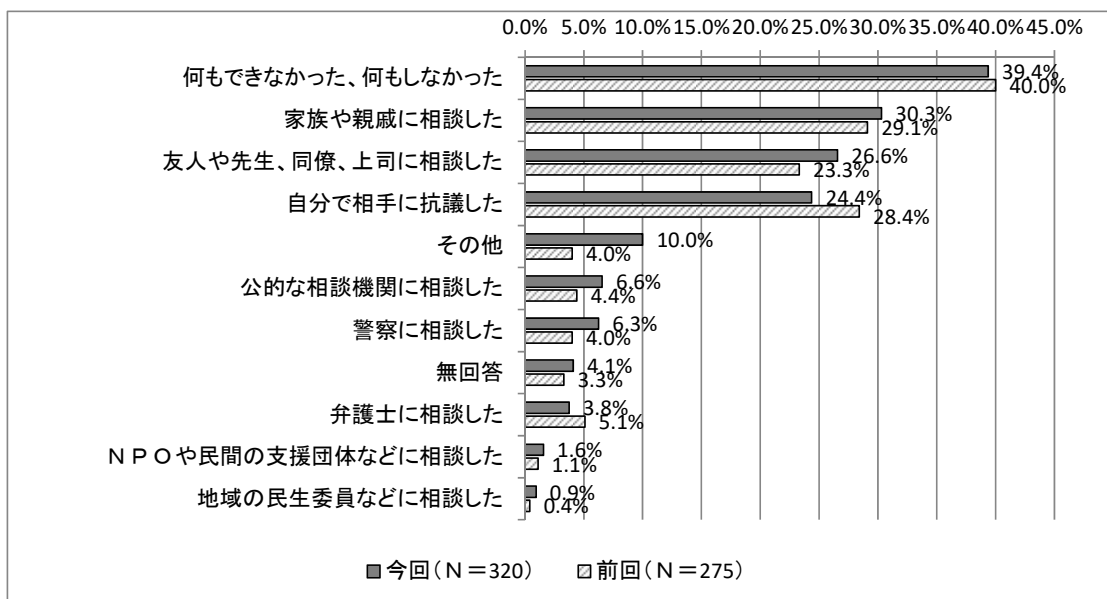
【図6 人権侵害の経験の有無】



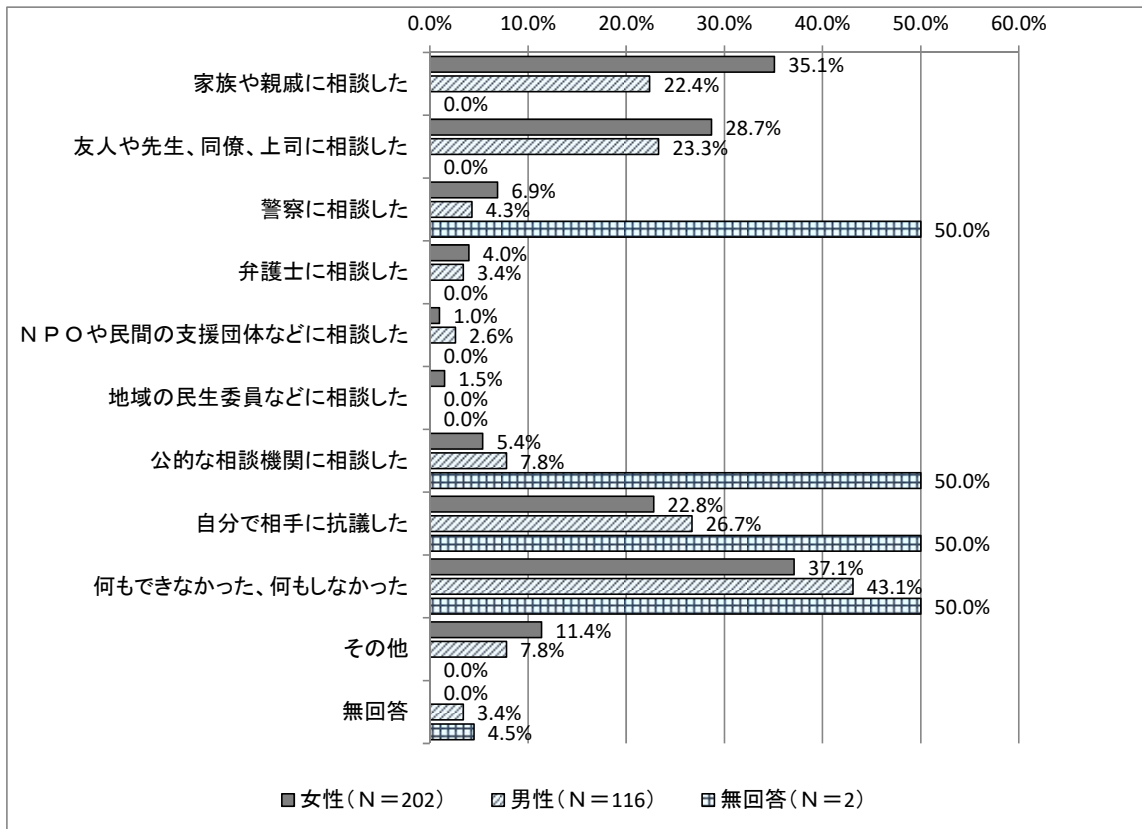
【図7 どのような人権侵害を受けたか】



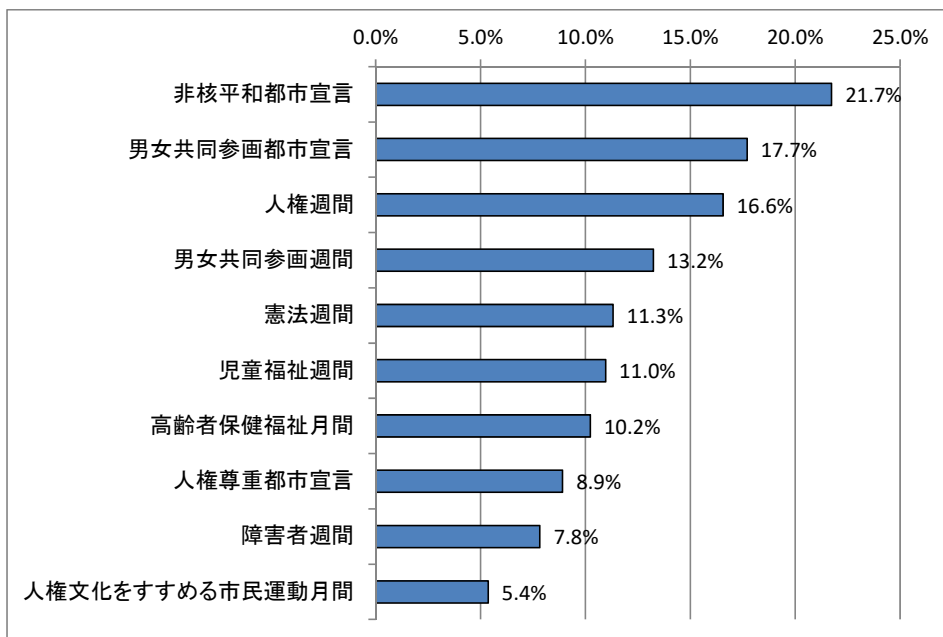
【図8 人権侵害を受けた時の対応】



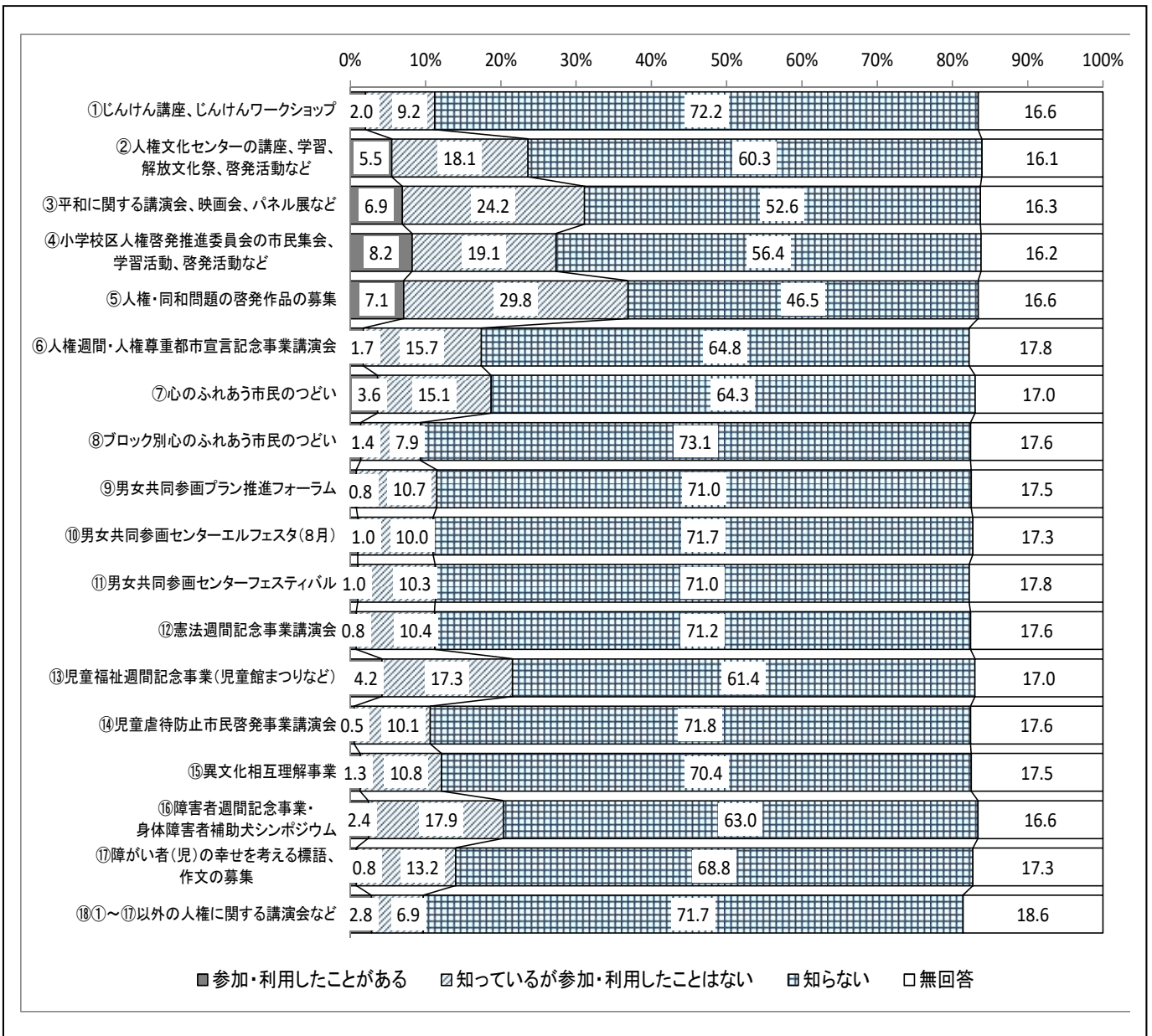
【図9 人権侵害を受けたときの対応(性別)】



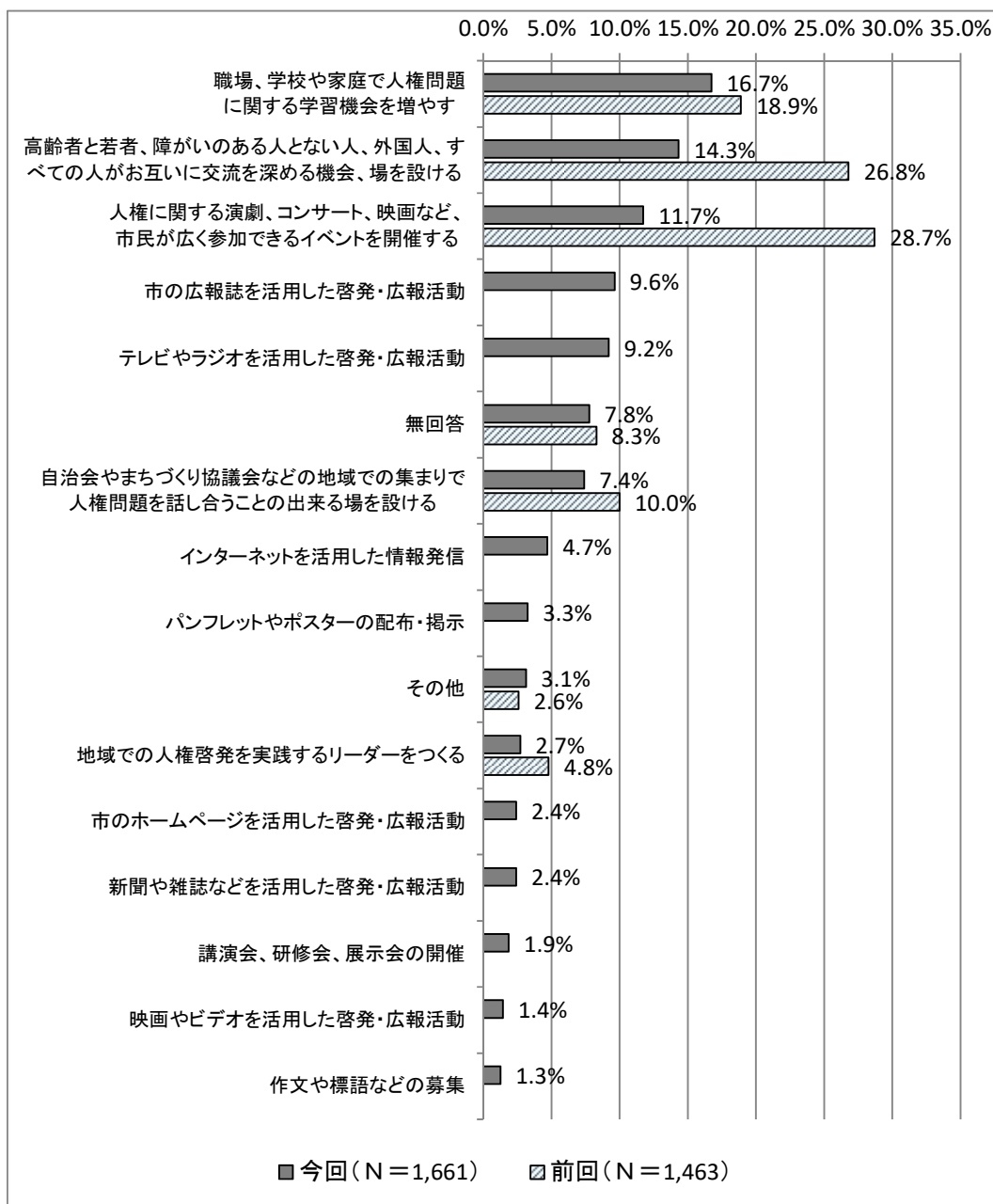
【図10 各種都市宣言や週間・月間運動の認知度】



【図11 各種啓発事業や行事の参加・利用状況】



【図12 人権尊重の輪を広げていくために最も重要なこと】



【表1 人権尊重の輪を広げていくために最も重要なこと(年齢別)】

	地域での人権啓発を 実践するリーダー をつくる	自治会やまちづくり 協議会などの地域 での集まりで人権 問題を話し合うこと の出来る場を設ける	人権に関する演劇、 コンサート、映画など、 市民が広く参加 できるイベントを開催 する	高齢者と若者、障 がいのある人、外国人、 外国人、すべての人が お互いに交流を深める 機会、場を設ける	職場、学校や家庭 で人権問題に関する 学習機会を増やす	テレビやラジオを 活用した啓発・広報 活動	新聞や雑誌などを 活用した啓発・広報 活動	市の広報を活用 した啓発・広報活動	映画やビデオを 活用した啓発・広報 活動
16～19歳	3.6%	3.6%	18.2%	23.6%	21.8%	10.9%	1.8%	0.0%	1.8%
20～29歳	0.8%	7.2%	10.4%	9.6%	26.4%	13.6%	0.8%	2.4%	2.4%
30～39歳	1.2%	8.3%	10.1%	12.5%	26.2%	8.3%	0.0%	7.1%	1.8%
40～49歳	2.3%	3.3%	12.5%	14.1%	25.7%	11.2%	2.3%	9.5%	1.0%
50～59歳	2.7%	3.1%	12.1%	14.8%	14.5%	10.9%	3.9%	10.2%	2.7%
60～69歳	1.5%	8.7%	14.2%	15.2%	13.0%	6.8%	2.2%	12.1%	1.2%
70～79歳	5.4%	13.2%	10.4%	14.6%	7.5%	6.8%	3.2%	11.8%	0.7%
80歳以上	3.6%	10.7%	6.4%	14.3%	7.1%	7.9%	3.6%	12.9%	0.7%
無回答	10.0%	0.0%	20.0%	10.0%	10.0%	20.0%	0.0%	0.0%	0.0%
合計	2.7%	7.4%	11.7%	14.3%	16.7%	9.2%	2.4%	9.6%	1.4%
	市のホームページ を活用した啓発・ 広報活動	インター ネットを活用した 情報発信	パンフレットやポ スターの配布・掲 示	講演会、研修会、 展示会の開催	作文や標語などの 募集	その他	無回答	合計	
16～19歳	1.8%	5.5%	0.0%	0.0%	5.5%	1.8%	0.0%	100.0%	
20～29歳	2.4%	11.2%	4.8%	1.6%	0.8%	0.8%	4.8%	100.0%	
30～39歳	1.8%	7.1%	3.0%	1.2%	0.6%	3.6%	7.1%	100.0%	
40～49歳	0.7%	6.3%	2.0%	2.0%	0.7%	3.3%	3.3%	100.0%	
50～59歳	3.5%	5.5%	3.5%	2.3%	2.0%	5.1%	3.1%	100.0%	
60～69歳	3.7%	2.5%	4.0%	2.2%	0.6%	2.8%	9.3%	100.0%	
70～79歳	2.1%	2.1%	2.1%	1.4%	1.8%	2.9%	13.9%	100.0%	
80歳以上	2.9%	1.4%	6.4%	2.1%	1.4%	2.9%	15.7%	100.0%	
無回答	0.0%	0.0%	0.0%	10.0%	0.0%	0.0%	20.0%	100.0%	
合計	2.4%	4.7%	3.3%	1.9%	1.3%	3.1%	7.8%	100.0%	

資料2 宝塚市人権審議会の審議経過と概要

種別	回数	開催日	内 容
審議会	第1回	令和4年(2022年)7月22日(金)	<ul style="list-style-type: none"> ・諮問「第3次人権教育及び人権啓発基本方針の見直しについて」 ・第3次人権教育及び人権啓発基本方針に基づく令和4年度行動計画について
小委員会	第1回	令和4年(2022年)8月31日(水)	<ul style="list-style-type: none"> ・第3次人権教育及び人権啓発基本方針の見直しについて(部落差別・障がいのある人・女性)
小委員会	第2回	令和4年(2022年)9月13日(火)	<ul style="list-style-type: none"> ・第3次人権教育及び人権啓発基本方針の見直しについて(高齢者・子ども・外国人)
小委員会	第3回	令和4年(2022年)10月13日(木)	<ul style="list-style-type: none"> ・第3次人権教育及び人権啓発基本方針の見直しについて(インターネットによる人権問題・性的マイノリティ・様々な人権)
小委員会	第4回	令和4年(2022年)11月28日(月)	<ul style="list-style-type: none"> ・第3次人権教育及び人権啓発基本方針の見直し案について ・第3次人権教育及び人権啓発基本方針成果指標について
審議会	第2回	令和5年(2023年)1月16日(月)	<ul style="list-style-type: none"> ・パブリック・コメントの実施について ・行動計画及び成果指標について
審議会	第3回	令和5年(2023年)4月25日(火)	<ul style="list-style-type: none"> ・パブリック・コメントの実施結果について ・答申案について
		令和5年(2023年)4月28日(金)	<ul style="list-style-type: none"> ・答申書提出(会長のみ)

資料3 宝塚市人権教育及び人権啓発推進検討会等の協議経過と概要

種別	回数	開催日	内容
検討会 (審議会に向けて)	第1回	書面開催	・第3次人権教育及び人権啓発基本方針見直し(案)について ・第3次人権教育及び人権啓発基本方針令和4年度行動計画について
検討会 (小委員会に向けて)	第2回	書面開催	・第3次人権教育及び人権啓発基本方針見直し(案)について
検討会 (小委員会に向けて)	第3回	書面開催	・第3次人権教育及び人権啓発基本方針見直し(案)について
検討会 (小委員会に向けて)	第4回	書面開催	・第3次人権教育及び人権啓発基本方針見直し(案)について
検討会 (小委員会に向けて)	第5回	書面開催	・第3次人権教育及び人権啓発基本方針見直し(案)について
都市経営会議		令和5年(2023年) 1月30日(月)	・第3次人権教育及び人権啓発基本方針(改定案)について ・パブリック・コメントの実施について
検討会 (審議会に向けて)	第6回	令和5年(2023年) 4月11日(火)	・パブリック・コメントの実施結果について
都市経営会議		令和5年(2023年) 5月9日(火)	・パブリック・コメントの実施結果について

資料4 パブリック・コメントの実施状況

実施期間 令和5年(2023年)3月 1日(水)~3月30日(木)

内 容 第3次宝塚市人権教育及び人権啓発基本方針(改定案)について、4名から12件の意見が寄せられました。

資料5 宝塚市人権審議会規則

宝塚市人権審議会規則(附則省略)

(趣旨)

第1条 この規則は、執行機関の附属機関設置に関する条例(昭和41年条例第1号。以下「条例」という。)第2条の規定に基づき、宝塚市人権審議会(以下「審議会」という。)の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じて、人権尊重の社会づくり及び人権文化センター事業に関する重要事項について調査、審議し、答申するものとする。

(委員)

第3条 審議会の委員は、条例第1条に規定する者のうちから市長が委嘱する。

2 委員が欠けたときは、市長はその都度補欠委員を委嘱しなければならない。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(小委員会)

第7条 会長は、必要があるときは、小委員会を置くことができる。

(意見の開陳その他の協力依頼)

第8条 審議会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、委員以外の者に意見の開陳、説明その他の協力を依頼することができる。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、人権男女共同参画課で行う。

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

資料6 宝塚市人権審議会委員

(順不同・敬称略)

選出区分	氏名	所属等	備考
市内の公共的団体等の代表者	和久 有彦	宝塚市人権・同和教育協議会会長	会長
知識経験者	日高 庸晴	宝塚大学 看護学部教授	副会長
	野崎 志帆	甲南女子大学 国際学部教授	
	岡本 工介	関西大学 人権問題研究室委嘱研究員	
市内の公共的団体等の代表者	織山 茂	宝塚市男女共同参画センター連絡協議会	
	永井 裕二	宝塚市外国人市民文化交流協会	
	伊藤 恵美子	宝塚障害福祉市民懇談会	
	平田 武二	くらんど人権文化活動推進協議会	
	谷添 美也子	まいたに人権文化活動推進協議会	
	下坂 治彦	ひらい人権文化活動推進協議会	
	松下 ふさ子	中山台コミュニティ	
	中川 絢子	宝塚市自治会連合会	
	川口 義孝	宝塚商工会議所	
	辻田 智子	宝塚市青少年育成市民会議	
	松村 孝三	宝塚市社会福祉協議会	
公募による市民	津田 栄	市民	
	真鍋 秀夫	市民	
	池田 月子	市民	
	岸田 志紀	市民	
関係行政機関の職員	高井 美智子	伊丹人権擁護委員協議会宝塚部会	
	平山 審	小浜小学校	

※ 委員任期 令和4年(2022年)7月22日~令和6年(2024年)7月21日

資料7 宝塚市人権教育及び人権啓発推進検討会設置要綱

宝塚市人権教育及び人権啓発推進検討会設置要綱(附則省略)

(設置)

第1条 市の人権教育及び人権啓発を総合的かつ効果的に推進するため、宝塚市都市経営会議設置規程(平成15年訓令第26号)第6条第2項により、宝塚市人権教育及び人権啓発推進検討会(以下「検討会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 検討会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 人権教育及び人権啓発の基本方針及び計画の検討策定に関すること。
- (2) 人権教育及び人権啓発事業の総合調整及び推進に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、人権教育及び人権啓発に関し必要な事項について協議し、及び調整すること。

(組織等)

第3条 検討会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長には総務部長を、副委員長には教育委員会事務局学校教育部長、委員には別表に掲げる職にある者をもって充てる。

3 委員長は、検討会を代表し、会議の議長となる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 会議は、委員長が必要に応じて招集する。

2 委員長は、必要があると認めるときは、検討会の委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴くことができる。

(部会)

第5条 委員長は、必要があると認めるときは、検討会に部会を置くことができる。

2 部会は、委員及び委員長が指名する者をもって組織する。

(庶務)

第6条 検討会の庶務は、人権男女共同参画課が行う。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

表(第3条関係)

部 組 織	役 職 名
企画経営部	企画政策課長
市民交流部	市民協働推進課長
総務部	人権平和室長 人材育成課長 人権男女共同参画課長 くらんど人権文化センター所長 まいたに人権文化センター所長 ひらい人権文化センター所長
健康福祉部	高齢福祉課長 介護保険課長 障碍(がい)福祉課長
子ども未来部	子ども政策課長 子育て支援課長 保育企画課長 青少年課長
産業文化部	商工勤労課長 文化政策課長
教育委員会 事務局	学校教育次長(特別支援・人権教育担当)※~令和5年(2023年)3月31日 学校教育室長※令和5年(2023年)4月1日~ 学校教育課長 教育研究課長 社会教育課長

○ 検討会部会委員(検討会部会は、審議内容に合わせて下記の委員の中から招集し開催した。)

- ・企画経営部 広報課長
- ・市民交流部 市民協働推進課長
- ・市民交流部 国民健康保険課長
- ・市民交流部 医療助成課長
- ・総務部 人権平和室長
- ・総務部 人材育成課長
- ・総務部 くらんど人権文化センター所長
- ・総務部 まいたに人権文化センター所長
- ・総務部 ひらい人権文化センター所長
- ・都市安全部 防犯交通安全課長
- ・都市整備部 住まい政策課長
- ・健康福祉部 高齢福祉課長
- ・健康福祉部 地域福祉課長
- ・健康福祉部 介護保険課長
- ・健康福祉部 健康推進課長
- ・健康福祉部 障碍(がい)福祉課長
- ・子ども未来部 子ども政策課長

・子ども未来部	子育て支援課長
・子ども未来部	子ども家庭支援センター所長
・子ども未来部	子ども発達支援センター所長
・子ども未来部	保育企画課長
・子ども未来部	青少年課長
・環境部	環境政策課長
・産業文化部	商工勤労課長
・産業文化部	文化政策課長
・教育委員会事務局	学事課長
・教育委員会事務局	学校教育部次長(特別支援・人権教育担当)
	※～令和5年(2023年)3月31日
	学校教育室長
	※令和5年(2023年)4月1日～
・教育委員会事務局	学校教育課長
・教育委員会事務局	幼児教育センター所長
・教育委員会事務局	教育研究課長
・教育委員会事務局	教育支援課長
・教育委員会事務局	青少年センター所長
・教育委員会事務局	社会教育課長
・市立病院経営統括部	課長

資料8 日本国憲法(抜粋)

【基本的人権の享有と性質】

第 11 条 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる。

【自由・権利の保持義務、濫用の禁止、利用の責任】

第 12 条 この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

【個人の尊重、生命・自由・幸福追求の権利の尊重】

第 13 条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

【法の下での平等、貴族制度の否認、栄典の限界】

第 14 条 すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

2 華族その他の貴族の制度は、これを認めない。

3 栄誉、勲章その他の栄典の授与は、いかなる特権も伴はない。栄典の授与は、現にこれを有し、又は将来これを受けるものの一代に限り、その効力を有する。

【居住・移転・職業選択の自由、外国移住・国籍離脱の自由】

第 22 条 何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。

2 何人も、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を侵されない。

【家族生活における個人の尊厳と両性の平等】

第 24 条 婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

2 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して制定されなければならない。

【教育を受ける権利、教育の義務、義務教育の無償】

第 26 条 すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

2 すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

【労働の権利・義務、労働条件の基準、児童酷使の禁止】

第 27 条 すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。

2 賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。

3 児童は、これを酷使してはならない。

資料9 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律(平成12年法律第147号)(附則省略)

(目的)

第1条 この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の^{かん}涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動(人権教育を除く。)をいう。

(基本理念)

第3条 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

(国の責務)

第4条 国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第5条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第6条 国民は、人権尊重の精神の^{かん}涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

(基本計画の策定)

第7条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

(年次報告)

第8条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を提出しなければならない。

(財政上の措置)

第9条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。

人権尊重都市宣言

すべての人びとの基本的な人権が尊重され、平和で、自由で、平等な社会で、幸せに暮らせることは人類共通の願いです。

しかし、私たちの身のまわりには、今なお、さまざまな差別や人権侵害があとをたちません。

人が人として互いに尊び合い、すべての人びとの人権が保障される、明るく住みよい地域社会を築き上げるために、より積極的な取り組みが求められています。

人権は、市民一人ひとりの不断の努力によって守り、築かれなければなりません。

水と緑とふれあい・共生のまちをめざす、私たちのまち宝塚市は、ここに思いを新たにして、本市を「人権尊重都市」とすることを宣言します。

平成8年3月5日

宝 塚 市

第3次宝塚市人権教育及び人権啓発基本方針 改定版

令和5年(2023年)5月

宝塚市 総務部 人権平和室 人権男女共同参画課

〒665-8665 宝塚市東洋町1番1号

電話:0797-71-1141(代表)

0797-77-9100(直通)

FAX:0797-77-2171

